

502

124

都市計畫部長工學博士 直木倫太郎氏序文
大阪日日新聞記者 高梨光司著

都市計畫畫解說

附 關係諸法規

大阪日日新聞社發行



始



502-124



都市計畫解說

附
關
係
諸
法
規

11. 8. 2

內交

東京市行政



序

本書の著者が書中に於て喝破した如く都市生活が文化生活の基調であり、文化生活が人間自然の欲求である以上は、都市の人口集中は未來永劫たゞその勢ひを加ふるのみであらう。縦し田園都市運動人口分散政策等の鼓吹が、一面交通機械の伸張と相扶けて、幾分その喰止めに成效せうとも、その効果は何程か靜態人口の過密を中和し能ふに止まり、大都市畫間の混雜は寧ろ斯かる衛星的都邑の羅布を得て益々其熱度を煽られざるを得まい。今日の都市が有姿の儘で如何してこの時勢に適應するに足らう。都市改善の叫びは寔に餘儀なき時代の必要である。

さればこそ我仕む都市を出来るだけ、利便に、健全に、そして快適にどの要求を總ゆる限代科學の力で解いて、其處に一味渾然として組織あり統制ある重要施設の永久的企圖を確立し、且は遂行する所以のものが生れねばならぬ。如今世界の都市てふ都市を擧りて都市計畫に熱中し、只管その解決の後るゝを耻づるも畢竟その爲

である。過般支那から歸つた友人の話に、廣東、厦門などさへ、現に大袈裟な街路の擴張や、舗装を盛んに行つゝある。何故日本の技師を聘ばぬかと聞けば、日本の何處に手本になる仕事をして居るぞと逆襲された苦笑した。況んや歐米をや。最近我大都市が辛くも實現の第一歩を踏出さんとする街路の改良や、下水の始末や、防火施設や、大小公園や、運動休養設備や、交通運輸機關の類を指してこれを都市計畫だと説くべく、彼地では最早到る所に餘りに能く整備し普遍し過ぎて居るではないか。然も尙且熾に都市計畫の聲を揚げつゝある所以のものは、即ち飽迄都市民全體の健康と怡樂との爲に、總ゆる文化の最新要求に聽き、これを實現して以て地上より永世への理想を達成すべく、都市の改善とよりは寧ろ都市生活そのもの改善を眼目として、慕進するをその本領と爲すからである。非衛生地區の掃蕩、自由空地の設定、花園郊外の建設、さては最小住宅の建築様式にまで及び、遅くも今後の三十年を期して何の家庭にも快適安易の住居を興へしめねばならぬ」との大旗幟を汎く世界的に振擧すべく意氣込めるが爲である。

然し乍ら縦し理想は其處にあらうとも、彼我の事情を異にすること我國の如きにありては所詮俄にその境地にまで辿り付き易からざるは固より、又濫りにその長を説きその美を歎するの餘り、却て我都市計畫をしも、宛然都市の美觀と享樂本位の榮耀沙汰なるかに誤解せしめてはならぬ。矢鱈に理想主義を振舞して、所謂計畫作れに終らんことも亦考へものである。米國ですら餘りに都市美を主とした計畫に祟られて、實用本位の獨逸に比すれば、約十年その實行を阻まれたと毎つゝある。今日我國に於て問題となすべき都市計畫こそは、尙更もつとく眞劍味に充ちた止むに止まれぬ必死の都市改善であり、全市民の保健經濟生存の必要からであらねばならぬ。

とは云へ斯かる最小限度の都市計畫にしても、其實現は中々容易の業ではない。法制と財政と技術と行政とのこの四拍子が確と調子を揃へた處で、さて市民一齊の自覺からなる力強き地詔が舞臺を壓して湧き立たなくては到底無難に舞出さるべきものではない。幸にも我大阪は幾分他都市に先じて舞の一手を躑しかけたが、さ

てこれからのその込入つた手振を、その足せりを何う運び切れるだらうか。

こゝに何處迄も手強い全市民の助勢が何よりの力であると同時に、その助勢を得んが爲には、先づ以て汎くその計畫に對する徹底的理解を市民に求めねばならぬ。それもたゞ概括的に都市計畫の必要を説いただけでは物足りぬ。

都市計畫の必要は、何の都市にも共通だが、計畫のものの、實質に至つては、無論都市毎に相違すべく、即ち其市の地理的社會的條件に鑑み、現在の施設と缺陷とに訴へて、逐一問題の是非を辨じ、計畫の精神を説くに非ざるよりは、決して市民の心底からの理解を得らるゝ筈がない。畏友高梨君が敏くも此點に察し、此必要を充たさむが爲に茲に多大の努力を拂つて、特に我大阪市の爲に、我市民の前に、活きた都市計畫の要領を説盡すべく、この著を敢てせられたること、何たる仕合せであらう。

亞米利加の都市計畫事業に先鞭を着けたシカゴ市の如きも、その市として眞に『驚くべき都市』たらしむべき偉大なる計畫の精神を、飽迄市民に徹底せしむべく、

特に教科書を編むで小學兒童に與へ、以て次代の市民にまでその諒解を求めつゝあるを見よ。果然當初は市民の多敷をして『繪で見る計畫』とのみ私語せしめたにも拘らず、今では最早動きの取れぬ『全市民の爲の計畫』「心命を賭すべき計畫」として認められ、既に昨年迄に其事業の爲に市が起債を議決せるもの一億二千三百萬圓、郊外森林公園の爲に別に一千萬圓、各鐵道會社をして承認せしめたる改良事業費三億二千四百萬圓に達せるが如きも、これ畢竟はその熱烈なる力説宣傳の結果ではないか。我高梨君の用意も亦固より此處にあり、その努力は惟ふに必ずや大に酬らるべきであらう。

シカゴは米國第二の大都市として、物質的にも精神的にも經濟的にも文化的にも悉く懸命に『育市』の對抗を策し、竊に全世界新時代の文化中心たるべきを期して、大に獨創的氣魄を鼓しつゝあるが、その市民の標語は何處までも『やつて見せる』である。我國第二の大都市たる大阪市民の誇りとする所も亦齊しくその意氣たるではないか。由來格段なる愛郷心に勇める我市民にして、更に深くこの市の永

遠の發展を愛する限り、その子々孫々の健康と能率と怡安との爲に止むに止まれの眞劍の計畫として、餘くこれを理せん限り、何處にこの事業の進行を危むべきの理由があらうか。都市計畫は計畫に非ずして實行である。我大阪市の都市計畫は獨り我大阪市民の自覺に俟ちて初て實現さるべき餘儀なき必要そのものである。

大正十一年五月盡

直木倫太郎

自序

本書は大阪市民に對し都市計畫並に都市計畫事業に關する一般的理解を與へ、現在及び將來の都市計畫遂行上、幾分にも裨補する所あらしめんとして、著作したるものに外ならぬ。將來大阪市政の樞軸たるべきものが都市計畫であり、且又都市計畫が直接市民生活の利害に關係する所、極めて緊切なるものあるに拘らず、未だ市民の大部分は都市計畫の何物たるかを知らざる有様である。都市計畫並に都市計畫事業が、市民の諒解と後援を得るにあらざれば、到底成功する能はざるは、著者の深く信する所である。然るに大阪市民の都市計畫に對する知識が、斯の如く幼稚であり、且無理解である現狀に於て、果してよく所期の成績を擧げ得るかやうか。蓋し此は何人と雖も疑はざるを得ざる所であらう。

されば今日は何は措いても、先づ都市計畫の何物たるかを、市民一般によく理解せしめ、其必要なる所以を知悉せしむることを以て、第一の急務とする。而して其

方法としては、都市計畫に關する宣傳用の小冊子を著作し、此を市民の間に頒布するに如くは莫い。著者は大阪日日新聞の政治記者として、前後十年市政方面を擔當し、今尙現に其職にある者であつて、夙に諸君の大阪市政に對し興味と理解を有し、且都市計畫に就ても、聊か研究する所なしとせぬ。故に此阪都市計畫に關する小著を上梓して、此方面の要求に應じ、大阪市民の都市計畫に對する智識向上に努むることは、また著者にありては其身に爲し能ふ一の社會奉仕ではあるまいか。是れ著者が淺學菲才、殊に其研究の頗る未熟なるに拘らず、自ら揣らず、敢て此小冊子を公にした所以である。

本書は大體に於て前中後の三篇に分ち、前篇『都市計畫梗概』に於ては、都市計畫に對する内外の狀態、並に其施設の大要を略叙し、都市計畫全般に對する鳥瞰的觀察を試みた。勿論僅々五十頁足らずの紙幅に於て、廣汎複雜を極むる都市計畫の全般を説明することは、到底不可能であつて、本書に於ては唯其要項を述ぶるのみに止めた。夫れ故都市衛生、公園計畫の如きは、紙幅の都合上此を省き、下篇『大

大阪の建設』の章中に併叙する方法を執つた。

而して中篇『大阪と都市計畫』に於ては、大阪古來の變遷並に徳川時代以降の都市施設の經過を述べ、更に進んで大阪都市計畫の濫觴より現在實行中の第一次事業の内容に説き及び、大阪と都市計畫との關係を明かにし、下篇『大大阪の建設』に於ては、大阪市の將來に關する市政各方面の事項に就き、著者の平生懷抱する卑見を述べた。蓋し此篇は本書中の眼目であつて、著者は不敏々顧みず、駑鈍に穢ち、敢て其是と信する所を直言した心算である。

唯本書中に於ける著者の意見は、主として現在の狀態を基礎とし、極めてプラグチカルの見地に立ちて、近き將來に於て實行の可能性ある事柄を述べたに過ぎぬ。従つて理想としては、甚だ可なる説と雖も、其實行上に於て空想に歸し、所謂計畫倒れに終るが如きことは、一切擧げて論及するを避けた。是れ本書中に於ける著者の意見が飽迄着實平凡にして、理想の光彩に乏しき所以であつて、讀者も亦本書上梓の目的に鑑み、著者の意のある所を諒とさるゝであらう。

本書の著作に就ては、大阪市廳の各部課より、種々有益なる資料を提供せられ、著者の著述に非常の便宜を與へられたのみならず、直木博士の如きは、種々其内容は立ち且つて誘掖輔導の勞を執られ、尙其出版に際し著者の請を容れて、金玉の序文を賜つた。著者が兎も角も曲りなりにも本書を著作するを得たのは、全く此等の入々の厚意に基くのであつて、茲に特に記して感謝の意を表して置く。

終りに一言したいのは著者は前述の目的に依りて、本書の著作に着手したのであるが、何分平素匆忙の業務に従事して居る爲めに、ゆつくり落着いて研究調査するの餘暇を有せず、本書の如きも極めて短時日の間に一氣呵成に書上げたものであつて、其内容も甚だ杜撰であり、且文章も粗雑であることを免れぬ。唯本書の著作が將來大阪都市計畫の遂行上、幾分にも裨補する所あれば、著者にとりては、誠に本懐の至りである。

大正十一年五月念九

東野田僑居に於て

高梨光司

都市計畫解説目次

前篇 都市計畫梗概

第一章 都市文化から見た日本	一頁
シヨツフル元帥の道路觀——幼稚な我都市文化——政府も無關心——我國都市と	
欧米都市——都市文化の過渡時代	
第二章 近世都市發達の徑路	五頁
都市發達の起源——政治上の都市——軍事上の都市——宗教學術の都市——近世的	
的大都市の出現——百年前の倫敦巴里伯林	
第三章 建築と交通の一大變革	八頁
近世都市と建築——組育のウールウオース——交通機關の完備	
第四章 都市計畫の必要と其目的	一一頁
都市生活の弊害——都市に人口の集中する理由——都市計畫の主眼目的	
第五章 都市計畫並に都市計畫事業	一四頁
六大都市の都市計畫——計畫と事業の區別——都市計畫事業の種類	
第六章 都市計畫の範圍と區分	一六頁
都市計畫區域——區域決定の標準——地域制(ゾーニングシステム)——欧米都市	

目次

区域制——各種地域の性質——建築物に関する制限——各種地区の制度

第七章 都市計畫實行の順序……………二二頁
 都市計畫委員會——委員會の權限——市會に一任せざる理由——都市計畫事業の執行者——都市計畫費用負擔者

第八章 都市計畫と其財源……………二五頁
 各種特別税の設定——特別受益者負擔金——國庫補助、國有河岸地下付——諸種の税目を設くる所以——土地買收政策の必要——地帯收用に依る財源——都市計畫、財政の困難

第九章 都市計畫 耐火建築……………三一頁
 都市と耐火建築——建築物と其高さ——高層建築物の建築——火事は江戸の花——耐火建築の必要——桑港の大火——耐火建築の利益

第十章 都市と住宅問題……………三六頁
 住宅不足は世界的現象——英國の住宅政策——市町村への補助——住宅組合への補助——住宅供給の財源——我國の住宅政策

第十一章 住宅の改良と生活の改善……………四〇頁
 都市建築の趨勢——オヒスピルアンク——アパートメント——生活様式の改善——二重生活をめよ

第十二章 都市計畫と市民の覺悟……………四四頁

中篇 大阪と都市計畫

第一章 近世都市としての大阪……………四九頁
 古來の大阪の變遷——中世に於ける大阪——徳川時代の大阪——大阪の發達した所以——前途多幸なる大阪

第二章 大阪の發展と其近郊……………五二頁
 大阪近郊の激變——「大阪繁昌詩」の大阪——大阪近郊と商工業

第三章 大阪古來の都市計畫……………五五頁
 大阪と運河の關係——寺院墓地の整理——新地の開發と町勢の發展

第四章 都市計畫の準備時代……………五七頁
 最初の市區改正建築——道路の設計成——實行に至らす止む——市内電鐵の敷設——再度の市區改正建築

第五章 都市計畫實行の先驅……………六五頁
 東京市區改正條例の運用——幹線街路系統

第六章 第一次都市計畫事業……………六七頁
 第一次事業の概要——道路の新設及び擴張——街路舗装と路幅整理——大阪市區

目次

改正設計

第七章 第一次事業と財源……………七七頁
 第一次事業總經費——特別負擔金——財源中の募債金——市税の種類及び内容
 遊興税と觀覽税——財源の不安定——財源の捻出と市民の自覚

第八章 大阪都市計畫區域……………八二頁
 內務省の諮問案——關係市町村の意識——委員の區域——都市計畫區域決定

篇 大大阪の建設

第一章 大阪地域の擴張……………八六頁
 市域擴張の必要——過去の市域擴張——市域擴張の範圍——大阪市と神崎川——
 市域擴張の諸般の施設

第二章 大阪と特別市制……………九一頁
 特別市制の發端——其從來の經過——特別市制の條件——一部警察權の移讓——
 特別の市制の前途

第三章 大阪と地域制……………九六頁
 地域制定の必要——大阪と地域制——純理と實際——地域制と未開發地——住
 宅地としての大阪南郊——東部一帯は工業地帯——大阪北郊と水運の關係——市
 民居住の版圖

第四章 大阪市電の將來……………一〇三頁
 市電從來の沿革——將來の敷設線路——市電乗客の増加——將來の經營方策——
 路線増設の必要——二車連結と單車運轉——安全地帯設置——市電經營の本旨
 ——市電と労働問題

第五章 大阪と高速交通機關……………一一一頁
 郊外交通機關の普及——高速交通機關の必順條件——地下線と高架線か——郊外
 鐵道との連絡——交通機關統一の必要

第六章 大阪と築港計畫……………一一六頁
 大阪築港の由來——過去の築港計畫——歐州戰亂と築港——大阪築港の現状——
 大阪築港の將來——有望なる築港計畫——正蓮寺川木津川の港内取込——築港各
 種の業——海上の都市計畫

第七章 大阪水道の將來……………一二三頁
 既任の水運計畫——現在の水道事業——地表水か地下水か——依然淀川の利用
 ——防火用としての水道

第八章 大阪と住宅問題……………一二八頁
 住宅問題の概略——住宅不足と其供給——大阪市の住宅不足——結局は國家問題
 ——市營住宅の現況

第九章 大阪と都市衛生……………一三四頁

都市の疾病——尿尿問題の解決——其中間の設備——大阪と煤煙問題——煤煙防
止の方法——其他の諸問題

第十章 大阪と中央市場……………一三九頁
中央市場の必要——歐米の中央市場——中央市場の位置——中央市場の實現と其
經營方針

第十一章 大阪と休養設備……………一四三頁
市民活生と休養設備——歐米都市の公園と我國都市の公園——貧窮なる大阪の公
園——小公園と遊戯場——大阪域趾の解放——大阪南郊は連続公園——森林公園
と臨海公園——大阪市の運動場

第十二章 大阪市民に訴ふ……………一四八頁
都市計畫の前途——市民の諒解が第一——市民の負擔重大——事業の繰延は不可
決心——富豪資産家の發奮——一部の犠牲者——都市計畫の宣傳——市民の自覺と

都市計畫畫解説

大阪日日新聞記者 高梨光司 著



前篇都市計畫畫梗概

第一章 都市文化から見た日本

ジヨツフル元帥の道路観

攝政宮佛國御訪問の答禮使として、今春來朝されたジヨツフル元帥が東京の惡道路を目撃され、
て、「日本人も此麼道路を歩いて居る間は外國の嫉妬は受けはすまい」と云はれたといふ事が、
當時の新聞に見えて居つた。元帥の此批評は一寸聞けば、如何にも皮肉で侮辱の意味が加はつて

居るやうに思はれるが、よく考へて見ると、元帥は眞實さう考へられたかも知れぬ。と首肯される。ト云ふのは歐米都市に於ては、ペーブメント(舗装)のしてない道路は全く無いと云つてもよい位で、生地の儘の裸の道路は、道路として認めて居らぬ。よく外國人が東京を観察して、東京は都市の形を爲して居ない、村落の集まりに過ぎぬと云ふのも、畢竟此道路が生地の儘の裸で置かれてあることに基因するのである。殊に佛蘭西の如きは近世都市計畫の元祖と云つてもよい國で、首都巴里の如きはルイ十四世の時、既に都市計畫を立て、佛蘭西大革命より大奈翁時代を経て、奈翁三世に至り、かの有名なユーヂン、オスマンに依りて、最も近世的の都市計畫が遂行され、現に世界第一の美麗な大都市である。其本場で生長されたジョッフル元帥が、泥濘だらけの東京の悪道路を見られて、あゝいふ批評を下されたのも、強ち無理からぬことと思ふ。

幼稚な我都市文化

これは道路に就ての一例であるが、常に道路許りではない。日本の都市は歐米の都市に比べ凡ての文化施設に於て、幾くとも半世紀遅れて居るかの觀がある。明治の初年以來、日本は諸有歐米文化の輸入に努め、學術技藝其他百般の文化を移植し得たに拘らず、獨り都市文化に就ては、甚だ開却されて居たのであつて、從來都市の發展に對しては、全く何等の計畫準備も莫く、唯自

然の成行の儘に放任して居たかの感がある。その證據には、徳川時代の江戸でも京都でも大阪でも、其街路割には一通りの定規があつて、狭いながらも規矩整然と、時代相應の都市計畫を營み來つたにも拘らず、明治になつてから矢庭に勃興し來つた新市の方面には寧ろ無秩序無制裁の限りを許して、家屋は建て放題、道路は曲り放題、狭め放題の亂脈を見逃し、爲めに一度に各都市の規律ある發達を阻止した事態が、到る所に歴々看取し得らるゝではないか。尤も東京市の如きは、一國の首都たる關係上、明治十七年以來市區改正の計畫を立て、爾來三十年間其事業を繼續し來つたのであるが、政府を始め東京市民に都市計畫に對する充分なる理解と決心が無かつた爲め、今日尙最初計畫した事業の半分だも擧げて居らぬ状態である。

政府も無關心

また政府に於ても從來地方改良と稱して、地方農村の改良發達に就ては、大いに苦心努力し、跡があるが、都市の經營發展に對しては、比較的冷淡であつた。現に行政組織の上に徴するも、内務省に都市計畫課(現在では局)設けられたのは僅々數年前のことであり、其他の一般行政に至つては今日まで地方局中の市町村課に於て、地方町村と同様に取扱はれて居たのである。(尤も此五月から都市課が新設された)政府にして尙且都市の經營發展に對しては、斯の如く甚だ無關

心であつたのであるから、一般市民が最近まで都市計畫の何物なるかを解し得なかつたのも、寧ろ當然の事である。

我國都市と歐米都市

斯様な次第であつて、歐米諸都市が第十九世紀の始め以來、銳意都市計畫の實行に努力し、殊に米國の諸都市が最近に至つて、近世科學を極度に應用し、極めて大規模の都市計畫を斷行し、現に佛蘭西は人口一萬以上英國は人口二萬以上の都市には、必ず都市計畫を實行することゝなつて居るにも拘らず我國では六大都市を始め其他の大小都市は、其市街が亂雑無秩序に發展するに任せ、此に對し何等秩序あり統一ある都市計畫を立つるに至らず、以て今日に至つたのである。此結果として我國都市の各種文化施設は、世界の進運に伴はずして非常に立遅れ、一例を擧ぐれば、歐米都市に於ては高速交通機關として高架鐵道、地下鐵道の如きは盛んに利用され、既に今日では飛行機飛行船が、交通運輸の用にさへ供せられんとする時代であるが、我國の都市に於ては未だ一の地下鐵道すら敷設されて居ないと云ふ有様である。

都市文化の過渡時代

此を要するに我國の都市と歐米の都市とを比ぶれば、其の文化施設の上にて、甚だしき遜色のを免れぬ。蓋し都市文化の上から見た我國は、未だ全く過渡時代にあると云つてよからう讀者に先づ此事實を篤と頭に入れて置いて貰ひ度い。さすれば此から順次に説く都市計畫の必要なる所以も、自ら諒解出来る事と思ふ。

第二章 近世都市發達の徑路

都市發達の起源

都市計畫の必要なる所以を力説するに當つて、先づ其の前提として説かねばならぬことは近世都市が如何にして、今日の發達を遂げたかと云ふ事である。都市の起源に就ては學者の間に於て種々の説がありまた各都市毎に夫れ々固有の歴史と特色を持つて居るのであるが、主として往古から中世紀までの都市は政治上軍事上或ひは宗教上の關係に依つて、都市の發達を見たことは何人も認むる所である。

政治上の都市

即ち古代羅馬の羅馬、古代希臘の雅典等は、何れも政治上の關係に依りて、發達した都市と云つてよく、現在の倫敦巴里華盛頓の如きも首府たる關係に於て發達し、我國の大坂京都東京の如きも、亦最初は仁德帝或は桓武帝の奠都に依り、又は幕府の創設に依りて都市發達の基礎を築いたものを見なければならぬ。軍事上の理由に依つて起つた都市は洋の東西を問はず、甚だ多數であつて、封建時代に發達した都市の大部分は皆此理由に基くと云つてよからう。

軍事上の都市

獨逸では城塞のことを「ブルグ」と云ふが、歐洲の都市では、此城塞の名前のついたものが甚だ多い。ハンブルグ。ケーニヒスブルグ。セントピーターズブルグ。エチンバラ等が此であつて皆軍事上の理由に依つて起つた事を證明するものである。歐洲大戦中唯一の激戦の行はれたヴェルダンの如きは全く此處に要塞があるが爲めに出来た町で、現に人口二萬餘、我山口と同様の小都會をなして居る。また我國に於ても横須賀、吳、佐世保等の如きは、海軍鎮守府が存在する爲めに、起つた都市で、全く軍事上の理由に基くものである。

宗教學術の都市

宗教上の理由に基く都市の例は、コンスタンチノーブル。エルサレム等であつて、我國に於いては信州の長野の如きは、善光寺あるが爲めに、繁華な都市となつたと云つてよい。此外オックスフォード。ケンブリッジの如き、其地に大學の存在する爲め、學術の都として起つた都市もあるが、大體に於て此等の政治上軍事上或は宗教學術に依つて起つた都市は茲に説く近世的大都市とは全然區別されるべきもので、近世的大都市は此等の理由以外の他の重大なる理由に依つて、今日の發達を遂げたことを見逃す譯には行かぬ。

近世的大都市の出現

然らば其の重大なる理由とは何であるか。産業革命に伴ふ商工業の發展こそ即ちそれである。近世都市が第十九世紀の中葉以後に於て、急激なる發達を遂げたのは、全く此經濟上の理由に基くのである。千七百六十九年ジェームス、ワットが蒸氣力を器械に應用することを發明して以來汽船汽車等の交通機關、或ひは紡績器械其の他の生産器械の製造を見るに至り、英國を始め歐羅巴の産業組織に一革命を來したことは、近世史上著大なる事實である。此結果として、從來の家内工業手工業は、一變して大規模の工場工業となり、田舎に散在した人口が非常なる勢ひを以て、都市に集中することゝなつた。此が近世都市發達の原因で、次で電氣の發明も行はれ、電信

電話、電燈、電車等各種文明機關の具備すると相俟つて、商工業は彌が上にも躍進し、都市の人口集中は、益々甚だしさを加ふるに至つた。近世都市は斯の如くにして、短時日の間に異常なる發展を來したのである。

百年前の倫敦巴里伯林

今日大倫敦を稱するものは、「チャーリング、クロス」を中心とする十五哩半徑の圓周内で、人口實に八百萬に及んで居るが、十九世紀の初葉に於ては、未だ百萬にも満たかつたのである。今日人口三百萬を有する巴里の如きもまた十九世紀の初葉に於ては、僅かに四五十萬を算するに過ぎなつたのである。伯林に至つては殊に急激なる發達を遂げ、現在人口二百萬以上を有するものゝ、此も十九世紀の始めにはたゞ十五六萬の小都會たるに止まるのであつた。一世紀間の世界大市の人口は實に斯の如く急速度を以て増殖し來つたのである。而して其の基く所の原因は前述の如く商工業の發展に依るので、聊か獨斷の嫌ひはあるが、近世都市の發達は資本主義の發達に正比例するものと云つても差支ないものである。

第三章 建築と交通の一大變革

近世都市と建築

讀者は前章の記述に依つて近世都市が如何なる理由に依つて膨脹發達し來つたかと云ふことを一通り御承知になつたであらう。而して更にまた近世都市發達の特徴を、其の實質の上から眺めて見ると、建築と交通に一大變革を來したと云ふ事實である。云ふまでも無く都市の内容と形造るものは建築物であるが、其の建築物が近世都市の發達と共に、種類、構造、用途に於て、在來の都市のものと著しく其の趣を異にするに至つたことを感せずには居られぬ。近代都市の建築物として都市の美觀を添ゆるものは「ルネッサンス」(近代復興式)建築であるが、此建築様式は最初伊太利に於て試みられ、次で獨逸佛蘭西英國等歐洲各國の採用する所となり、都市の建築物の主要なる部分は殆ど此種の高層建築物となるに至つたのである。殊に近年に至り都市の密集地は益々甚だしくなり、空間の利用に意を用ふることが一層痛切となり來つた結果、遂に摩天樓と稱する高層大建築物の出現をさへ見るに及び、從來の建築物が主として平面的であつたのは反對に、立體的に非常に其の容積を高むることとなつた。

紐育のウールウォース

其の最も極端なるものは、紐育のブロード街にあるウールウオース建築である。此建物は千九百十三年の建設に係り、地上七百八十尺、全部で五十二階、其中四十八階まで實用的に使用され、床の面積の延坪数が總體五萬坪、廊下便所昇降器等を除き、事務室として使用される部屋が四千、此の延坪數三萬五千坪で、點用電燈も八萬箇に及んで居り、其の建築費には九千萬元を費したとの事である。而して其の内部には日一萬人内外の人が事務を執つて居り、此等事務員の爲めに、料理屋あり、理髮店あり、郵便局あり、日常生活に必要な機關は悉く備はつて居り、此の巍峨たるウールウオース一箇の大建築が、宛然一の市街を爲して居ると云つても、敢て過言でな位である。尤も米國は最近まで建築物の高さの制限がなかつた爲めに、斯の如き破天荒の高層建築物が築造されたのであるが、然も他の都市に於ても、此に似通つた高層建築物は随分多數に見受けらる。

交通機關の完備

また一方交通の狀態は如何と云ふに、十九世紀以前の都市に於て、交通機關として設立せる所のものは、人足ならずんば馬力であつた。然るに蒸汽及び電氣の發明するに及び、此を交通機關に應用するもの出で、次で汽車、汽船、電車等の出現を爲り、續いては此等一般交通機關の外

高速度交通機關として、高架鐵道、地下鐵道等の敷設を見るまでに至つた。都市の面積が其の交通機關の發達に伴つて擴大するは、これ自然の勢ひであつて、此の結果として従来の都市が甚だしく其の範圍を擴大し得たることは、又争ふ所からざる事實である。斯の如く都市の建築と都市の交通に一大變革が來したことが、近代都市發達の著しい特徴として認めらるべきことは、何人も雖もこれを是認せんが唯遺憾ながら其の發達が餘りに急速であり、餘りに猛勢であつたが爲めに都市としてこれに對應すべく全く何の秩序もなく、何の系統もなく、餘儀なくたゞ自然の成行きに盡しその發展を委ねて、遂に其の市街がやがて無秩序亂雜に上つたことも、亦世界各都市共通の現象だと云つてよからう。

第四章 都市計畫の必要と其目的

都市生活の弊害

近代都市は以上述べた如く、極めて短時間間に異常なる發達を遂げたが爲め、各都市は最初から組織ある統一ある一定の計畫に依つて發達したのでは無く、寧ろ其の發達は只自然の成行に放任し來つたのである。此の結果として都市の人口が益々集中し、密集程度合の多くなるにつれ

て、或ひは衛生上に於て、或は保安上に於て、將又交通上經濟上に於て、種々の不都合の生ずるに至る事を免れぬ。元來都市の密集生活には種々の弊害を伴ふを常とする。先づ衛生上から云へば都市には結核又は傳染病に依つて死亡する者が多く、都市の死亡率が地方農村に比べて、遙に多いのも事實である。殊に乳兒の死亡率の多いことは、全く都市特有の現象と云つてもよい。また保安上から見ても、種々の危険思想、不健全思想は、概ね都市に於て、發芽するのであり、各種犯罪も都市に於て最も盛んに行はれ、就中科學を應用した巧妙なる犯罪の行はるゝのは、概ね都市に於いてある。交通事故の都市に於いて頗る多い事も、これまた喋々する迄も莫い。

都市に人口の集中する理由

斯くの如く現代都市の密集生活には種々雑多の弊害を伴ふが故に、或る一部の論者の如きは、都市生活を嫌忌し、都市に人口の集中する事を、出來得る丈防ぐを以て、國家の爲め有利なりと信じて居るが如くであるが、是は思はざるの甚しきものであつて、固より齒牙にかくるに足らぬのである。元來都市に人口の集中するのは、經濟上の理由に基く事勿論であるけれども、其れより一層大なる原因は、人類が文化生活を欲求する本能に立脚するのである。故に如何なる人爲的手段を用ゐて都市の人口集中を防遏せんとしても、這は到底出來得べきもので莫い。寧ろ現代

都市に通弊缺陷が存するならば、何等かの方法に於て、その通弊缺陷を悉除掃蕩するに努め、都會人としての文化生活を向上せしめ有意義ならしめ、その幸福を増進することが、最も賢なる策ではあるまいか。茲に於てか都市計畫の必要が生ずる譯である。

都市計畫の主眼目的

然らば都市計畫とは如何なるものであるかと云ふに、最も簡單にその定義を擧げるならば、都市の密集生活に適する各種の物質的文化施設を實現するを都市計畫と云ふ」ところ云つて宜しいと思ふ。尤も我國の都市計畫に就ては都市計畫法第一條に其の定義とも云ふべき事項が書かれてある。其に依ると都市計畫と稱するものは、都市の交通、衛生、保安、經濟等に關し、永久に公共の安寧を維持し、その福利を増進する重要施設の計畫であつて、市の區域内或ひはその區域外に亘りて施行するものであると云ふ事となつて居るが、都市計畫の主眼目的とする所は、是れまで述べた現代都市の密集生活に伴ふ種々の弊害を除いて、都會人の安寧を維持し、進んでその幸福を増進すると云ふ點にあるので、此を具體的に實行するには、諸有近代科學の力を藉りて、既成市街地を改造すると共に、新に一定の計畫を立て新市街地を創造し、衛生、保安、交通、經濟等凡て、點に於て、間然する所莫き理想的の都市を建設せねばならぬのである。

第五章 都市計畫並に都市計畫事業

六大都市の都市計畫

我國の都市計畫の嚮導は、東京市區改正にその端を發するのであるか、此は暫らく別として、六大都市に都市計畫の執行される、事となつたのは、大正九年以後の事である。即ち都市計畫の令を規定した都市計畫法は大正八年の帝國議會を通過して法律となり、大正九年一月から施行され、一方都市建築物の規準となるべき市街地建築物法も亦同年度の帝國議會を通過して法律となり、此は「都市計畫法」より少しく遅れて大正九年十二月一日から施行されたのである。斯様に具合で、我國の都市は今日未だ都市計畫の執行期に入つてから僅々一二年しか経過して居ない従つて六大都市と、今日に於ては、漸く都市計畫を施行せんとする區域の調査を終へ、都市計畫地方委員會及び、中央委員會の議を経て、内務大臣の決定を見、内閣の認可を得た位の所である尤も大阪市の知事は大正九年に於て既に幹線道路計畫だけは決定して居るので、他の都市よりは稍事業が具體化して居る譯であるが、都市計畫の實行に入るのは、何れの都市も全くこれからである。故に今日は未だその準備時代だと云つてよからう。

計畫と事業の區別

舊我國の「都市計畫法」には都市計畫並に都市計畫事業といふ語が用ゐられ、計畫と事業との間に區別を置いて居るのであるが、此の中の都市計畫の範圍に屬するものはどういふものかと云ふと、先づ第一に都市計畫の區域を極めること、次にはその區域内に土地用途に就ての地域制(商業地域、工業地域、住居地域等)を設ける事、その地域毎に建築物の高さ並に建築面積制限を設ける事、及び特別地區(美觀地區、防火地區、風致地區、風紀地區等)の設定、等であつて、此等の事柄に就ては、後で詳しく説明するであらう。

都市計畫事業の種類

一方都市計畫事業に屬するものを、今茲に具體的に舉げて見ると、都市計畫法の第十六條にある道路、廣場、河川、港灣、公園等の施設が最も重要なものであり、此の外にも都市計畫法施行令第二十一條にある鐵道、軌道、運河、水道、下水道、土地區畫整理、運動場、一團地の住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場塵埃焼却場等の施設があるが、之は唯我國の法令の條文に現れず都市計畫事業に過ぎぬのであつて、都市計畫事業の範圍は必ずしも之丈けに限つた譯では無い

都市の文化施設に關するものであれば、如何なる種類のものでも都市計畫事業の中に組入れて差支莫いと思ふ。

第六章 都市計畫の範圍と區別

都市計畫區域

都市計畫を施行せんとするに當つて、先づ第一に極めて掛らねばならぬ事は、都市計畫區域である。都市計畫のアウトラインは、都市計畫區域を定むる事に依つて始めて出來上るので、何れの方面から見ても、之が都市計畫の第一階梯と云つてよい。然らば如何なる範圍標準に於て、その區域を極めるかといふ事になるが、此れは都市箇々の状況と密接の關係があり、中、至難の業である。元來都市計畫を以て百年の長計とは云ふけれども、此は一の言葉の綾であつて、何人とも今日より百年以後の事が、想像のつくものでは無い。夫れ故實際的の見地に立ちて都市計畫區域を定むるに就ては、大凡何年後の人口増加を標準として、區域の範圍を決定するかといふ事が問題となる。

區域決定の標準

之に就ては學者の間に種々の説があるが、先づ今後廿五年を見越して、その人口増加数を過去の人口増加率に鑑みて案出し、之を適當の人口密度(一平方哩)に配分したものを以て區域の範圍とする事が比較的適當の方法であらうと思ふ。然し此以外に交通機關や接續町村の關係、經濟上の事柄等も一々考慮の中に入れる必要があり、此を唯理窟通りに決定する事は到底不可能のことである。

地域制(ゾーニングシステム)

次に説かねばならぬ重大事柄は、我國の都市計畫に地域制(ゾーニングシステム)を採用した事である。即ち都市計畫區域内に住居地域、商業地域、工業區域を設けた事である。(市街地建築物法第一條乃至第四條参照)都市計畫に地域制を設くる事の必要は、甚だ緊切なるものがある。都市の地理的條件、從來の歴史、四圍の狀態等に從つて、箇々の土地の用途を適當に安排し、此に對して一定の目的を與へ、その土地を完全に利用することは、都市全體の堅實なる發展を期する所以であつて、兼ねてまた市民の安寧を保障し、利福を増進する所以でもある。故に地域制は都市計畫の最大眼目であつて、此を完全に遂行し得ると否とに依つて、實に都市計畫の成敗が岐るゝのである。

従来の都市の状態を見るに、住宅の隣に工場があり、その又隣に商店があるといふ風で、目的を異にする種々雑多の建物が犬牙錯綜して、紛糾殆ど名状す可らざる有様である。此が爲め住居の安寧は脅かされ、工場の能率は上らず、商店の利用は妨げられるといふやうな事になり、相互に多大の不便と損失を蒙るのみならず、保安上、衛生上、將又交通上、甚しき不都合を生じ、々の紛擾を醸せることも、往々にして見受けらるる。故に此を地域制の實行に依りて適宜に按排し、既成市街の整理を行ふと同時に、新に創造する市街地に於ては、豫め一定の計畫の下に整然たる地域を選定し、土地の利用目的を完全に達成することに努めねばならぬ。

歐米都市と地域制

されば歐米都市殊に獨逸の如きは、逸早く此地域制を採用して、都市計畫の基本とし、國內著名の都市には、悉く此を實行した。米國は元來自由を重んずる國柄であつて、個人の權利を非常に尊重するのであるが、それでも一度都市計畫の實行に地域制の必要なる所以を悟るや、一大決心を以て此を斷行し、此が爲めに個々の建築自由の原則と、寧ろ犠牲にして顧みざるのである。今日の米國の都市はその大部分が地域制を採用し、紐育の如き可成り古き大都會で、從來高層建築物や大工場を無制限に許可した所であへ、此地域制の採用に依つて、都市の改造を試み

んとする位である。歐米の都市以上に、その建築物の配置に於て亂脈を極めた我國の都市に地域制を採用することは、固より急務中の急務である。

各種地域の性質

我市街地建築物法によつて規定されたる地域は住居地域、商業地域、工業地域の三種である。恐らく何れの都市でもその地理的條件から推斷し來らば自づとこの三種の地域を適當に區別するを得べく、即ち住居地域は成る可く土地の高層閑雅にして地勢、風向、水位等に保健的要素の豊かな地を選ぶべく、商業地域は現在商業殷盛なる市、中心地區を初として將來の幹線道路に沿ひて通往來の衝に當るべき地を卜すべく、又工業地域は水陸運輸の便宜を主として成るべく住居地域と接近せざらんことを必要とする。

市街地建築物法施行令に依れば住居地域内には常時十五人以上の職工を使用し又は常時二馬力以上の原動機若しくは汽罐を使用する工場の類を建築することを禁じて永遠に住居の安寧を保護せるとして、最早從來の如く折角住居の好適地を見込むで移轉した後から工場が無遠慮にその附近に簇立して醫す可からざる苦痛を感せしむるが如きことなきは勿論、地主としてもその地理、地勢に順應したる土地の用途によつて安じて夫々適當なる開發策を目論見能ふ筈である。又商業

地域に於ては常時五十人以上の職工を使用し又は常時十馬力以上の原動機を使用する工場（但し日刊新聞印刷所その他公益上特に已むを得ずと認むるものを除く）を建築するを許さぬから、これ又完全にその地域獨特の利益を保護され、能率の増進と十分に發揮し能ふ譯である。常時百人以上の職工を使用し又は常時三十馬力以上の原動機を使用する工場の如きは、これを工業地域内に非ざれば建築せしめずと規定したのも亦固より同様の趣旨からである。

建築物に關する制限

新しく土地の適當なる用途を按して夫々都市計畫區域内の地域を分けては、自ら又その地域毎に保健衛生その他の見地から建築物に關して種々の制限を附するの必要が起る。就中注意すべきは建築物の高さ、並に建坪と空地との釣合に關する制限である。例せば建築物の高さは住居地域内にては六十五尺と住居地域外にては百尺を超過するを得ずとしたるが如き、又建築物の建築面積は敷地面積に對し住居地域内にては六割、商業地域内にては八割、その他にありては七割を超過することを得ずと定めしが如き、その詳しい規程は法規の正文に譲るとして、兎に角今までの如く土地所有者の我儘氣儘に算盤づくめの我利々々建築を敢てせしめ、爲に到る所に隣寸箱の行列よりも見苦しき非衛生な不氣味な殺風景を現出するが如きことは、國法として最早今後絶

對にこれを許さぬ仕組となつたのである。無論都市住民の生活改善の上からして斯く爲すべきが當然であり、且歐米では又更に數歩を進めて現に一戸當り最小限度の住宅面積市街地にあつては百坪、郊外地にあつては百五十坪と定めて、此を強制しつゝある程の勢ひであるから、我國に於ても都市の永遠的生命から打定して今日多少苛酷なるかの感ある規程を確立するのも亦蓋し止むを得ざるを認めねばならぬ。但し我國の如く地價の高い土地に右の如き法規を布いてその爲め却て益々一賃の昂騰と煽るが如き結果に陥つてはならぬ。これを救ふが爲には何うしても先づ高速交通機關を縦横に配置して都市の外廓地の面積を飽達豊富ならしむるより外はない。之れ爲政者の最も考慮を要する點である。

各種地區の制度

次には地區の制度である。地區の種類は主として、公館地區、防火地區、美觀地區、風致地區、學園地區、倉庫地區などであつて、都市の中樞部分に位し、諸官衙、會社、銀行其他大建築物の楡比する公館地區の如きは、同時に此を防火地區と爲し、耐火構造、或ひは半耐火構造の建築にあらざれば建設する許可せぬ事は、歐米都市に於て普通行はれて居る所であつて、我國の都市計畫に於てもまた此制度を設けたのである。美觀地區は主として廣場、公園其他市

街の目貫の場所、特に其の都市の面目上美觀を發揮し保持せねばならぬと認むる所に、指定するるのであつて、風致地區の設定も、亦其の趣味に於て、美觀地區と同様だと云つてよい。また風紀地區は遊廓待合等の如き風紀取締上必要な場所に就て指定するのであつて、これ亦特にその選定に注意を用ねばならぬは云ふを俟たぬ。而して此等の事柄に就ては、都市計畫法並に市街建築物法中に、夫れく規定の條文あることを御承知ありたい。(防火地區及び美觀地區市街地建築物法第十三條第十五條風致地區及び風紀地區都市計畫法第十條第二項參照)

第七章 都市計畫實行の順序

都市計畫委員會

都市計畫の必要目的並にその事業の種類、區域、地域、地區の制に就ては、以上の説明に依つて大概お分りになつた事と思ふ。是から更に進んで此等の事業は、果して如何なる機縁に依り、如何なる順序手續を経て實行の運びに至るか云ふこと申述べて見やう。都市計畫法の第三條に『都市計畫、都市計畫事業、及び毎年度執行すべき都市計畫事業は、都市計畫委員會の議を経て主務大臣比を決定し内閣の認可を経べし』といふ規定があつて、都市計畫の議定機關は都市計畫

委員會にある。而して此都市計畫委員會なるものは、都市計畫委員會官制に依つて組織されたもので、中央委員會と地方委員會の二つに分れ、中央委員會は内務省に地方委員會は地方廳に置かれ前者は内務大臣を以て會長とし、委員として關係各廳高等官十六名、學識經驗ある者十二名を以て成立し、後者は地方長官を以て會長とし、委員として關係各廳高等官、市長、市會議員、關係府縣會議員、市吏員學識經驗ある者等を以て、成立して居る(都市計畫委員會官制第八條參照)

委員會の權限

此都市計畫委員會は都市計畫並に都市計畫事業に對する全般の事柄を調査審議するのであつて一旦都市計畫委員會の議定した事柄に對しては、主務大臣(内務大臣)と雖も、此を變更することは許されぬ。唯主務大臣はその議定した事柄を決定するの權限を持つて居るのであつて、都市計畫委員會の審議を不都合と認められた場合に於ては決定せずと置くこと云ふことは、出來得る譯である。而して其が愈々都市計畫事業として法律上の効果を生ずるのは、主務大臣が決定したる後、更に内閣の認可を経た上である。都市計畫並に都市計畫事業は元來都市を中心として實行されるものであるから、本來ならば都市行政の議定機關である所の市會をして此に當らしむるが然なるが如くであるが、都市計畫委員會の組織がさうなつて居ないのは、相當理由のあることである。

市會に一任せざる理由

先づその理由の一は、今日の市會は黨派的關係その他に於て、種々の情實陋習が纏綿し、往々情實請託に依つて、事が行はるゝ故に、都市計畫の如き重大事業を全然市會に一任するに於ては幾多弊害の生ずる虞がある事、二は都市計畫は市の區域内は固よりその區域外にも亘りて施行するものであるが、市は現在市制の上にては、その市内に限りて行政權を有し、一步市外に出づれば最早何等の行政權を有しないのであつて、市の區域外に於て都市計畫を行ふ場合に於て、行政上種々の不都合の生ずる事、三は都市計畫は一の綜合科學であつて、此が實行に當りては、土木、建築、衛生、法律、經濟その他各方面の専門的智識を必要とする。従つて之を審議する機關として、廣く衆智を集むるの必要あること等である。

都市計畫事業の執行者

次て斯の如くにして決定した所の都市計畫並に都市事業は誰が執行するかと云ふに、都市計畫法第五條に「都市計畫事業は、勅令の定むる所を依り、行政廳此を執行す」と云ふ規定があり、更に未都市計畫施行令第十一條に「都市計畫事業は都市計畫法第二條の規定に依り指定する市（即

ち都市計畫を實行する都市）を統轄する行政廳之を執行す」とあり、原則として當該市長が之を實行する事になつて居るが、また別に例外として主務大臣が必要と認むる場合に於ては、行政廳にあらざる他の者として都市計畫事業の一部を執行せしむるの道も開いてある。然し乍ら實際に於て斯様な場合は餘り少いであらう。

都市計畫事業費用負擔者

而して都市計畫事業を執行する費用は、都市計畫法第六條の規定に依り「行政官廳之を執行する場合にありては國、公共團體を統轄する行政廳此を執行する場合にありてはその公共團體、行政官廳にあらざる者此を執行する場合にありては、その者の負擔」と云ふことに、規定されて居るのである。

此で先づ都市計畫並に都市計畫事業が如何なる機關により如何なる順序手續を経て執行されるものであるかと云ふ事は、一通り述べた心算である。次章には都市計畫の財源に就て、大體の考察を試むるであらう。

第八章 都市計畫と其財源

各種特別税の設定

都市計畫並に都市計畫事業の遂行に當り、巨額の經費を要することは、茲に改めて絮説する迄もないことであるが、此等の財源は如何にして捻出すべきであるか。是れまた都市計畫に志す者の最も重要視すべき事柄であると思ふ。現行法制の上に認められたる都市計畫の財源としては都市計畫法第八條に依り、附加税的特別税として、

地租割地租百分の十二半以内

國稅營業稅割國稅營業稅百分の十七以内

營業稅雜種稅又は家屋稅各府縣稅十分の四以内

を課する事が出来、別に同條に

『その外勅令を以て定むるもの』

と云ふ一項が加へられ、他の特別税を設くる餘地が與へられて居る。此勅令は今日未だ公布の運びに至らぬので、その項目を明確に指示することは、出来難いのであるが、主として土地増價税、間地稅、所得稅附加稅の三種であることは、當局の非公式に言明する所であり、今日より想像に難からぬ。

特別受益者負擔金

次に都市計畫法第六條二項、「都市計畫事業により著しく利益を受くる者をしてその受くる限度に於て費用の全部又は一部を負擔せしむる」の規定があり、所謂特別受益者負擔金の制度が設けられて居る。此特別受益者の利益と云ふことは、どういふ場合に起るか云ふと、例へば茲に都市計畫事業として、一の大道路を開通する場合がありとする。その際に於て右側の人家を切るか左側の人家を切るかといふことで、その兩側の人々には、大なる利害關係がある。今假に右側を切られるとすると、其處に住む市民は家の立退きを命ぜられ、相當の補償を得るとは云へ、普通の時價よりは安い價格で土地を提供せねばならず、中には先祖代々以來の職業をまで奪はれる者もあるといふ具合で、非常の犠牲を拂はねばならぬ。此に反して左側の市民は、その持家の前に大道路が開通されることであれば、土地の繁榮と共に、その地價は遽に、居住らして多大の利益を受くることとなる。特別受益者の負擔の制度は、之に對してその利益額以内に於て相當の負擔金を命ぜんとするもので、固より至當の制度であり、歐米各都市また何れも之を以て都市計畫の財源とせぬはなからぬ。

國庫補助、國有河岸地下付

其から都市計畫の法文中には規定されて居ないが、此以外に國庫の補助があり、現に主要道路の工費に就ては、その總經費の三分の一を國庫から補助することになつて居る。尙都市計畫法第九條の明文により、國有河岸地の下付を受くる事も出来、是もまた一種の財源として認められて居る。都市計畫並に都市計畫事業を遂行する都市は、何れも國家の政治上經濟上重大なる關係を持つて居り、又執行の上にも主務大臣、内閣が之に管掌して、最後の決定權を握つて居る以上、此に對して國庫が相當の補助をすることは、理の當に然るべき所である。

諸種の税目を設くる所以

全國都市の事業は近年著しく膨脹し、地方財政は甚しく窮迫を告げて居るのであつて、此上更に都市計畫の爲めに多額の經費を支出することは、その財政の遺餘上、非常の苦心を要する事である。都市計畫に對し、新に特別税の制を設け、或ひは國庫の補助を認め、特別受益者に負擔金を命ずるが如きは、皆此財政の按排を圓滑ならしめんが爲めに外ならぬ。殊に土地増價税、間地税等を課する所以は、主として社會政策的見地にあるので、地主階級の不勞所得に對して、税を課せんとするものである。殊に間地税を設けたことは、幾分奢侈税の意味もあり、市街土地の利用を促進することに就ても考慮した結果である。

土地買收政策の必要

尙此外に都市計畫の財源として、最も有望なるものは、土地買收政策と地帯收用である。土地買收政策と云ふのは、都市の郊外地で將來都市發展の結果、市街地にならうと豫想する、所を、その都市自身が買收して置くことであつて、此政策は獨逸に於て盛んに行はれ、彼の國の都市の基本財産は、主として此方法に依つて獲得したものと云はる。即ち都市はその買收した郊外地に對し、新たに都市計畫を立て、道路、橋梁、上下水道、電鐵その他一切の都市的文化施設をする。その結果として數年ならずして、立派な新市街を形成するに至り、その土地の地價は甚だしく昂騰する。都市は茲に於てその地價の昂騰に依り、多大の財源を得るのである。我國の大都市殊に神戸、横濱の如きは僅々數十年の間に、參々たる一漁村より今日の發展を來したのであるから、若し二三十年前に、都市自身が此方法を執つて進んで來たならば、今日は之に依りて巨額の基本財産を得、都市計畫の如きも、易々として行はれたであらう。勿論今日としても遅くはない。全國四十餘都市中には、未だ郊外地が農田同様の地價を以て買收され得る個所が、その大半を占めて居ることと思ふ。之等の都市は、その將來の發展を慮つて、今日より此種の政策を講究する必要がある。

地帯収用に依る財源

地帯収用と云ふのは我國の法制に於ては建築敷地造成の爲に土地區劃整理を行ふ必要ある場合に限り行ふもので、行政廳が此目的の爲めに必要を認めたる場合に於ては、土地所有者の意志に關係なく、之を収用使用する事が出来る。今少しく具體的に説明すれば、都市が都市計畫事業として、道路、廣場、河川、港灣、公園等を造つたときに於て、その附近の土地並に人家が甚だしく亂雑を極め、都市計畫の目的に副はぬやうな場合があるとすれば、其都市は建築敷地造成の目的の爲めに一旦之を収用し、之に適當の區畫整理を加へ一の整備した建築敷地とし、更にその土地並に附近の土地家屋所有者だつた緣故者間に競争入札で買却する。地帯収用は斯の如く建築敷地造成の目的の爲めに、特に認められたる制度であるが、始め都市が収用した際の地價を後に之を買収する際の地價には必然相當の値開きがあるので、これがまた都市計畫の好箇の財源となるのである。

都市計畫と財政の困難

唯前にも述べた如く都市計畫並に都市計畫事業の遂行には甚だ多額の經費を要する。東京市の

都市計畫は、後藤市長の成案に依れば、總額八億圓を必要とするとの事で、實に國家歳出の約半額に當る巨額に上る譯である。大阪市の都市計畫の如きも、その第一次事業は道路の新設擴張のみに止むるのであるが、それでも七ヶ年繼續一億三千餘萬圓を要する計算となつて居る。此巨額の財源を捻出することは、假令上記の如き法令その他の制度の備はつて居るとは云へ、中々容易なことではない。殊に今日は既に都市計畫の實行期に入つて居るにも拘らず、政府は未だ土地増價税、間地税、所得税附加税等に對する勅令の公布をたゞ爲さざる有様であり、且つ國庫補助の如きも、今後數十ヶ年間に亘り年々一定の額を年賦として下附するのであつて、財源として甚だ心細く感嘆を得ぬ。斯の如きことで、果して此大事業を遂行し得るであらうか。政府も公共團體も、市民も、都市計畫の財源に就ては今一層考慮を廻らす必要があると信ずる。

第九章 都市計畫と耐火建築

都市と高層建築

都市の内容を形造るものが市街の建築物であることは今更申すまでも無いのであるが、現代都市の特色の一つは、高層建築物が極比して、都市が立體的に其容積を擴大すると云ふ點に存する

往昔羅馬時代に於ても、三階乃至四階立の建築はあつたのであるが、中世紀に入つてからは、建築物の高さが低くなり概ね二階建または平家であつた。それが今日の如く高くなつたのは、ルネッサンス時代以後の事である。今日に於ては歐米都市の建築物と云へば、大抵地上四階五階が普通であつて、其以下のものは殆ど稀な位であり、殊に市の中心たる商業地域に於ては、十階以上のものも尠くないのである。

建築物と其高さ

前にも述べた如く米國は最近まで建築物の高さの制限を爲さなかつた爲め、極端なる高層建築物も出來た。本書の第二章に於て述べた紐育のウールウオースの如きがそれであつて、米國の大都市には、地上百尺以上の高層建築物が非常に多い。然し乍ら建築物が餘りに高いと云ふ事は衛生上保安上虞るべきものがあるので、各國とも之を制限する方針を執り、倫敦は地上八十呎、パリは二十米突以上の高層建築物は許さぬ事として居り、伯林の如きは、市の中心より場末に至る迄、六階建（地上五階地下一階）に一定し、その以上の高層建築物は許可せぬ方針を執つて居る。（尤も之には市街の體裁を整へる目的もある）我國に於ける建築物の高さは前にも述べた如く住居地域内に於ては六十五尺、住居地域外に於ては百尺を以て限度と爲し、別に周圍に廣濶なる

公園、廣場、道路その他空地ある場所に於て、行政官廳が交通上衛生上及び保安上支障ないと認められた時には、此制限以上の高層建築物でも、許可する事となつて居る。

高層建築物の増築

都市の密集生活が甚だしくなるに従つて、都市の地價は益々昂騰してやまぬ。その結果として出來るだけ空間の利用が行はれ、高層建築物の出現を見るに至るは、誠に自然の勢ひである。殊に我國の都市の現状の如きは、その建築物の大部分が平家建又は二階建の日本式建築であつて、高層建築物の如きは、今日唯その一部分に過ぎぬのであるから、都市の美觀を進むる上から云つても、將又事務上の能率を上げる上から云つても、今後益々高層建築物の増築を奨励する必要がある。唯之と同時に忘れてはならない事は、高層建築物は勿論一般住宅の如きも、是非とも耐火構造と爲さねばならぬ事である。

火事は江戸の花

由來我國位火事の多い國は莫い。徳川時代以來火事は『江戸の花』と云ふ言葉があり、江戸の如きは火事を以て一の名物としたのであつた。而して此の風は今日になつても尙改まらず、現在

依然として、東京大阪の如き大都市に於ては殆ど連日出火事故が起り、之に依つて蒙る市民の損害は、實に莫大なるものである。今試みに東京、大阪兩府に於ける大正八年度の統計に依つて見ると、東京府は焼失坪數二萬七千八百餘坪、見積損害額概算五百四十七萬圓、大阪府は焼失坪數一萬六千三百六十餘坪、見積損害額概算八百二萬六千圓といふ數字を現して居るが、而も之は唯當局官憲が焼失建築物に對し最少限度の損害見積を爲した迄であつて、時價に換算すれば此の約二倍に上るであらうし、尙此の外に家財家具の損害、營業居住その他に及ばず間接的損害を加ふるに於ては蓋しこの額は驚くべき莫大なものになると思ふ。

耐火建築の必要

然るに一般市民が火事に對して、比較的無神経であるのは如何なるものであらうか。火事の豫防には、勿論消防機關を完全にする事も必要であらう。然し乍らそれよりも更に必要なることは、火事と起さぬ工夫をすることである。火事を起さぬ工夫とは他事では無い。耐火建築即ち煉瓦又は鐵筋コンクリート構造を建設するに外ならぬ。我國の都市は前にも述べた如くその建築物の大部分が日本式木造建築物であるが、我國の都市に出火事故の多いのは、全く此の木造建築物なるが爲めである。若し之をその一半にても耐火建築に改むるに於ては、その出火度數は歴々として

減少するであらう。歐米都市に於ては、夙に此の點に鑑み、倫敦市の如きは千六百六十六年の大火以來、木造建築は一切禁止、悉く耐火構造に改めしめためである。

桑港の大火

また近くは明治卅九年四月、桑港に地震の結果大火が起り、三日三晩燃盡し延焼四平方哩に及び、二萬五千の家屋を焼失し、其損害三億五千萬弗即ち七億圓の巨額に達したのであつた。蓋し此の火事の如きは米國開國以來の大火であつて、世界の耳目を驚かしたのであるが、その原因は全く木造建築物にあつた。現に焼失家屋二萬五千の中、鐵筋混凝土造煉瓦造、石造等所謂耐火建築物は僅々三千に過ぎなかつたのである。而して桑港當局もまた此の大火以來木造建築は一切禁止したので、市街の面目を一新し、今日の如き立派な都市を現出したのである。

耐火建築の利益

斯の如く歐米都市に於ては大火の起る毎にその善後策として、從來の木造建築を耐火建築に改め、禍を轉じて福と爲すの處置を執り、倫敦の如き既に十七世紀の半に於て悉く耐火建築に改めたるに拘らず、我國の都市が毫末も之に學ぶ所莫く、市街の大半を灰燼に歸するが如き大火

の類發するに拘らず再び日本式木造建築を建て、更に悔ゆることの莫いのは何たる馬鹿げた事であらう。或ひは日本家屋は日本人の趣味に適合したものであるから、今此れを直に廢する事は無理である。云ふものがあるが、それなれば日本式家屋は市の郊外に建築すればよいのであつて、別段人家権比の都市の真中に建てるには及ばない。また一方に於ては經費の點を云爲する者もあるが、成程經費は大體に於て木造建築物が安い。耐火建築物は木造のものに比してその五割増し乃至倍額を必要とする。而もその永久性に富むで修繕費を要せざる點を考慮すれば、結局耐火建築の方が經濟的である。

之を要するに我國都市の建築物は一日も早く耐火建築に改められねばならぬ。如何に都市計畫に依つて交通系統を立て道路を擴張し高架鐵道地下鐵道等を完備するとしても、都市の内容を形造る建築物が現状の儘であつては、所謂佛作つて魂を入れざるも同様である。都市の改造を念とする人々は、此の點に最も意を用ゐらるべきである。

第十章 都市と住宅問題

住宅不足は世界的現象

住宅問題は人間生活の重大要件たる住居に關する問題であつて人生に切實なる關係がある。近來世界の各都市を通じて、住宅の不足を來した事は著しい事實であるが、此の原因は第一に最近に至り都市の人口が急激に増加したること、第二に一般市民の日常生活が比較的向上したること、主として此の二の理由によるので、現代都市の發展膨脹に對して避く可からざる現象である。其處で各國政府とも、住宅不足の緩和に就ては、頗る苦心して居るのであるが、取分け英國に於ては世界大戦中住宅の建造を差し控へて居た爲めに、戦後に至つて之が大不足を來し、失業者問題と共に、朝野の大問題となるに至つた。其處でロイドジョージ内閣は、之が應急策として一大決心の下に『住宅及都市計畫法』を制定し、徹底的の住宅供給策を講じたのである。此の英國政府の住宅政策は我國に執つても頗る參考とす可きものがある。依つてその梗概を記さう。

英國の住宅政策

先づ英國政府は此の住宅及び都市計畫法に於て、政府が住宅建築より生ずる莫大なる費用負擔の義務を負ふことを認め、次で市町村に對して住宅建築の第一次の責任と義務とを負はせ、市町村の義務遂行に依りて生ずる損失を政府が補償支辨する事を敢てし、更に住宅組合及び個人の住宅建築に對しても政府に於て多額の補助を爲す事を規定したのである。

市町村への補助

三八

而して此の法律の實施と共に地方廳に向つて、住宅不足の概算數住宅建設に要する地積、住宅供給の設計書等を提出せしめ、その報告に基いて一定の期間に一定の方法によつて、一定の不足數を供給せしめる義務を市町村に負はし、政府は之が爲に年々市町村の損失（住宅建設に要する費用と家賃収入との差額）に對して、その四分の三を補償せんとしたのであるが、其でも市町村の負擔過大に失するとの苦情から、千九百十九年以來は、市町村の負擔すべき損失に一定の限度を定め、その以上の損失は全部政府が之れを負擔する事に決したのである。

住宅組合への補助

一方また住宅組合に對しては、政府はその建築費の四分の三まで年利率六厘償還期限五十ヶ年の長期抵利資金を貸與し、更に組合が年々支拂ふべき利子の五割（千九百二十七年後は三割）まで補助するの保障を與へ、市町村も亦資金の貸與、公課の免除その他種々の特典を與へて居る。尙此の外に一般私人の住宅建築に對しても、その建築費の四分の一の補助を與へ、盛んに住宅建築を奨励したのである。以上述べた所に依りても知らるゝ如く英國は住宅建設の爲めに随分思ひ

切つた努力を爲して居るのであるが之れに要する巨額の財源は如何にして求めたであらう。

住宅供給の財

英國の住宅不足數は大正十年三月の調査によると五十萬六千五百戸であつて、此の外収壊し又は修繕を要する非衛生家屋が三十一萬八千戸あり、合計八十二萬四千五百戸に及んで居るのであるが、今假に五十萬戸として計算して見ても一戸當一千磅と見て五億磅即ち五十億圓を要し、此れに地代その他上下水道道路の開設等の經費を加ふるに於ては、實に莫大なる額に達するのである。其處で最初は國債に依つて之を支辨しやうとの説もあつたが、英國は戰時中頗る多額の軍事公債を募集して居るので、此の上更に國債を起すことは國家の財政上の危機を醸すの虞があるとて政府筋の反對が起り、また一方に於て都市住宅の建築は結局都市住民の利福を増進する所以であるから、市町村が此れに對して住宅公債を募集してその財源に充つるのが當然であるとの議論も出て結局此れに決して、主として市町村が住宅公債（ハウジングボンド）に依りて此の財源を得る事と爲り、（政府の補助は勿論別である）既に倫敦市の如き千九百二十年に於て五百萬磅即ち五千萬圓の公債募集に着手したのであるが、市民の耳目を刺戟する種々の奇抜なる宣傳が頗る効果を奏し、大變な好成績を挙げたのである。

三九

我國の住宅政策

英國の住宅政策の概要はザット以上の如くであるが、此で以て見ても如何に英國政府並に英國民が住宅供給に就いて、大々的努力を試みて居るかと思ふ事の一端が分る。嗣つて我國の状況は如何と云ふに、政府の住宅問題に對する態度は頗る冷淡極まるものであつて、僅に住宅組合法が制定されて公共團體又は私人の組合に對して低利資金を供給するの外、未だ建築會社法の制定すら見ないのである。此れを英國が上はジョージ五世陛下より下は一庶民に至る迄國を擧げて住宅供給に腐心し居る現狀に比ぶれば、その差眞に霄壤月窟も甚ならぬ。住宅問題の解決に就ては、今後政府も國民も大いに努力する所あらねばならぬものと思ふ。

第十一章 住宅の改良と生活の改善

都市建築の趨勢

現代都市の建築物は、集合的性質を以て發達するのが最近の特徴であつて、世界各國の都市を通じて、益々集合式或は共同式の大建築の建設を見つゝある。而して此れ等集合式或は共同式の

建築物は一方に於て商店、事務所、銀行、會社等に利用されて、チフ井ス、ベルグング(共同事務所)と爲り、他の一方に於て住宅に利用されてアパートメント(共同住宅)となるのが一般的傾向だと思つてよい。都市が發達すれば發達する程、各種の文化施設が整ひ、市民の日常生活が益々複雑になるのは、自然の數であるが、此れに應ずる爲めには、なるべく簡單でなるべく便利な方法で凡ての機關施設を利用することが必要であり、且經濟的である。集合式或は共同式の大建築は此の要求に基いて起つたもので、一箇の大なる建築物を數箇或は數十箇に區別して、各獨立の用途に供すると共に、玄関、廊下、階段、エレベーター、暖房設備、給水温水設備、洗濯場、電話、食堂、應接室等日常生活上誰にも必要な機關は、悉く共同使用とする。斯くの如くすれば此の建築物を使用する人は、建築物その物に要する固定資本と投下せずして、その必要なだけの室を借受ける事が出来、此れと同時に居乍らにして、その建築物に備附してある一切の機關を利用する事も出来る。誠に便利であり重寶である。また一方建築の持主の側から見れば、此れによりて生ずる貸室料によりて、極めて安全に相當な利廻り勘定を得るのである。

オフ井スベルグング

斯様な次第で集合式或は共同式の大建築は現代都市の市民生活に頗る適應した組立のもので

あるが故に、歐米都市の如きは、皆盛に此の種の建築物を利用して居る有様であるが我國に於ても近來東京大阪等の如き大都市に於ては、オフ井ス、ビルディングの建設されるものが尠くない。現に最近東京驛前に建設された丸の内ビルディングの如きは三百以上の貸室があり、比較的規模の大きなものである。商業用建築物としてオフ井ス、ビルディングは、今後益々利用されるに至るであらう。

アパートメント

アパートメントに類するものは、現在の日本に於ては未だ餘りその例を見ない。然し乍ら都市の住宅として、早晚アパートメントの利用される時代の來るもの亦今日より想像に難からぬ。アパートメントの最も發達して居るは米國であるから、同國のアパートメントの情況を一通り説明することとする。彼國のアパートメントは、中流以下の小なるものにおいて、三階六戸分、最も大なるものに至りては十二階五十戸分のさへある。その間取は大抵居間食堂寢室の三室で更にモ一つ寢室を加へたものもある。勿論便所と暮所は各別であつて、便所と接して浴槽の設備がある。先づ此が普通のアパートメントハウス内の各戸の間取であるが、此の外にパチエラーアパートメントと言つて獨身者向きのアパートメントもある。此は勿論獨身者の事であるから下宿屋か寄宿

舎の性質を帯び、居間兼寢室、その傍に小さな炊事場が附いて居る位のもので、便所浴室の如きは多く共同である。又ホテルアパートメントと云つて共同の食堂應接室等を有するホテル式のアパートメントもある。此には多くは家具がその部屋に附屬して居るので、最も簡便で都合がよく、多く利用されて居る様である。尙藝術家向きのアーティストアパートメントと稱するものもある。

生活様式の改善

斯くの如く米國を始め歐米の都市は悉くアパートメントを利用し、日本に於ても亦早晩此が利用時代が來るのであるが、現在我々の和洋二重の生活を改むるにあらすんば、此れが如何に便利であり、且經濟的であつても、今直に採つて此れを利用することは、不可能である。茲に於てか住宅の改良と共に、生活様式の改善と云ふことが、問題となるのである。現在我々の生活は官廳、會社、銀行、學校、工場等において事務を執る場合に於ては、椅子に坐し、卓子に倚り、又多くは、洋服を着して居るのであるが、一度その住居に歸れば、和服に着代へ、疊の上に坐して胡坐をかくと云ふ風であつて、その公的生活とその私的生活に於て、全く和洋二重の生活をして居る譯である。此れが爲めに日本人の生活にどれだけの冗費がかかるか、測る可からざるものがある。

る。今假に衣服に例を執つて見ても、毬米に於いては四季を通じて通常服は大抵二種、禮服は一種であるが、日本服は四季を通じて四五種の種類があり、時候の變り目毎に異なつたものを着ねばならず、殊に高價な絹布を用ふる習慣がある。従つて日本人の生活に要する被服費といふものは非常な高價につく。

二重生活をやめよ

此れは衣服の側より見たる一例であるが、若し日本人の大半がその生活を洋式に改むる事としたならば、日本人の生活は頗る簡易となり、今日以上活動の能率を擧ぐるに共に、經濟上利益する所は夥しきものであらう。然し乍ら一方から考ふれば、日本人今日の生活は過去千有餘年の傳統的因襲に基くもので、此れを一朝一夕に改むることは甚だ至難の業である。是れ從來二重生活の不可を論ずる人が多に拘らず、未だその効果を擧ぐるに至らざる所以であるが、是は將來如何なる努力を致しても是非改めねばならぬものと思ふ。上來述べ來つた所の住宅改良の如きも此の生活様式の改善と相待つて、初めてその完璧を期するを得るのである。

第十一章 都市計畫と市民の覺悟

都市計畫の嚆矢東京市區改正

我國に於ける都市計畫事業は東京市區改正を以て、その嚆矢とする。明治十七年、當時の東京府知事故芳川顯正伯は、東京府が帝都たる地位を鑑み、その市區の改正を思ひ立ち、一の成案を具して内務省に建議す、所あつた。當時の芳川伯の成案によれば、道路、河川、運河、橋梁等に要する總經費二千五百萬圓、別に東京灣計畫として、千三百萬圓を要するもので、當時にありては、實に破天荒の大計畫であつた。而して此の改正建議は内務省に於て、所となり、翌年芳川伯は内務小輔に轉じ、内務省に市區改正調査會を設け、種々の設計案を調査すると共に、區改正の法制に就ても審議し、明治廿一年に至り東京市區改正條例の發布を見るに至つた。現在の都市計畫法なるものは實に此の東京市區改正條例に胚胎すと云つても差支ないのである。

東京市區改正の頓挫

而して此れと同時に芳川伯の最初の計畫したものと略同様の設計（總工費二千三百四十八萬六千圓）を以て道路、河川、公園、上下水道、市場、橋梁、火葬場、墓地等の建設に當つたのであるが、當時の東京市民は市區改正に對する充分なる理解と自覺とが莫く、且亦法制上にも幾多の

缺陷があつた爲めに、財政上の實行難に陥り、事業計畫中或る物は廢止され、或る物は延期となり、遂に明治三十六年に至つて、當初の設計を變更して、極めて小規模のものと改め去つた。斯くの如くにして東京市區改正條令發布以來約三十年間市區改正事業に努力したるにも拘らず、今日尙當初の計畫の半分だも出來上つては居ないと云ふ状況である。それでも此の市區改正を實行した事に依つて、明治廿二年より今日に至る迄に、道路百二十七線此の延長四十五里、河濠新鑿三、改修一、外濠三、公園三十五ヶ所、六十九萬三千坪、市場魚市場三、青物市場二、火葬場三ヶ所、墓地六ヶ所等を新設し得たのは仕合せである。

東京市區改正の教訓

従つて今日東京市に六開幅以上の道路百萬坪以上を有すること、並に市の中央に日比谷公園の如き兎も角も近世的の公園を有することなどは、全く市區改正事業の賜であつて、山縣公、芳川伯等の當時立案者の功績は、永久に没することは出來ないと思ふ。若し當時にありて東京市民に都市計畫に對する充分な自覺と決心があり、また政府に於ても此れを斷行するの勇猛心があつたならば、僅々三千餘萬圓の費用を以て、相當大規模の都市計畫を實行する事が出來、敢て後藤男爵の八億圓計畫を見るまでもなく、東京市は近世都市として、相當立派なる市街を形造つたことであつたらう。東京市が折角立案したその市區改正事業を中途で放棄し、或は縮少したことは今日より考ふれば、我國に在りて實に遺憾千萬な次第である。然し乍ら東京市の此の實例は、今日の我六大都市を始め、め引續き都市計畫を實行せんとする幾多の他都市にとりて、寔に前車の戒めであるといふことを、忘れてはならない。

都市計畫の實行は今日の急務

近來都市計畫の遂行に對して、主として經濟上の理由より、或ははその計畫の縮少を論じ、或ははその事業の繰述べを主張する者があるが、斯くの如きはその都市將來の發展を達觀するの明なき短見者流であつて、思はざるの甚だしきものと謂はねばならぬ。人類が經濟的の關係に依りて支配され、將又文化生活を欲求する本能を有する以上、都市の人口集中は今後とても到底免る可からざるの數であつて、都市は將來益々膨脹するの性質を持つて居るのである。若し此の際に於て、既往に於けるが如く、何等秩序的系統的の都市計畫を實行する事莫く、自然の狀態の儘に放任するが如き事あらんか。今後十年二十年の後に於ては、今日以上到る所により亂雜より無秩序の市街を生じ、亦遂に如何ともする術なきに至るであらう。最早その際に於ては、都市計畫の實行は絶望である。今日吾人が都市計畫を行はんとする所以のものは、一の對症療法であつて、

既往の市街の患部を治療し、健全なる市街を取返すと同時に、又新たに此れを母體として、壯健なる子女(新市街)を生ましめむとするに外ならぬ。若し此の母體の疾患の治療を爲さず、其病毒を子女に感染せしむるに放任するに於ては、その結果は實に恐るべきものがある。此を思はずして今日都市計畫實行の延期を主張するが如きは、都市をして空しく此れと同一の結果に陥らしめんとする者である。

市民諸君の覺悟を促す

要するに都市計畫並に都市計畫事業は、一日早く此れを遂行すれば、一日丈早く都市の健全なる發展を資け、市民の利福を増進するの効果があがる。今日此れが遂行に躊躇逡巡するに於ては、他日噬臍の悔あること、又多く説明するまでも莫いのである。故にその前途に如何なる難關の横はるとするも、夷然として此れを突破するの覺悟を持ち、萬難を排して、此れが實行に當る可きである。著者が此の小冊子を上梓した衷心の希望も、亦都市計畫に對する一般市民の理解と自覺を得せしめ、斷じて此れを遂行するの一大決心を振起せしめんとするに外ならぬ。讀者諸君は以上述べ來つた所によつて、幸に著者の微意の存する所をよく御承知くださることを信する。

中篇大阪と都市計畫

第一章 近世都市としての大阪

古來の大阪の變遷

我大阪市は大正九年十二月の國勢調査の結果に依れば、世帯數二十七萬六千三百三十一、人口百二十五萬二千九百七十二で、日本に於ては固より東京に次ぐの大都會であり、世界に於ても十指の中を上下する大都會で、その人口は露西亞の莫斯科より稍少く、南米亞爾然丁のダエノスアイレヌ、若くは土耳其のコンスタンチノブル等と、相伯仲するの間に在る。而して大阪は都市としての發達の起源も甚だ古く仁徳天皇(第四世紀)が高津宮を造營し給ひしより、孝徳天皇の長柄豊崎宮(第七世紀)聖武天皇の難波宮(第八世紀)等、何れも我大阪の地に、都を奠められたのである。大阪は既に第四世紀乃至第八世紀の間に於て、都市發達の濫觴を見たのである。従つてその都市としての起源は我國に於ても、奈良、京都等より古く、世界に於ても羅馬・雅典等に比較し得べきものと謂つてよからう。

中世に於ける大阪

元來大阪はその地勢が攝津灣に臨み、船舶の出入に適したる爲、早くより海外交通の要津として開け、飛鳥朝、奈良朝時代に至り、隋唐への使節や留學生が、何れも難波の津より船出せしこと、萬葉その他の古記に見ゆるが如くである。その後星霜幾百年、幾多滄桑の變を経て、戰國時代に及び、本願寺蓮如上人、此の地に石山別院を置き、爾來大正八年織田信長と和議成立し、顯如、教如兩上人が退去するに至る迄、約五十年間、大阪は本願寺の門前町として、發達したのであつた。而してその後に至り、豊太閤が全國を一統するや、大阪は天下の政治の中心と爲り、規模宏壯なる大阪城の建造と共に數多の河濠は開鑿され、城下町として市街の擴大と殷賑とを見るに至つた。近世都市としての大阪の基礎は、實に此の時に築かれたものである。

徳川時代の大阪

更に徳川時代に至るや、幕府は此地を重視して、諸侯の封土となすを欲せず、特にその直轄地として城代を置いて、此れを治めしめたのである。當時の行政組織に依れば、城代の下に町奉行所町奉行あり、その又下れ與力同心手先あり、而して一方町民間の自治機關としては、三郷

惣會所、三郷惣年寄、町會所、惣代等の制度が設けられ、治政の機關整備し、淀川以下諸川の改修、運河掘割の開鑿、市街の整理擴張等、勢の發達を齎する諸種の事業が行はれた。且その地が東西交通の要路に當るため、全國の物資は悉く此處に集まり、問屋制度の發達と共に、經濟上また全國唯一の地位を占むるに至つた。斯の如くにして我大阪は徳川時代に於て、異常なる發達を遂げ、遂に現在見るが如き大都市としての素地を作るに至つたのである。

大阪の發達した所以

今大阪が大都市として發達した徑路を考ふるに、その最も重大なる原因は、江戸時代三百年間幕府の直轄地として封建諸侯治政の範圍外に立ち、町人の都として、商業の自由が認められ、所幕町人は自由の立場にあつて、商取引を行ふの便宜を得た結果であつて、此の一事は大阪がその地勢に於て東西交通の要路に當る事と相俟ち、益々その商工業の繁盛を來し、遂に全國の富が大阪に集まるの形勢を馴致し、自然に人口増殖して、やがて大都市たるの面目を備ふるに至つたものと思ふ。

前途多幸なる大阪

著者が前篇『近世都市發達の徑路』中に於て述べた如く、近世都市の發達は概ね商業の繁榮に基くのであつて、此點に於て我大阪は他の多くの世界大都市と全くその發達の徑路を同じうするものと云つてよい。是れ大阪が、その過去に於て、著しき發達を遂げたと同時に、亦その將來に於ても、益々發達すべき可能性あることを、暗示するものである。著者は筆を大阪市の都市計畫に染むるに當り、先づその前途に向つて光明と希望に輝く、大阪を祝福せずには居れぬ。

第二章 大阪の發展と其近郊

大阪近郊の激變

大阪市が徳川時代三百年間に於て、異常なる發達を遂げたことは、前章の記事に於て大略を分りになつたであらう。而も明治維新以來の大阪並にその近郊の發展は實に驚く可きものがある。明治の初年の大阪の人口は幾許であつたが、今その統計を合せないのであるが、明治十六年の大阪は人口僅々三十萬に過ぎなかつた。それが今日では大阪市内でも百二十五萬、近郊町村を合算すれば、百六七十萬にも及ぶ有様で、最近四十年の間に大阪の人口は約五倍になつた勘定である。元來都市の發展はその地勢の上から云へば、畢竟郊外の都市化に外ならぬのであつて、大

阪市の如きも此れが爲にその市街並に近郊は全くその形體を一變したかの觀がある。

「大阪繁昌詩」の大阪

偶手元にある大阪の天才詩人田中金鋒(文久年間歿)の『大阪繁昌詩』を讀むと、その桃谷を詠じた詩に『紅雲十里畫將昏、滿野無人不倒樽、身浴大平遊此境、何思晋代古桃源』と云ふのがあり、そのまた註に『高津仁德廟東。春野十里南北皆桃花。無三仙樹。都人呼稱桃谷。花侯年々在上己前後。我邦桃花之美且富。實無比類。此景興月瀨之梅。吉野之櫻。餘竊賞號鼎立之花。』と書いてある。漢學者の特癖として、聊か誇張の嫌ひはあつたであらうが、兎も角も當時桃谷の地が畿内有數の桃の名所であつたことは、また疑を容れぬ。

次ぎに同じく繁昌詩の梅莊 詠じた項には『維浮洞裡春回、數日快晴花半開。負笈心期遊武日。將觀老樹臥龍梅。』といふ詩があり、其註に『梅莊任生王祠東。原野數里。漸遠市塵。近望荒陵塔影。出三椏頭。遠望葛城金剛。秀碧雲際。』とある。此で以て見ても、當時桃谷或ひは梅莊が、各桃亦梅の名所として聞か、三春の候ともなれば、樽酒と携へて遊覽に出掛ける騷客の多かつたことが分る。然るに昨今の状態はどうであるか。此の五六十年の間にその環境は全く一變し、往時桃谷の林をなした數里の原野は人家櫛比の市街と化し、僅にその名稱の存する許り

で、當年の面影は、また全く見るべくもなからず。所謂津桑の變とは、斯の如きを云ふのであろう。而して是れ常に桃谷梅莊に限つたことでは莫い。市の近郊は到る所、悉く此の有様と云つてよい。

大阪近郊と商工業

郊外の都市化が都市發展の具體的現象であることは前に説いた如くであるが、殊に大阪は明治維新以來商工業の地として發達したのであつて、その郊外地は、年々共に工場として利用され、田畑・原野その他荒蕪地が續々大小工場の敷地となるの有様で、此れがために市内と郊外との限界がなくなり、市内の場末から郊外地へかけて、たゞ齊しく人家や工場の連續を見るのみである。茲に於てか接續町村の市域編入が當然の必要事とならざるを得ぬ。明治三十二年に行はれた第一次の接續町村編入は斯の如くにして、行はれたものである。而も場末の發展はその後も雖も更に間隙なく進み、最早今日に於ては此の大阪の市域を擴大し接續町村を編入せねばならぬ機運に會して居る。此れ等の事柄に就ては、何れ後章に於て詳しく述べる心算であるが、要するに過去五十年間に於ける大阪並にその郊外の發展は實に著しきものであつて、唯々驚歎するより外はない。而して今後と雖も、此の傾向は又益々甚だしくなるのであるから、何れは後に説く都市計畫區域全部を大阪市内に編入すべき時代が到達せざるには置かざる。

第三章 大阪古來の都市計畫

大阪と運河の關係

近世科學に立脚した都市計畫が大阪市に實行さるゝ事となつたのは、極めて最近のことであるが、古來大阪の向上發達のためには既に幾多の事業が行はれた。此れを若し廣い意味に於て、都市計畫と云ひ得るならば、大阪の都市計畫は随分古い歴史を持つ譯である。仁徳天皇の御代に難波の堀江を作つたことが古記に見えて居るが、左様な古いことは別として今豊臣時代にまで、遡つて其概略を述べて見るに、元來大阪は河川を以て其生命としたが故に、其當時より河川に對する種々の施設が行はれた。現に東横堀川、西横堀川、阿波堀川、天満堀川、道頓堀川の如きは、既に豊臣時代に於て出來上つたのであつた。即ち東横堀川は、元の大坂城の外廓であつて、西横堀川は此れに並行して掘つたものである。安井道頓が道頓堀川の開發に従事し其竣工間もなく大阪陣に味方して討死したことは、有名なる事蹟である。其後徳川時代に至り元和から寛政に掛けては、江戸堀川、京町堀川、海部堀川、長堀川、立賣堀川、藤原堀川、等が開發された。而して此れ等の堀川が舟楫の便を與へた事に依つて、大阪の開發を助けたることは、實に夥しき

ものである。

寺院墓地の整理

次ぎには寺、墓地の整理であるが、元和の亂後徳川家康の外孫松平忠明が暫く大阪を其領地として宰領した。其間に於て忠明は、寺院の始末に意を用ひ、市内に散在した寺院墓地を、當時市の郊外であつた南北寺町に集中せしめた。即ち今日の言葉で云へば、此れは寺院墓地の整理である。大阪の寺院が今日南は天王寺、下寺町、上本町附近、北は天満附近に密集して居る事は、主として此れに基くのである。是もまた徳川時代に於ける一種の都市計畫を見て然るべきである。

新地の開發と町勢の發展

徳川時代の技術家として有名なる河村瑞賢は、貞享より元禄へ掛けて、幕府の命を受け、淀川の改修に當り、先づ安治川を掘り、次で堂島川、曾根崎川を浚へ、其土砂に依つて安治川新地、堂島新地を造りあげた。引續いて元禄年間には堀江が造られ、堀江新地も出来た。斯くて續々新地は開發され、其後間もなく曾根新地、西高津新地、難波新地等も出来上り、其都度我大阪は町數人口兩つ乍ら増殖し來つた譯である。此の新地の開發は、今日の都市計畫で云へば、埋立を町

拵へて其處に新市街を造成するに當り、遊樂花街の繁昌の如きは概ね此の新地開發の方便として利用され來つたのである。今日尙依然として北新地、堀江、難波新地の如きが、狹斜の巷であることは、此れに基くものである。徳川時代の都市計畫は先づ斯ん度のものであらう。

第四章 都市計畫の準備時代

最初の市區改正建議

我大阪の都市計畫並に都市計畫事業が其實行期に入つたのは、前にも述べた如く、極最近の事であるが、其準備時代は比較的長かつたこと云つてよい。著者の觀察に依れば、都市計畫に對する大阪の輿論は、明治十八九年頃、東京市區改正計畫に刺戟されて起つたものと思ふ。而して明治十九年十二月に至り、當時大阪の區部會議長龜岡徳太郎氏は、大阪府知事建野郷三氏に對し、市區改正に對する建議を提出した。此の建議は其文中にもある如く、區部會滿場一致を以て決議したもので、大阪市の都市計畫に對する最初の警鐘であつた。殊に其文中には今日より見て、頗る注意すべきものがある。今其全文を左に掲ぐ。

市區改正の計畫を請ふの建議

夫れ我大阪府市區の改正を要すべきは目今社會輿の論となりて常に囂々噴々する所にして亦怪むに足らざるものありが如し。何となれば今也眼を放つて区内の情態を觀察すれば其改良を加へざる可らざるものは目前に充塞堆積するにあらずや。然り而して其之が改正の計畫を爲すに方り先づ

第一に要すべきもの道路橋梁の位置を確定して橋敷及道幅を収極むべき事

第二に、蒸氣機關を使用して物品を製造せる危険の工業家屋、し、適當なる場所に移轉せしむ可き事

第三には職業者の区内に散在せる者、別に移住せしむべき土地を撰みて此に轉住せしむべき事

第四には花街、移轉地を卜して該營業者に準備を爲さしむべき事

以上擧る所のもの目より一大急務とし、豫め之を定め置かざらんには假令ひ新規の土木を起し衛生の法を施すも、音、徒勞徒費に關するのみならず間接には人民各自の利害に影響を及すや實に淺小にあらざるなり是れ該計畫の一日も忽せにすべからざる所以なり。然りも雖も此事たるや實に古今未曾有の一大事業にして之が期企計畫をなすに方りては、素より一朝一夕に能く爲し得べきものはあらざるなり、故に之れを取調委員を選定するが如きに至ては可成的土地人情に通曉せる者及び技術師、衛生家、商法家、我々代議士等、以て之、當て、曲きに實際の利害に鑑み適當の措置を討究し専ら公平なる衆論輿議の歸する所に從ひて此が計畫を審査せざるべからざるは亦蓋し論を俟ざる處なるべし、因て冀くは速に該計畫を實施あらん事を茲に滿場の一致を以て明府閣下に稟請し、閣下それ幸に採納の榮を辱せよ此段建議仕也。

今此文中にある(第一)は今日の都市計畫で云へば交通運輸の系統を定めて、道路橋梁を施設すること、既に大阪市が其第一次事業として實行せんとする所のものである。(第二)は地域の制度を確定して、市街地建築物法にある工業地域を設けんとするものであり(第三)(第四)は都市計畫法中にある風紀地區を設けて、遊廓花街の移轉を爲さんとするものである。

道路の設計成る

蓋し前項市區改正計畫の建議は近世的都市計畫の趣旨に則つたものであつて、今より三十六年前のものとしては、比較的進歩した意見と云つてよい。而して當時の建野府知事は、此建議の趣旨を容れ、明けて二十年一月、龜岡區部會議長以下數名を大阪市區改正法案取調委員に命じ、委員會は府廳内に於いて數回開會され、先づ最初に道路の擴張に就て審議したるが如くである。今其當時決定した道路取擴張の設計なるものに依れば、

- (一) 一等道路は十五間幅とし、其中十一間を車道とし、兩側間二宛を人道とすること。
- (二) 二等道路は十間幅とし、車道を六間、人道を四間とすること。
- (三) 三等道路は八間幅とし、車道を五間、人道を三間とすること。
- (四) 四等道路は六間幅とし、市道、三間半、人道を二間半とすること。
- (五) 五等道路は四間幅とし、人道を二間半とすること。

と云ふのであつて、一等道路から四等道路まで、人道と車道を區別した所に、當時のハイカラ振が思はれて面白。

殊に此處に注意すべきは三十餘年前未だ市街電車を夢にも知らざる時代の計畫として一等道路の幅員を十五間とした事で、此は随分思ひ切つた決定であつたと思ふ。此から見れば今日廣路と

二十四間幅とする位の事は決して廣さに失するどころの沙汰では無い。俵此等一等から五等までの道路を如何に開設する計畫であつたかと云ふと、

一等道路第一號は北區梅田停車場より、曾根崎村露大神の脇より、堀橋大江橋淀屋橋を経て、西成郡今宮村御道・四等に達す

第二號は東區大野鎮舞大手馬場工兵第二方面前より高麗橋筋邊橋を経て、江戸堀通の直線に岡崎橋北詰の鼻より居留地に渡り、富島波止場を直行し南安治川筋を天保山に貫く

と云ふのであつて、此第一號の路線は、現在の都市計畫の廣路線たる大阪驛より大江橋淀屋橋と渡り、御堂筋を経て、長堀川道頓堀川の新橋梁を渡り、難波驛前に出づるものと、及びそれより縮西折して難波木津を貫き、今宮町を経て住吉公園に達する一等大路第三第十號線とを合せたものと略同様の計畫ではないか、又その第二號線は高麗橋筋邊橋等の經由地點に於いて若干の相違はありとも其眼目たる師團前より西に川口居留地に出で九條安治川方面を天保山(今の築港)にまで達せしむる東西横貫線計畫ではないか。茲に二等道路以下は煩しいから省く事とするが、兎も角も卅六年前に於て、既に今日の道路計畫と大同小異の計畫を樹てたることは、當時の取調委員の先見實に驚歎すべきではないか。

實行に至らず止む

而も折角市區改正法案取調委員等の努力に依り出来上つた道路計畫も、財政上其他の見他より時期尚早との反對が起り、政府も東京市に對しては、市區改正條例を發布したるに拘らず、大阪市に對しては、何等特別の取扱ひを爲さず、爲に其實行を見ずして葬り去らるゝに至つたのは、案に惜むべきである。若し當時の設計に基いて其半分にも遂行したらんには、今日都市計畫を行ふ上に於いて非常の助けとなるのみならず、既に於ける本市の交通運輸上甚だ利益したることであらう。然し道路計畫の一事は其後迎も屢々必要を感せられたが爲め、更に明治三十一年市域擴張と共に工學博士山口半六氏を聘して、これが調査設計を行はしめた。現在の道路は、主として此設計に基くもので、當時山口案として、非常の權威あつたものである。

市内電鐵の敷設

明治三十五年十二月に至り、當時の大阪市長嶋百定吉氏は、始めて大阪市内に電氣鐵道を敷設するの計畫を立て、西區九條町花園橋より、築港埠頭に達する街路へ市の事業として電氣鐵道を敷設する議案を市へ提出した、而して此議案は同日二十六日に至つて可決され、大阪市電は茲に始めて其味々の聲を擧げたのであつた。越つて三十六年十一月に至り、市内に將來敷設すべき電鐵は總て大阪市直接に此を經營するものとすとの決議、市會を通過して、大阪市街電鐵市營

の方針の確定を見、更に明治三十九年の十一月に至り、

大阪市内に敷設する電氣鐵道は、本市自ら經營するものにあらざるよりは、政府に於て必らず此が敷設の特許せられんことを望む。若し夫れ市外より市電氣鐵道と連絡せんとするものに關しては、市に同意を経たるものに限らる。

その意見書を内務大臣に提出した。茲に至つて、大市電市營の方針は永久不變の信條として確立されたのである。而して大阪市電は其後第一期計畫より第四期計畫に亘つて其敷設線路を擴張し、今や大阪市内唯一の交通機關として、不斷の活動を續けて居るのである。尙市電に關する事柄に就ては、後篇『大大阪の建設』の章中に於て、詳しく述べるであらう。

再度の市區改正建議

明治四十四年七月大阪市會は、滿場一致を以て大阪市長植村俊平氏に對し、市區改正に關する法令の制定を當局に要請すること。並に其實行方法調査委員會を設くることを建議し、一方内務大臣に對しては市區改正の必要緊急なる所以を力説して、此が實行に着手されんことこの建議を試みた。此が大阪に於ける都市計畫實行の最近の動機となつたものであるから、稍煩雜に亘る嫌はあ

るが、其全文を掲載することにする。

大阪市長に對する市區改正に關する建議書

本市會は我市區の整理擴張をなすことの急務なるを認む。依つて理事者は當局に對し、市區改正に關する法令の制定を要請し、且つ其の實行方法調査委員會を設立し、以て其の實行に適切なる方法の講究遂行せられんことを望む

理由、我が大阪市の膨脹發展する状態は、屢々として底止する所を知らず、之を既住に稽へ、現在に徴するところ、速に市區の整理擴張をなすに非ざれば、市民の安寧幸福は得ず増進すべからず。而して事業はただ講究畫策を要し、固よ、容易の事業に非ず。其の今日、至る、仍ほ緒に就かざる所似、も、一、職として事業、至難なるに由らずんばあらず。斯くの如く急務にして、而も斯くの如く至難なり、之、克く遂行せんを欲せば、法令、効力を實行の機關に待たざるべからず。而して法令の形式並に機關組織に至りては當路の規畫、依頼するに雖も、其目的を遂行せんと欲せば更に大いに盡すべきのあり。右理由、依り本市會の決議を以て建議候也。

明治四十四年七月三日

市長 植村俊平 殿

市會議長 中橋徳五郎

内務大臣に對する市區改正に關する意見書

我が大阪の地たる實に帝國商業の中心にして、而も東洋貿易の中樞なり。故に物資の集散人口の増加市區膨脹顯著として、其の發達力の優大なる、正に東洋に冠絶す。爾、市街の状態を觀るに、其規模に於て、其の體裁に於て、全く大都市たるに形質の缺き、之を改正するは實に今日の急務なり。是夙に朝野の齊しく認むる所に於て、今其の一斑を擧ぐれば舊市街地に在りては道路、幅員狹隘にして、交通運輸に便ならず。爲め、文明利器の使用を阻却、民人來往の安全を障害す。又新市街地に於ては街衢極めて不規律にして道路

に廣狹あり。地盤に高低あり、下水排水の設備又全しとせず。其他一般市民の營業上衛生上慰安上及防火上に及ぼす不利損失甚大なる、舉て言ふ、堪へざるものあり、故に今にして英断果決以て市區改正の舉に出でずんば、其本然の發達を阻害するのみならず。害因にして深甚ならしめ、本市百年大計を謬らしむるに至るや必せり。

惟ふに市に改正の事たる頗る多額の費用を長久の歲月を要する一大事業也と雖幸に市内に貫通する大道路たるべき場合にありては電氣鐵道敷設のつとあり、舊市街地の最大部分に付ては既定道路敷回復し街衢を整理せば以てその目的を達するの便り又新に街衢形成すべき地域に於ては更に多額資金を要すべしと雖も、市區改正に必要なる法令を制定し、相當機關を設置して以て其の大體方針を決定せられんか、克く之を遂行し得べきものあるを信す、今や我が大阪市は地方的一市街にあらず、國家的大都市にして而も東洋貿易の一大市場なり、故にその盛衰は延て國家の經濟の消長に至大の關係あり、加之市區改正の事業は其の關係する頗る廣汎なるを以て本市の獨立自營に一任すべきものにあらず、其機關は必ずや國家的組織を爲すべきものたるを信す。

明治四十四年七月三日

市會議長 中橋 鶴五郎
市會 議員 中橋 鶴五郎
內務大臣 法學博士 男爵 平田 東助 殿

斯の如く我大阪市の都市計畫は、明治十九年當時の區部會が大阪府知事に、市區改正の建議を爲して以來幾多の變遷推移ある明治四十四年に至り、更に再び大阪市會が滿場一致を以て、市區

改正の建議を大阪市長並に內務大臣に試むるに及んだ譯である。此間の經路に徴するも、都市計畫實行の機運が漸く切迫し來れることを推知されるであらう。

第五章 都市計畫實行の先驅

東京市區改正條例の準用

大阪市に於て以上述べたるが如き順序に依りて、都市計畫の實行に關し、繼續的に政府の決定を促す所があり、一方また大正六年に至つて、大阪市役所内に都市改良調査會を設け、土木衛生交通經濟等に關する専門家を委員として將來實行すべき都市計畫に就き、種々調査せしむる所あつた。蓋し大阪市のみならず六大都市を通じて、都市計畫實行の機運は次第に高潮し來つたので政府も遂に大正六年の議會に、東京市區改正條例を、東京以外の五大都市に準用するの法律を提出し、其協賛を得て、翌七年六月一日此を公布した。茲に於て東京以外の五大都市も始めて都市計畫實行の機會を捕ふるを得るに至り、大阪市の如き此法律公布と共に直に市役所内に市區改正部を設置した。即ち此市區改正部が、今日の都市計畫部の前身である。

都市計畫法制定

而して更に大正七年末の帝國議會に、政府は都市計畫法並に市街地建築物法を提出し、此法案は、其翌八年三月兩院の可決する所となり、茲に都市計畫に對する根本法規の制定を見るに至つた。此中都市計畫法は大正九年一月一日より、市街建築物法は大正九年十二月一日より實施され、各都市計畫又は都市建築物に對する規程として、六大都市に運用されるに至つたこと、前篇章中に於て、記述したるが如くである。

幹線街路系統

是より先大正六年に於て、大阪市に於ては、都市改良調査會の決議を経て、一の幹線街路系統を作り、此を非公式に發表して、市民の諒解を求めたのであつた。而して此が後に至り大阪市區改正設計の草案となり、此に修正を加へたものが大阪都市計畫第一次事業として採用するに至つたのである。また一方政府に於ては、大正七年東京市區改正條例を東京以外の五大都市に適用するの法律を公布すると共に、市區改正委員會條例を制定し、當該市長の詮衡に依る市會議員其他を以て市區改正委員會を組織した。而して大阪市區改正委員會は、大正八年十二月内務省に於て開會され、市内幹線街路の擴張及び新設に就て議定せしむる所あつた。此時審議決定したる道路計畫がやがて我大阪市の第一次都市計畫事業となつたのである。市區改正委員會は越へて大

正九年一月都市計畫法の公布と共に自然消滅となり、新たに都市計畫中央委員會地方委員會の設置を見た。

第六章 第一次都市計畫事業

第一次事業の概要

大阪市の第一次都市計畫事業は、主として市内幹線街路の新設擴張、街路の舗裝、路幅の整理等に關するものであつて、前記大阪市區改正委員會の審議決定に基き大正九年一月二十一日内閣の認可を経て、公告されたる大阪市區改正設計中特に急施を要するものに就て、都市計畫大阪地方委員會の審査を遂げ、其執行年度割と共に大正十年三月十九日内閣の認可を経たものである。事業の内容即ち左の如くである。

道路の新設及び擴張

第一 街路の新設及擴張の部

(一) 「廣路」

一、第一號線 阪驛前北野角田町三百四十九番地の一より大江橋淀屋橋並長堀川及道頓堀川の各新橋架設
て難波驛前難渡新地五番町五十三番地の一に至る路線の全部 幅員二十四間

(二) 『一等大路第二類』

一、第一號線九條通一丁目七百三番地の一より本田町端難波南詰木津川新橋梁及江戸堀北通二丁目を経て
肥後橋南詰より北折し肥後橋及渡邊橋を経て東梅田町 至る路線の全部 幅員十六間

二、第二號線難波新地三番町四十五番地の一に於て廣路第一號線より分岐し賑橋に詣に至る路線の全部
幅員十六間

(三) 『一等大路第三類』

一、第一號線 肥後橋南詰に於て一等大路第二類第二號線より分岐し四長堀橋及深里橋を経て一等大路第二類
第二號線終點と接続する區間及大國町千九百七十一番地より宮津町三百五十六番地の一に至る區間
幅員十三間

二、第二號線鳴尾町二番地の一より天神橋及松屋町筋 經て天王寺逢阪上之町三番地先に至る路線の全部
幅員十三間

三、第三號線中堂島濱通四丁目二十六番地及上福島三丁目八百六十八番地の一を經て上福島中五丁目九百九
十七番 一地先 至る區間
幅員十二間

四、第四號線谷町三丁目二十四番地の一より森之宮東町四百六十一番地地先に至る路線の全部
幅員十二間

五、第七號線上本町六丁目百六十五番地一より下味原町八十二番地の四地先に至る路線の全部
幅員十二間

六、第八號線中日本橋筋三丁目より惠美須町二丁目四十三番地の三地先に至る區間
幅員十二間

七、第十一號線肥後橋南詰に於て一等大路第二類第一號線より分岐し四國橋 經て淀屋橋南詰大町二十三
番地 至る區間
幅員十二間

八、第十二號線中本町二丁目 番地の一より谷町六丁目に至る區間及伯耆橋改築
幅員十二間

九、第十四號線大王寺逢阪下之町 番地地先一等大路第三類第二號線終點より天王寺四門前町逢阪上之町三
千六百七十二番地の一地先に至る路線の全部
幅員十二間

(四) 『二等大路第一類』

一、第一號線 北野角 町三百四十七九番地の一廣路一號線起點より扇橋を経て空心二丁目十四番地の一地先
至る區間
幅員十一間

二、第二號線 軒屋上之町六十番地の一より泉尾町四十九番地十六地の先尻無川渡船場に至る區間
幅員十一間

三、第三號線 泉尾町四十九番地の十六に於て二等大路第一類第二號線より分岐し新二歳町百二十六番地に
至る路線の全部
幅員十一間

- 四、第五號線 京橋一丁目一番地より大手前町を経て 上本町二丁目に至る區間 幅員 十 間
- 五、第十號線中中野町一丁目七十八番地地先より森之宮東之町森之宮神社地先に於て一等大路第三類第六號に接続する區間 幅員 十 間
- 六、第十三號線中天王寺田二千九百五十一番地より郡市境界 至る區間 幅員 十 間
- 七、第十一號線宮津町三百五十六番地の一、一等大路第三類第一號線終點より南霞町九百七十八番地の一に至る路線の全部 幅員 十 間
- 八、第十六號線東野田町二百一十番地の三に於て二等大路第一類第十一號より分岐し中野町を経て澤上江町三百四十四番地の一、地先に至る 路線 全部 幅員 十 間
- 九、第十一號線中下味原町八十二番地 四地元一等 路第三類第七號線終點より舟橋町七十九番地の 地先に至る區間 幅員 十 間

(五) 『二等大路第二類』

- 一、第一號線中梅田橋北詰より曾根崎川及安治川の北岸に沿ひ船津橋北詰を経蘆の橋に至る區間 幅員 八 間
- 二、第四號中江戸堀と通二丁目二十番地に於て一等大路第二類第一號路線より分岐し筑前橋田蓑橋及梅田橋を経 官設鐵道東海道本線を横斷し四梅田町大阪橋北端に至る區間 幅員 八 間
- 三、第五號線中本由三番町十番地地元より古川町八番地 三地先に至る 幅員 八 間

第二 街路舗装と路面整理

街路舗装工事面積

- 一、既設街路中面積凡二十五萬坪

一、在來の街路にして既定の幅員に満たざるものは之を整理し既定の幅員を爲すものとす面積凡六萬七千坪

大阪市區改正設計

而して此大阪市都市計畫第一次事業の骨子となつたものは、云ふ迄もなく大正九年一月二十一日市長が内務大臣の訓令に基き公告した大阪市區改正の設計である。今其必要なる部分を摘記して、前後脈略の關係を明かにする。

大阪市區改正設計

街 路 の 部

第(一) 街路の等級幅員及構造は左の標準に依る

- 一、廣路幅員二十四間以上
 - 二、一等大路は左の 類とす
- 第一類 幅員二十間以上

第二類 幅員十六間以上

第三類 幅員十二間以上

三、二等大路は左の二類とす

第一類 幅員十間以上

第二類 幅員六間以上

二等大路以上其の他必要なる街路には舗装工事を施行す

第二、橋梁の幅員及構造は左の標準に依る

一、長三十間未満の橋梁 幅員は街路幅員と同一とす但し交通の情勢に依り街路幅員の十分の八迄となすことを得

二、長三十間以上の橋梁 幅員は街路幅員の三分の二迄縮減することを得

但し二等大路第一類線に在りては八間を下ることを得

三、橋梁の主要部は鐵石鐵筋コンクリート等不燃質耐久材料を以て築造するものとす

四、假橋梁に於ては大阪市區改正委員會の議を経て各號に依らざることを得

第三、二等大路第一類以上の街路に非ざれば復線軌道を敷設することを得

第四、設計の實施に方り測量の結果其の設計に些少の異動を生ずる場合は大阪市區改正委員會の議定に依り之を變更したるものを以て本設計と看做す

(第五) 街路の新設及び擴張並に其の位置及び幅員中既掲第一次計畫事業中に含まれざるもの左の如し

「二等大路第三類」

第三號線 上福島中丁目十四番地より西野田茶園町を経て鷺洲町海老江三百二番地の八に至る路線の全部 幅員 十二間

第四號線 大阪驛前曾根崎中二丁目二百番の地先より北野大深町及北野牛丸町を経て中津町下二番二に至り西折して十三番南詰に至る路線の全部 幅員 十二間

第五號線 中上福島中五丁目九百七十番地の地先より洲町を経て中津町下二番四百三十五番地の四に至る區間 幅員 十二間

第六號線 中離波河原町二丁目千五百八番地の地先より日本橋三丁目に至る區間 幅員 十二間

第七號線 市岡町五百四十八番地の一より北福崎町三榎入堀新橋地を経て出崎町一丁目八番地地先に至る路線の全部 幅員 十二間

第八號線 第一號線終點より今宮町を経 住吉公園に至る路線の全部 幅員 十二間

第九號線 中谷町六丁目より 西賑町二十一番地地先に至り曲折し末吉橋を経て長堀川北岸に沿ひ伯樂橋西詰に至り南折し松島町二丁目十八番地地先に至る區間 幅員 十二間

第十號線天神橋筋六丁目七百十五番地より長柄橋南詰に至る路線 全部 幅員十二間
「一等大路第一類」

第一號中空心町二丁目十四番地の一地より天満橋を経て谷町六丁目五十番地の一地元に至る區間 幅員十一間

第二號路線中泉尾町四十九番地地先尻無川渡船場より市岡町を経て南安治川通三丁目五十一番地に至る區間 幅員十一間

第四號線木津北島町一丁目五番地地先より津守村を経て敷津村加賀屋二百九十二番地地先に至る路線の全部 幅員十一間

第六號線中上本町二丁目より同町九丁目に至り西折し椎寺町に至り南折し天王寺村阿部野二千六十三番地の一に至る區間 幅員十間

第六號線北安治川通二丁目四百八十二番路地先より春日出橋地に正蓮寺川及傳法川の各新橋梁を経て新淀左岸 傳法町四丁目四百四十四番地の四に至る路線の全部 幅員十間

第七號線西野田茶園町七百七十一番地の二より中津川及傳法川の各新橋梁並神島村を経て常吉町二十一番地に至る路線の全部 幅員十間

第八號線一等大路第三類第十四號線終點より長柄橋を経て西中島村柴島三十四番地に至る路線の全部 幅員十間

第九號線善源寺町二番十五番地より榎並町野江字渡守三百二十七番地の一に至る路線の全部 幅員十間

第十號線中森之宮東之町森之宮神社地先より鮎江町蒲生を経て前號線に接続する區間 幅員十間

第十一號線空心町二丁目十四番地の一より淀川新橋梁及野田町を経て鮎江町蒲生字鍛田二百七十六番地に至る路線の全部 幅員十間

第十二號線中本町九丁目四百四十六番地地先より天王寺勝山通りを経て鶴橋町猪飼野字大池百五十五番地の二に至る路線の全部 幅員十間

第十三號線中郡市境界より北百濟村を経て平野郷町平野泥堂字堀の角三百八十二番地地先に至る區間 幅員十間

第十五號線木津川東岸津守村南島三百九十七番地より天王寺村及田邊村を経て平野郷町泥室字堀の角三百八十三番地 至る路線の全部 幅員十間

第十七號線二等大路第一類第一號線起點より中本町を経て神路付大今里七百三十五番地に至る路線 全部 幅員十間

第十八號線中舟橋町七十九番地地先より鶴橋町を経て前號路線終點に接続する區間 幅員十間

第十九號線二等大路第一類第一號線終點より中本町 神路及鶴橋町を経て北口濟村新在家四百八十七番地に至る路線の全部 幅員十間

第二十號線粉濱村北溝筋六百三十一番地の二より敷津村柴谷に至る路線の全部 幅員十間

【二等大路第二類】

- 第一號線中蘆分橋より北安治川橋を経て二等大路第一類第一號線起點 接続する區間
幅員 八 間
- 第二號線宮町水渡六百二十二番地より木津川落合上渡船場、千島橋、泉尾町、尻無川、甚兵衛渡船場、北福時町、三福入堀新所梁並安治川松ヶ鼻及正蓮寺川の各渡船場を経て西島町二百二十三番地に至る路線の全部
幅員 八 間
- 第三號線鷺洲町海老江百六十七番地の一より同町八百八十三番地の五に至る路線の全部
幅員 八 間
- 第四號線中西根田町大西驛北端より中津町下三番二百三十七番地に至る區間
幅員 八 間
- 第五號線中古川町八番地地先より九條町辰巳街市岡町及田中町を経て七條町一丁目、番地地先に至る區間
幅員 八 間
- 第六號線川恩加町十八番地より木津川千本松渡船場に至る路線の全部
幅員 八 間
- 第七號線二等大路第一類第三號線終點より新千歳町四十一番地に至り曲折し木津川西岸平尾町五十五番地地先に至る路線の全部
幅員 八 間
- 第八號線千歳町四十一番地地先より分岐し鶴橋町三丁目 至る路線の全部
幅員 八 間
- 第九號線小林町百七十五番地地先より木津川西岸千島町二百五十六番地の一に至る路線の全部
幅員 八 間
- 第十號線千島町二十五番地地先より木津川西岸千島町二百五十六番地一に至る路線の全部
幅員 八 間

つまり此處に列擧したゞけの道路の新設擴張が財政關係からして第一次計畫路線より除かれたのであるが、然も其必要の度合からすれば、決して第一次計畫線に劣るべきものではない。殊に府市間多少の議論もつたが、結局之等の路線も決して空なる都市計畫でなく、確定せる都市計畫として立派に道路線に沿ふて建築制限をなす得ることに内務省の指令が發せられたのであるから、事業の施行者たる市又は府は是非共速にその財政を鹽梅してこれが遂行を圖り、以て關係地主に對する多大の拘束を解くと同時に、新市街開發の實利を收得せねばならぬのである。

第七章 第一次事業と財源

第一次事業總經費

倍記大阪都市計畫第一次事業と財源の關係に就て述べんに、大阪市當局の成案に依れば、此第一次事業は大正十年より大正十六年度に亘る七ヶ年繼續であつて、其總經費一億四千二十萬圓に及び、其内譯は

路面整理費	三百五十二萬一千百六十八圓
舊道路路面鋪裝費	千七百五十四萬二百四十圓

街路新設及び擴張費

一億一千九百十三萬五千九百九十二圓

である。而して此が財源としては、

- 募債金
- 軌道經營者負擔金
- 特別負擔金
- 國庫補助金
- 河岸地賃貸料
- 土地賣却代
- 市普通經濟より組入
- 税

- 七千六百五十九萬九千圓
- 十五萬圓
- 千三百五十七萬二千五百三十八圓
- 三千八百九十三萬八千八十三圓
- 二千七百六十圓
- 百四十四萬五千九百二十二圓
- 九百三十七萬八千六百九十七圓
- 十一萬三千圓

特別負擔金

而して右財源の中國庫補助金並に特別負擔金に就ては、前篇『都市計畫と財源』と題する章に於て述べた如くであつて、今重ねて説明するの要を見ぬ。唯軌道經營者負擔金に就て一言すれば此は都市計畫法第六條第二項並に同法施行令第九條第三號の規定に依り、都市計畫事業に依り生

ずる營造物を、電氣軌道敷設の爲めに利用して著しく利益を受くる者に對し負擔せしむる特別負擔金の一種であつて、現在に於ては阪神國道に電氣軌道を敷設する阪神電氣鐵道株式會社より徵集せんとするものに外ならぬ。

財源中の募債金

第一次都市計畫事業總經費の中其約六割を占むるものは、公債募集に依つて生ずる收入であつて、大正十年度より十六年に至る七ヶ年に總額八千五百一十一萬圓を募集せんとするのであるが、此公債は大正十七年以降四十三年間に償還せんとするもので、其利率は年六分五厘、發行價格は額面百圓につき九十圓の勘定である。但し此は將來の金融狀態の變化に依り、多少の伸縮あること勿論である。

市税の種類内容

大阪市の第一次都市計畫事業遂行による財源として設定する市税は、都市計畫法第八條による特別税として、地租割、國稅營業稅割、土地増價稅、間地稅（最後の二稅は未だ勅令の公布を見ざるを以て設定する能はず）等、並に大阪市の在來の特別税たる坪數割の外、特に都市計畫の財

源として遊興税観覧税等の新税を設け、また別に府税雜種税附加税中車税の税率を引上げて、此に充當する事にした。

右諸税の中須要なるものに就て一言すれば、土地増價税の如き年額七十萬圓を得んとするものであるが、此は前にも述べた如く地主階級の所得に對する課税であつて、社會政策的意味を含んだものである。間地税も亦同様の意味あることを忘れてはならぬ。

遊興税と観覧税

遊興税並に観覧税は、先年金澤市に於て徴收せられたのが、我國に於ける嚆矢であつて、現在東京以下各都市に於て、此税を設けて居るのであるが、此を都市計畫の財源に充當して居るのは今日の所大阪だけであると思ふ。此兩税に就ては、遊廓業者及び興行者間に相當反對があり、隘分入釜しかつたものである。此中遊興税は大阪市の遊廓花街（新町、堀江、松島、南地、會根崎新地、新世界）に於て、藝妓或ひは娼妓を聘して遊興した者に對し、其花代について課税せんとするもので、大阪市に於ては年額六十五萬圓を此税に依つて得んとするのである。また一方観覧税は演劇興行、遊覽所等に有料にて入場する者に對し、課税せんとするもので、是亦年額十一萬圓を計上して居る。始め此兩税は市の獨立した特別税として徴收する考へであつたが、大阪府に

於ても大正十一年度から此税目を設けたので、市は法制の命する所に依り、府税の附加税として此を徴集する事に改めたやうな譯である。

財源の不安定

大阪市の第一次都市計畫事業に對する財源は、概略以上の如くであるが、未だ此を以て其財源の安定を得たものとは云へぬ。現に土地増價間地税の如き、目下内務省或は大藏省に於て審議中であつて、未だ勅令の指定を見るに至らず、六大都市何れも財源の枯渴せるに拘らず、亦如何とも爲す與はざる状態にある。また第一次計畫事業總經費の約六割を占むる公債募集の如きも、果して大阪市當局の立案せるが如き價格利率を以て、募價し得るかやうか。今度の財界不振に想到すれば是亦懸念に堪わぬものがある。斯の如く都市計畫の財源は甚だ不安定であるが、而も一方都市計畫事業は年々進捗し、現に大阪市の如き大正十一年度に於て、路幅整理、舊道路舗装、街路新設並に擴張の爲めに、一千八百八十三萬圓を計上して居り、更に十二年度以後に至れば年額二千三百九十萬圓を要する計算となつて居る。此の巨額の財源を、現在の不安定なる状態に於て容易く捻出し得るかやうか。何人ぞ雖も、其前途は餘りに樂觀し得ぬであらう。

財源の捻出と市民の自覺

故に此際市民は都市計畫事業の都市の秩序的発展並に都八十の幸福の爲めに、一日も緩がせに
 可らざる所以をよく理解し、此が遂行のためには、充分なる覺悟を以て、援助する事を忘れて
 はならぬ。殊に財源の捻出に就ては、市民の熱誠なる後援を要する。市民諸君は都市計畫事業に
 直接自家頭上の問題として、篤と御考慮ありたい。著者の見る所を以てすれば、都市計畫事業は
 財源の一點から見ても、市民の自覺に俟つにあらざるは、其遂行は甚だ困難であると思ふ。現
 に大阪市が今春都市計畫の財源として、營業稅附加稅(都市計畫法第八條に依るもの)を設定する
 や、商業會議所方面から、盛んに反對の聲が揚がつたではないか。斯様なことでは、都市計畫の
 實行は、到底六ヶ敷いのである。此際切に市民諸君の自覺を望んでやまぬ。

第八章 大阪都市計畫區域

内務省の諮問案

都市計畫並に都市計畫事業の實行に當り、先づ第一に確定せねばならぬものが、都市計畫區域
 であることは、前篇に於て、説いた如くである。されば内務省に於ても大阪市の都市計畫區域に
 就ては、夙に調査研究する所あり、大正十年六月に至り一の諮問案を作製し、都市計畫法第二條

の規定に依り、大阪市を始め、關係市町村並に都市計畫委員會の意見を徴するに至つた。今其内
 務省の諮問案なるものを見らば、大阪市廳を中心地點として、鐵道または軌道により、三十分乃
 至一時間を以て到達し得る範圍を標準とし、西は大阪府と兵庫縣の境界である神崎川を限界とし
 北は豊中村千里村及び吹田町を以て限り、東は淀川を渡つて守口町に至り、更に南に走つて八尾
 町、平野郷町を合せ、大和川を越へて堺市及濱寺町を包含する二市七十二ヶ町村を以て、大阪都
 市計畫の區域とし、其全面積は一〇五、六六六平方哩(八二、七七七、八〇〇)坪に亘り、現在の大阪市
 の面積二二、五七平方哩(一七、六八二、六〇〇)坪に比べて、約四倍七分となすべき計算であつた。

關係市町村の意嚮

此に對して大阪市を始め關係市町村は豊能郡豊中村を除く外都市計畫區域内に加入するの意見
 を答申したが、只大阪市は内務省の諮問案は、餘りに其區域廣大に失するとの理由から地理的自
 然の境界である北方は神崎川、南方は大和川を以て限度とし、別に大阪港域全部を都市計畫區
 域内に包含せしむるの修正を加へて答申したのであつた。而して此内務省の諮問案關係市町村の
 答申案はこれを一纏めとして、大阪地方委員會に回附され、委員會では種々の議論があり、特別
 委員にも附託されたが、結局内務省の諮問案と大阪市の修正案を折衷した一種の區域案を作り、

此を委員会の議として決定するに至つた。

委員会 の 区域案

今其地方委員会に於て決定した区域案に依ると、大阪都市計畫区域は、一市五十五ヶ町村八十六平方哩で、即ち次の市町村を含んで居る。

- 一、大阪 市
 - 一、西成郡 傳法町、中津町、鷺洲町、豊崎町、玉出町、今宮町、津守村、大道村、豊里村、中島村、新在村、西中島村、北中島村、神津村、神島村、千舟村、川北村、福村、粉濱村、歌島村、
 - 一、東成郡 平野郷町、安立町、鯉江町、鶴橋町、中本町、田邊町、榎並町、天王寺村、生野村、神路村、小路村、城東村、榎本村、城北村、喜連村、北百濟村、南百濟村、依羅村、長居村、墨江村、住吉村、敷津村、古市村、清水村
 - 一、三島郡 吹田町、千里村
 - 一、豊能郡 庄内村、豊津村、小曾根村、中豊島村、南豊島村
 - 一、北河内郡 守口町
 - 一、中河内郡 巽村、瓜破村、矢田村
- 此地方委員会の修正案と内務省の諮問案を比較するに、其最も異なる點は、諮問案中にある堺

市並に濱寺町と都市計畫区域より除外したことで、此に就ては種々の議論もあるが、先づ實際的の見地から見て此修正案は妥當なものと思つてよからう。

都市計畫 区域決定

而して此大阪地方委員会に於て議定した都市計畫区域案は、大正十一年三月十五日に至り、内務省に於て開かれた都市計畫委員会と通過し、直に内務大臣の決定を経て、四月二十四日其告示に接した。大阪市都市計畫並に都市計畫事業は上來述べ來つた如くで、一方に於て道路の新設並に擴張、既成道路の整理、路面の舗装等を、七ヶ年繼續一億四千二十萬圓の像算を以て、今や其實行に着手せんとし、又他方に於ては都市計畫の第一階梯たる都市計畫區域の漸く決定を見るに至つた状態で、未だ其計畫並に事業としては其緒についた計りである。將來近世都市の白眉として中外に誇稱するに足る大大阪を建設するに至るには、未だ餘程の里程あるを思はずには居れぬ。然らば吾人は今後如何にして名實共に具備する大大阪を建設すべきであるか。請ふ後篇に於て其概要を説かしめよ。

下篇大大阪の建設

第一章 大坂市域の擴張

市域擴張の必要

大坂市近年の發展膨脹は實に驚くべきものがある。大坂市商工課の調査に依る大正十年度末（國勢調査後一年二月）の現在人口は百三十四萬六千四百七十一であるが、而も這は行政區劃上大坂市内に屬するものみの人口であつて、若し實質上大坂市内と其の選むべき接續町村の人口を合算するに於ては、更に三十萬を加へねばならぬ。而して大坂並に其近郊の發展膨脹は今後益々甚だしさを加へんとするの狀態である。然るに今日の行政組織に於ては、大坂市の行政權は其市内丈けに局限されて居るのであつて、實質上大坂市内と認むべき接續町村と雖も、此に對しては市は何等の施設を講ずるの權能を有せぬ。此が爲めに交通、土木、衛生、上下水道其他諸般の施設に於て行政區劃上の大坂市内と接續町村との間に甚だしき不統一を來し、往々種々の都合の生ずる場合がある。例へば衛生上に就て云ふも市内に於ては概ね上下水道の設備があるので

傳染病の如きも其發生率は尠いのであるが、接續町村は其大半未だ此等の設備を持たないので勢ひ傳染病の發生率も甚だ多い。従つていくら市内で衛生施設を完成しても、寧ろ郊外より脅かされる場合が多く、充分なる効果をあげることも出来ぬ。此は衛生上に就ての一例であるが、一事が萬事凡て此通りであつて、此がために蒙る相互の迷惑と不便とは蓋し夥しきものである。是れ先年來大坂市域擴張論の稱へらるゝ所以であるが、都市計畫の進行に伴ひ益々此が必要を感ぜざるを得ぬ。

過去の市域擴張

顧みれば大坂市は明治三十年に於て、第一回の市域擴張を實行した。是より先明治二十六七年頃、大坂市會に於て接續町村の編入を内決し、二十八年四月大坂府知事に對し、此が意見書を提出し、同年九月知事は調査會を組織して、建議の採否を調査したる結果、此を容るゝ事となり、廿九年四月編入の勅令が發布され、愈々三十年四月より此を實施する事となつたのである。當時市内に編入されたる町村は西成東成兩郡に亘る二十八ヶ町村であつて、即ち左の如くである。

- 西區 西成郡九條村、同三軒家村、同川南村、同天保町、同川北村、同傳法町
- 南區 西成郡西濱町、同難波村、同今官村、同木津村、東成郡天王寺村、同生野村

東區 東成郡東平野町、同清堀村、同西高津村、同鶴橋町、同中本町、同玉造町
北區 西成郡下福島村、同上福島村、同會根崎村、同北野村、同川崎村、同野田村、同豊崎

東成郡鯉江町、同都島村、同野田村

而して其面積は九百六十三萬三千百坪で舊市の面積三百三十八萬七千二百二十四坪に比較すると二倍八分の割合である。蓋し當時にありては随分思ひ切つた市域擴張であつたが、而も編入後の市勢の發展は、此等新市街をして最早全く舊市と融合せしめ、今日では新舊の區別を判するに由なきは勿論、却つて九條、福島の如き新市は舊市に勝るの繁華市街を現出するに至つたのであつて、當時の市域擴張は誠に先見の明ある方策をたつたと云つてよい。

市域擴張の範圍

然らば今日第二回目の市域擴張を實行せんとするに當り、其何れの範圍までを大阪市内に編入すべきかと云ふに、是は觀方に依つて夫れ／＼意見が異なり、一概に論斷することは出来ぬのであるが、著者は、先づ大阪市の範圍をその地理的自然の境界に鑑み、北は神崎川、南は大和川を以て限界とし、其間に於ける各町村、東は攝津、河内の國境以西とすれば、餘りに廣きに過ぐるの嫌ひあれば、先づ都市計畫區域内の各町村を以て此を限つたならば如何なものかと思ふ。今著

者の意見の如く、大阪市の範圍と決定するものとすれば、其面積は約十二方里強で、過般内閣の認可を受けたる都市計畫區域と異なる所はたゞ北方神崎川以北に止まり、其他の部分は全く同様であると云つてよい。否著者をして其衷心の希望を述べしむれば、尼ヶ崎市も大阪市内に編入するを以て適當なりと信ずる。然も尼ヶ崎は行政上兵庫縣下に屬する關係上、直に此へ大阪市内に編入することは府縣行政劃の變更を要し、手續上容易なことでない。故に此は暫く省き、先づ前記の境域内を以て大大阪市の範圍と爲したいと思ふ。

大阪市と神崎川

尤も神崎川以北の四五町村を加へて、都市計畫の區域全部を大大阪市の市域としても、敢て差支はない。神崎川以北を加へるか加へぬかと云ふ事は、深く論ずるには及ばぬ。唯問題となるのは新淀川と神崎川の間を市内に編入するかどうかと云ふ點であつて、現に大阪市の市域擴張調査會の如きは此を加へぬ事に極め、新淀川の南岸を以て大阪市の境界と爲さんとするが如くであるが、著者は此には反對である。新淀川と神崎川の間は、將來工業地域として發達すべき土地であつて、都市計畫委員會が此處を都市計畫區域内に入れたことも、將來工業地域として利用せんが爲に外ならぬ。果して然りとすれば此地は是非とも大阪市内に編入し、將來に於ける大阪市の支

配權を獲得し置くことが必要である。云ふまでも莫く大阪市の生命は商工業にあつて、工業政策は其最も緊要とする所である。然るに斯の如き工業地域を市の範圍外に置き、其行政權を行使する能はざらしむるに於ては、其不便と損失は前途に測る可らざるものがある。大大阪の區域と新淀川を以て限らんとするが如きは、畢竟短見者流のことであつて、著者の與する能はざる所である。

市域擴張と諸般の施設

大阪市の市域擴張は、其範圍が何れに決定するにせよ、早晚此が實行さるべきは最早疑ふの餘地を有せぬ。而して市域擴張と共に、各種の都市的文化施設を實行すべきは勿論のことである。現在の接續町村に就て見るに、其諸般の設備に於て、極めて貧弱なるを免れぬ。現に大阪市周圍の四十餘ヶ町村中、大阪市より上水の供給を受くるものは、僅に傳法、鷺洲、中津、豊崎、鶴橋中本以下四五の町村に過ぎず。其他の町村に至つては其附近に濼々たる淀川を控へて居乍ら、まだ其上水をすら利用し得ざる状態にある。此等のものに對して、市に編入と同時に、相當の施設を講じ市民保護の實を擧げしめねばならぬ。其他土木、教育、衛生、交通等一搬の自治行政につきて都市計畫の實行と相俟ち、施設の完成に努むべきは多く説く迄も莫いことである。尙大大阪

市の範圍並に其範圍内の地域を如何に活用すべかに就ては、後章更に力説するであらう。

第二章 大阪と特別市制

特別市制の發端

凡そ現行市制に於て、缺陷不備の點は甚だ多いが、わけて最顯著なるものは、人口百萬以上の大都市も、人口二三萬前後の小都市も、齊しく畫一の方針の下に全然同様の取扱を受けて居る事である。現に東京市の如く人口二百二十餘萬を算し、その人口の點に於ては廣袤六千方里を有する北海道と同一であり、大阪市の如きも亦人口實に百四十萬、附近の町村を加算すれば百六十餘萬に及び、其人口は廣島縣と伯仲の間にある。即ち全國各府縣中、大阪市より人口の大なるは北海道、東京、兵庫、新潟、愛知、福岡の一道一府四縣丈けであつて、他の一府三十八縣は其の人口に於ては悉く大阪市よりも小なるのである。従つて大阪、東京の如き大都市の事施設が人口二三萬前後の小都市と、其内容實質に於て全く其趣を異にするべきは、寧ろ多言を要せざることである。然るに現在の法令に於ては、前にも述べた如く、全國の大小都市を以て悉く一律に各府縣知事の下に屬せしめ、此を以てその第一次監督者と爲し、更に内務大臣の第二次監督

の下に置いて居るのであつて、此が爲に東京、大阪の如き大都市と雖も、其行政上に於ては一々府知事の手を経て、内務大臣の指令を仰ぐことを要し、其手續の煩雜なるは勿論、往々にして事務の滞滯を來すことを免れぬ。されば數年來東京大阪を始め六大都市に於ては、此弊害を除かんがために、二重監督を脱する運動を爲し來つた。此が特別市制實現運動の發端である。

其從來の經過

尤も東京市の如きは一國の首都たる關係上、全國の各都市とは又自ら其行政組織を別にする必要が早くから認められ、既に明治二十九年以來、東京都市案、或は東京市制案として、十數回議會に提出されたのであるが、残念ながら何れも其成立を見るに至らずして終つた。また一方大阪市に就ても、明治四十四年に至り『東京市及び大阪市に關する法律案』が、衆議院へ提出され、幸に同院の通過を見たが、遂に貴族院に於て否決された。其後東京、大阪、京都、名古屋、神戸等の各都市は、何れも特別市制の促進に關する建議を爲し、政府も亦漸く此運動に動かされて特別市制の調査に着手し、東京市に對しては既に東京都制案を製作せしむるに至つたが、過般の議會には提出するに及ばずして止んだ。尤も六大都市の市長の權限は、此に關する法令の通過と共に、幾分擴張されたのである。

我大阪市に於ては夙に特別市制促進の機運を作興せんがため、大正六年大阪特別市制期成同盟會を組織し、爾來今日に至るまで引續き運動をなし、大阪市會に於ても、數回内務大臣に對して意見書を提出した。近くは今春二月更に意見書を可決し、此を携へて正副議長其他の上京を見ないのであつた。

特別市制の條件

大阪市の特別市制の條件に就ては、大正九月一月大阪市會と通過せる意見書に添付した『大阪市の關する特別市制の要項』中に記されてあるものが、市當局並に市會の意見と見ることが出来る。今其全文を左に掲げる。

大阪市の關する特別市制要項

- 一、大阪市を府縣の區域外とし府縣と對立せしむること
 - 二、大阪市は勅令の定むる所に依り其の市内に於ける衛生、交通、建築、消防並營業及市場の取締に關する警察事務を處理すること
 - 三、他の法令に於て地方長官の職權に屬せしめたる事項は大阪市の市長の職權に屬せしむること
- 但し前項に掲ぐるもの以外の警察事務に付ては此の限に在らざることを

- 四、市制中市税の賦課に關する規定の外府縣稅及び賦金に關する法令の規定を準用すること
 - 五、大阪市の監督に付ては市制第六十五條及第六十六條の外府縣制第六章の規定を準用すること
 - 六、市制中府縣知事又は府縣參事會の權限に屬する事項は内務大臣之行ふこと
 - 七、市制中府縣參事會の裁決に關し出訴し得べき事項に付ては裁判を経ずして直に行政裁判所に出訴することを得べきこと
 - 八、市制中府縣參事會に於て市會又は市參事會に代りて處置すべき事項は内務大臣の許可を経て市長之を處置し次の市參事會に報告すべきこと
 - 九、市吏員の懲戒に關しては別に勅令を以て定むること
 - 十、前各項に規定するもの外は總て市制の規定に據ること
- 而して其の理由とする所は、大阪市の如き大都市と人口數萬を出でぬ小都市を同様府縣の下に二重監督に服せしむるが如きは、市政の運用上障害が尠くない、故に別項の條件の下に、特別市制を施行し、大阪市の行政の敏捷と發展を圖ることが今日の急務であると云ふにある。

一部警察權の移讓

前述の特別市制施行の條件の中、最も注意すべきは其の第二であつて「大阪市は勅令の定むる所により、其市内に於ける衛生、交通、建築、消防並に營業及び市場の取締に關する警察事務を

處理する」といふ一條である。此は明かに府の權限に屬する一部警察權を市に移讓せしめんとするもので、從來の二重監督脱の要求より一步進んだものと見ねばならぬ。而して内務省に於ても此點につき種々の議論があつて、未だ省議を決定するに至らず、過般發表せる「東京都制案」中にも警察權に關することは規定して居ないのである。然し乍ら、此一事は特別市制施行の條件中最も重大なる要件であつて、如何にもして内務省の諒解を得、上下兩院の協賛を経て、此を實行したいものと思ふ。

特別市制の前途

東京大阪以下六大都市に特別市制を施行することは、何れの點から見ても、今日の急務でありまた政府に於ても早晩此を實行するの意圖であるが、其形式を六大都市共通のものとするか、或は東京都制案の如く、各都市別々のものとするかは、今後の研究に俟つて決せらるべきである。著者が今春此問題で上京して内務省の考案を叩いた所によると、松田參事官の如きは、各都市別々のものを作製するを以て適當とするやの意見であつた。而して警察權移讓の問題に至つては前項に述べた如く、最も重要な事柄ではあるが、其實現は可なり六ヶしさうである。故に大阪市に對しても東京都制案と同一の性質のものであれば、運動次第で來年の議會には、法案提出の

運びに至るものと観測される。現に松田参事官の云ふ所によれば、東京都制案を今春の議會に出しなかつたのは、大阪を差措き東京丈けに特別市制を布くのは、片手落の嫌ひがあるからたこの事であつた。大阪市に特別市制の實施されるのは、最早時日の問題と云つてよからう。

第三章 大阪と地域制

地域制定の必要

將來行政上の大阪地域が、果してどの程度まで擴大するべきかは暫く別としても、既に大阪都市計畫區域の決定を見たり以上、實質上の大阪の範圍は定つた譯であるから、宜敷其區域内には進んで適當なる地域制を設定すべきである。即ち都市の地理的條件を根據として、仔細に其の發展の傾向を按し、土地の適當なる用途を豫定して、都市全體の健全なる進歩と活動とに便せねばならぬ。具體的に云へば工場、商店、住居の如き目的を異にする區々の建築が、雜然として隨所に混在し、其間利害相錯綜して相互に利便と安全とを阻害して居る從來の不秩序不統一の弊を根絶せしむる爲に、豫め土地の適當なる用途を選むで、各種の地域を定め、夫々適切なる施設を廻らして以て能率の増進を期すべきである。

大阪と地域制

然らば、我大阪市に於ては、如何にせば最も適切に將來合理的に用途地域を配分し得るであらうか。此はやや都市計畫地方委員會の議に上つて、十分慎重に審議するべき大事な案件であり近くその爲の特別委員も選定されたのであるが、これを海外の事例に徴して見ても、さう容易く決定するべき問題ではない。大抵の都市が、その制定の爲には必ず三四年に亘り熟慮審議を費して居る。用途地域の配分はその都市の土地の狀態、高低、風向、水利若くは交通機關の配置から割出したなば、頗る無難作に解決されるもの、如くであるが、然し實際に於て今日の如く到る所に亂雜、無秩序な發展となし來つた舊都に於て、此を一舉に理想的市街に立直さうとするが如きは、却て角を矯めて牛を殺すの類である。とけ云へ實地にのみ拘泥しては又その目的が遂げられぬ。故に畢竟事實に囚はれず、理想に泥まず、不即不離の間に中庸宜しきを得た處置を執らねばならぬのであるから、事頗る面倒である。殊に我大阪には水運に役立つ河川が、横に市中を貫流して、その沿岸地が何處でも倉庫地や工場地として役立つので、此を十分に利用することが寧ろ大阪の生命と云つてもよいのであるから、これを他都市の如く高燥な山の手方面を住居地域に風下の平野を工業地域にと云つた風な無難作な仕分けでは到底甘んじられぬ。

我大阪市の興隆の根源とも見るべき大小工場が市の髓に入り、心を貫いて建並んで居る處へ、只無闇矢鱈に理想的な線を畫して、住居地域、商業地域を分けた所で、この在來の工場の交錯亂在を何う處分するのであるか。勿論法の命する處によれば市が其損失を補償さへすれば夫等の建築物の使用を禁止し、又は立退きを強要することも出来、その爲に補償審査會の定めもないではないが、此を實行することは寔に厄介千萬で、往年東京本所の淺野セメント工場立退問題で見た通りの大紛擾が、市内の到る處に演ぜられ、結局大阪市内から工場が立退いた代りに大阪市も來一緒に亡びるやうなことになるらぬとも限らぬ。それ故純理論のみで此の大問題は滅多に片附くものではない。例へば難波は何うか、福島は何うか、境川は何うか、あれを商業地域に塗潰して仕舞ふべきか。又は工業地域として永久に許すべきか。實際問題として都市計畫委員會が果して如何にこれを處理するかは今後の最も興味ある問題である。理想は何時も單純ではあるが、事實は決して然く容易ではない。その調和が果して何う落付くか。都市計畫區域の問題にも理想派の府と實際派の市とが匪合つた最後に、永田仁助氏が飛出してその歩み合を謀つて漸く是が付いた。地域制問題に就ては恐らく何人も永田氏が飛出さねば埒が明くまいと思ふ。

地域制と未開發地

在都市の内容に立入つて其處に新に地域制を實行するの面倒さ加減はこれでわかるが、然も此面倒さを忍んで實行しても亦餘りその實益はないと云つてよい。何故かと云へば、市街地建築物法によつて、市がその工場の移轉の費用を負擔せざる限り、事實上既存工場の生命は容易に減却せざるのみならず、市も亦亂りにそんな方面に財力を振向くべき程餘裕ある時代が滅多に來ないからである。此點は歐米とても亦同様である。地域制設定の趣旨は決して一擧に市内既存の状態を改革し去らんとするの趣旨ではない。現に在るものはたゞ在るが如くのみあらしめよ。其目的とする處は寧ろ今日以後であつて濫りに過去の混亂を反覆せしむるが如き失態を防遏し、徐々に然る確に若干年の後を期して、初めて當初の目的を實現し得るのである。されば今日地域制が如何に定まらうと、只理想通りに市内既存の状態を動亂せしむるものではない。従つて其效力も格別市内では發揮されぬであらうが、その代り未開發地區に在つては、この制度の必要と價値とが最も顯著に現るゝことを思はねばならぬ。今後に發展すべき土地を何の目的に向つて助長せしむべきか。これが最も大切なる問題である。舊市内の現在の亂雜さと、それを匡正するの容易ならざる實狀とから推して、尙更最も考慮に値する大事な事柄である。地

理、地勢、水位、風向、之等自然の指示する所のものを根據として能くこれを洞察し能くこれと順應することを努めねばならぬ。又今後の交通機關、水陸運輸設備を能く其用途に適合せしめねばならぬ。此の如くにして各地區交々渾然たる大都市の組織の一部として夫々その正當に受持つべき機能を活躍せしむるを得ば、其處に我大阪市永遠の計が自らにして成るのである。地域の制定が都市計畫の基本だと云はるゝ所以も畢竟此處にある。その審査に與る人々に對し、特に此點の就て充分の用意を望む次第である。

住宅地としての大阪南郊

試みに前述の見地に立ちて、大阪都市計畫區域内の未開發地の用途地域を揣摩せしめよ。南に天王寺より田邊、平野、住吉方面を経て、大和川に達する一體の臺地は、それぞ市の住宅地域として實に絶好の地相を具へ、同時にその區域も頗る廣濶である。若し能くこれを修むるに適當の道路系統を以てし、又能くこれを統ふるに若干の高架鐵道及び路面電車線を以てせんには、其發展の急なる蓋し豫想の外であらう。而してその幹線道路に沿ふてのみ商業地域を設け、他はこれを擧げて住居地域と定め、能くよくむば更に花園都市の精神を取入れ、且大小公園並に公園道路を其間に點綴せしめたるならば、誠に絶好の住宅地域となるであらう。

東部一帯は工業地域

而して一方市の東部は現任の城東線が高架に改まることによつて、一舉に在來交通上の障礙を除去することが出来、大阪市膨脹の餘勢は必ずや直に此方面に殺到して、餘江、中本、鶴橋を中心として、其附近地は固より、沿線地區一帯を擧げて乍ら市街化し終るであらうが、然も波紋が、果して如何の地點にまで到達すべきかは尙疑ひがある。蓋し此方面一帯の地勢は頗る低濕にして排水も容易でなく、従つて健全なる住居地として適當でないに加へて、その地上も亦事實に於て困難である。故に能く川平野川、猫間川の改修を策して排水に利するの傍ら舟楫の便をも整へ、小工業地域を其沿岸一體に設定して、北に寢屋川沿岸の城北工業地域との連絡を圖り隨所の高段地に快適なる勞働者住宅地の分布を策することが最もよい方法と思ふ。若し又此方面に住宅地域を求めんとすれば、恐らく高速交通機關の敷設を俟つて、都市計畫區域外であるが、生駒山麓一體の高地の開發を促がし、逆に求心的に市隣接低卑の地域に向つて發展することが得策ではあるまいか。

大阪北郊と水運の關係

轉じて市の北郊を見るに新淀川神崎川間一體の低地は何等か特殊の計畫を立てざる限り、これ又其開發實に容易でない。而して特殊の計畫とて畢竟此の低濕の地勢に鑑み、此間に大規模の運河を開鑿して、其の沿岸地と理想的大工業地域と化し、西に尼ヶ崎市、南に新淀川正蓮寺川を経て安治川並に築港に連る支線運河を通じ、飽迄水運上の地理的利便を擴充するの一途あるのみである。若しこれ此方面に住宅地域を選ばざらば新淀川の北堤防に沿へる若干の地區を以てする以外は寧ろ一足飛びに飛び、千里山方面並に岡町豊中方面を指定するの外はあるまい。

市民住居の版圖

由來大阪市民の住宅地域は今日とても既に遠く西に住吉、御影、蘆屋、北に伊丹、箕面、寶塚池田、東には京都、茨木、伏見、南には堺、大濱、濱寺の邊りにまで及びつゝある。即ち之等廣大なる範圍を包括する約三百方哩の大地域を擧げて、之が悉く如實に我大阪市の經濟的活動範圍たるを誇稱し得べきのみならず、今後市と中心として高速交通機關の發展につれて尙更遠く廣く其の居住の版圖を開拓し來るべきを疑はぬ。されば僅に百方哩にも過ぎざる市の都市計畫區域内に於てのみ無理やり市の人口増加の將來に應ずる住宅地域を漁り求めんとするは、畢竟無益の沙汰であつて、此處には只宜しく其の地勢、水理其の他自然の示すが儘の地域制を適當に配置す

るを得ば即ち足るのである。

只遺憾ながら大阪市の定風位は常に西風であつて、而して市は西に海を控へて河口を開いて居るから、勢ひ工場地域が風上を占めて、斷らず住居地域、商業地域を脅威せしむるを免れぬ。この餘儀ない事態から大阪市を救ひ得る程の地域制が果してあり得やうか。最後の問題として殘るは畢竟これである。

第四章 大阪市電の將來

市電從來の沿革

大阪市電が我大阪市内隨一の交通機關として、年百年中不斷の活動を續けて居ることは、誰しも承知の如くであつて、現在並に將來の市電の狀態につき、一應考察して置くことは、我大阪市民の利害休戚の上から見るも、最も緊要なことで、考へる。顧みれば大阪市電が始めて孤々の聲を擧げたのは中篇章中に於て述べた如く、明治三十六年であつて、第四回内國勸業博覽會を機とし大阪市が巨費を投じて竣工したる築港を一般世間に紹介し、且つ其埋立地の利用開發に資せん爲め、西區九條花園橋を起點とし築港埠頭棧橋に達する延長三哩一分四厘を敷設したのが其の濫觴

である。爾來約二十年市電の事業は年と共に發展を遂げ、現在延長四十六哩五分四厘を算し、此に近く竣工開通さるべき鶴町線、梅田善源寺町線、西野田櫻島線、松島南恩加島線の各一部及び安治川築港線を加ふるときは延長五十一哩三分八厘となり、第一期線に比して實に十六倍の延長となる次第である。

將來の敷設線路

而して更に都市計畫の實行に伴ひ、敷設せらるべき路線は既に市會に於いて議決せられ、目下特許申請中である御堂筋線、土佐堀南岸線、木津霞町線、松屋町筋線、堂島大橋線、城南線、上本町味原線、三軒家新千歲町線、梅田空心町線、大手町上本町線、玉造森之宮線、東野田澤上江町線等であつて、此延長十三哩一分四厘である。故に現在の路線並に近く竣工すべき路線に此像定線と合算すれば、六十七哩九分八厘となるのである。斯の如くにして大阪市電は今日は勿論今後永らく大阪市隨一の交通機關として、市民の運輸に當ることとなるのであるが、今其の創業以來の發達の跡を檢すれば、一般營業狀態に於いて著しく進境あることが看取される。

市電乗客の増加

今其の一例として、最近十年間に於ける乗客數の増加の割合を見やう。勿論營業線路の延長に隨つて乗客數の増加するは當然であるが、單に絕對關係に於いてのみならず相對的關係に於いても亦甚だしき増加あることを見逃す譯にはゆかぬ。即ち明治四十三年度に於ける一哩當り乗客數は二百三十四萬八千二百七十九人であつたが、大正十年度に至つては、五百七十三萬八千九百九十四人五分となり、約二倍半の増加であつて、其の一人當りの乗車度數から云ふも、前者は三十七回四、後者は二百十三回強で、殆ど六倍の數に上つて居る。斯の如き現象は常に大阪市の人口増加によるのみではなく、社會の進歩發達と共に生ずる交通頻繁の實際を語るものである。果して然らば、其の今後、雖も此と同一割合の増加を見るかどうかは疑問としても、相當數の増加を來すことは明かに豫想さるゝ所であつて、この發達の趨勢に鑑み、此に適應する方針を樹つることは市電今日の急務と云ふべきである。

將來の經營方策

市電將來の方策としては、路線の延長車輛の増加、車庫の増設等を圖り、此が運用方面に於ては朝夕一定の時間を限り、特別運輸の開始、豫備車の運轉、運轉系統の改正、二車聯結運轉、乗務員勤務割の改正、停留所の整理改廢等一にして足らぬのであるが、取分注意すべきは運轉系統

の改正である。元來運轉系統は、電車運轉の基準となるべきものであつて、此が當を得ると否やは、運轉能率に重大なる關係がある。否運轉能率の上ると上らぬとは、一に繋つて運轉系統の如何にありと云つてもよい。斯様な重要なものであるに拘らず、從來市道に於いては、科學的研究の結果に成る運轉系統なるものが莫かつた。今日の運轉系統でも矢張さうであつて、乗客の往來科學的に研究して編まれたものでは無い。其れ故この運轉系統の不備のため、從來幾多の故障が起つたこともあり、市電當局も近來に至つて運轉系統の改正に腐心し、現に懸賞募集もやつて居るのであるが、これは今後充分の研究を積み、是非とも最善のものを作るの必要がある。殊に新線の敷設、哩數の増加とともに、運轉系統にも絶えず考慮を費さねばならぬのであるから此は決して懸賞募集位で満足すべきものではない、市電部内に此に關する一課を設け、専門家を備聘して是非共不斷の研究を續くるの必要がある。

線路増設の必要

大ぎには並行線路を増設して、復々線の働さをなさしむることである。著者は市電將來の根本方策は高速交通機關の設置は別として、これより外にあるまいと思ふ。例へば現在市の中心を貫通する南北の路線は、堺筋線と南北線の二つであるが、此二線によつては如何に極度の能率を

發揮すと雖も、其の運轉には一定の限度があり、到底乗客の幅狭は免れ難きことである。故に此を緩和するためには、更に梅田から淀屋橋筋、御堂筋を経て湊町に出づる新線及び天神橋から松屋町筋を経て、天王寺公園に達する一線を増設するより外に致し方がない。勿論この外無軌道電車又は乗合自動車の如きも運轉されるのではないが、此は現在の路面の幅員に於いては、一般交通を妨ぐる虞があり、餘程考究を要することである。尤も都市計畫の實行により、早晚道路の新設擴張も實行されるのであるから、市電運輸の補助機關としては、或は此等のもものが、適當なる時代が来るかも知れぬ。然しなから地上に於ける路線の増設にもまた限りがあるのであつて、何れは高架線又は地下線の高速交通機關に依るの外道なきに至るであらう。高速交通機關に就いては、別章に於いて詳しく述べる心算である。

二車連結と單線運轉

歐米の各都市を通じて到る所に二車連結運轉が行はれつゝある。交通緩和の第一の方便としてこの工風に出づるは當然であつて、都市によつては三車乃至四車連結をさへ、決行しつゝあるのである。待ちあぐむだ市民が我先に狭隘なる一車内に決死の勢ひで押込まねば乗れぬと云ふやうな事態を一車毎に繰返しつゝある現状を目撃しては、その最も手近い緩和策として何よりも先づ

この二車聯結運轉を差向きの問題とせねばならぬ。聞くが如くは東京市は比較的阪路が多いので、二車聯結に伴ふ不時の危険を恐るゝ餘り警視廳は多年これが許可を差控へつゝあつたが、今では毎車至る所に乗客制限の殆ど不可能なるに困じた揚句これを許可するに決したと傳へらるゝ。他市は兎も角、我大阪の如く何處々々までも平坦極まる土地柄であり、殊に一人當乗車回数が多い東京をも凌げる雑踏に於て、何故今日まで二車聯結を許可せない理由があらう。若し強て一般交通の危険のためにと云ふか、それは單に頑迷な保守的氣分に囚はれた迂濶極まる鼻元思案である。阪神電車が現に二車聯結でもつて御影あたりの併用道路を疾走しつゝある現状を視るがよい。何處に二車聯結による危険が一車の場合よりも増したであらう。

大阪市内の如く道路の狹隘にして、然も容易にその取擴げの困難なる土地は海外では往々單線運轉をとりつゝある。米國費府の如きは最もその盛んなるものゝ一つで、何の町筋にも電車が走る代りに、その何れもが單線で交互に反對の方向に走るものである。差づめ我舊市内の如き土地柄に於て、今日以上に交通の緩和を策せんと欲せば、市の中心への電車網の集中を策する上に於て斯かる方法こそ寧ろ頗る適切なるものではあるまいか。

安全地帯の設置

安全地帯の施設すら、我大阪市ではまだ見受けぬ。電車の停留所毎に傍目も振らぬ群集上下の混雜に加つて、その背後を強て通り抜けんとする自動車其他の車馬の横暴に加減と来ては全く成つて居らぬ。何故に府市速に協力して、この危険と不快とに充ちたる差詰の問題をだも解からどはせぬのであるか。尤も平地式の安全地帯は全く無効である。東京でも京都でも既に悉く失敗して居る。苟くも安全地帯らしき要素の一として、路面より一段高き電車乗降場を構ねばならぬ。而してその最も適當なる施設は英倫倫敦のものゝ如く、一應は試験的に木道の乗降臺を掘付け、一般交通の状態に適合する迄何度となくその寸尺を變更して、然る後初めて永久的の安全地帯を構成するに如かぬ。

市電經營の本旨

大阪市電は云ふ迄も莫く、大阪市なる公共自治團體の經營に係る公共企業であつて、他の一般營利會社の電鐵經營とは異り、經營の主體から云つても、また事業の性質から云つても、利益を主眼とすべきもので莫く、公益を主眼とすべきものである。従つて其經營は飽まで市民の公益を本位とすべきものであつて、此を離れて市電の目的はないと云つても敢て過言でない。故に其本來の理想から云へば無賃乗車を以て適當とするのであるが、今日の市の財政に於て、左様なるこ

とは到底實行不可能であるから、相當の賃金を徴收することは止むを得ぬとするも、其經營に當つては飽まで、市民の公益を主眼とし、苟くも此に乖離するが如き方策を執つてはならぬ。是れ市電に於て特に路線の修理、車輛の改造、車内の衛生設備等に意を用ひ、運搬の能率を上げて、市民交通の便を圖ると共に、保安上、衛生上、間然する所なきを期せねばならぬ所以である。此一事は當局に於ても夙に承知の筈ではあるが、尙今後も充分の注意を促さねばならぬ。

市電と労働問題

市電の經營に就て更に考へねばならぬことは、市電が市の他の事務とは違つて、一の現業であることである。現に市電は車掌、運轉手等の現業従業員並に雜役其他の人夫を加算すると毎日約五千人に近い人を使用して居る。従つて其従業員が労働條件の改善を要求することに依つて、他の一般工場と同様、労働争議の勃發すべき虞がないでも無い。殊に昨今に於ては、西部交通労働同盟と云ふが如きものも起り、市電の従業員中にも此に加入して居るものがあつて、往々種々の紛紜の起らんとする形勢がある。市電當局に於ても亦此點に鑑み、過般運輸委員會の制度を設け、市電従業員の福利増進の爲めに、従業員と當局者と隔意なき諒解を得んと努めて居るが、此種の制度が、労働争議を緩和する上に於て、一種の安全弁ともならば大變仕合せである。然し此

位のこととて、今後平穩無事に治まつてゆけるか否うかは疑問である。それ故市電當局に於いても労働問題に就ては此上更に研究を積み、よく労働運動の大勢を理解して、飽までデモクラチックな態度に出で、苟くも従業員の要求にして、現代社會の正義觀念に合致し、相當の理由あるものと認むるに於いては、進んで此を容るる事に努むべきである。若し此に反して官僚的高壓手段を加ふるに於いては、一時此を鎮壓すべけんも、永久に事務の業績を毀ることは不可能である。此等の事柄は、市電當局としてよく注意すべきことと思ふ。

第五章 大阪と高速交通機關

郊外交通機關の普及

大阪市は郊外交通機關の普及と發展の顯著なる都市は珍らしかろう。大抵何處の都市でもその發展は丁度辣蘆の輪の如く、逐次その周圍に層一層と膨れ出すのが常であるが、獨り大阪市ではその四隣が然く無雜作に開拓さるべき状態になつて居ず、一帯の低濕なる地勢はその改善が容易でなく、滅多に住心地のよき健康地を造成し能はぬので、勢ひ誰もが其れを見捨て、稍遠き郊外に住宅地を求めざるを得ぬ。而も大阪を離るゝ稍遠きに及べば、至る所に高燥清雅を誇り

得る境地を豊富に展開して、大阪市民の利用に俟つの状態である。即ち西に香植園、蔭屋、御影、住吉の如きあり、北には千里山より岡町方面の臺地、若しくは池田、伊丹、箕面、寶塚の如きあり。東には伏見、京都又は石切、奈良の如き、南には田邊、平野、さては住吉、大津、濱寺の如きあり。恰も木星の周囲を繞る環の如く、途中若干の空處を餘して大阪市の經濟的活動範圍を構成し、その日夕交通の頻繁なる所、自然郊外電車網の普及をして然く顯著なるに至らしめる所以である。加之、近來の急激なる發展は、多々益々其必要を呼び、新規の出願處所に頻々として相繼ぐ状態にある。郊外交通機關の發達此の如くに盛んなるは寔に以て喜ぶべく、更に時代の要求が順次之等機關を高速化せしむるに於て、愈々其利を歎美せしめずには置かぬ。

高速交通機關の必須條件

今茲に郊外交通機關の普及に關聯して考慮さるべき問題は、即ち我々市内の高速交通設備を如何にすべきか、及び郊外高速交通機關との連絡を將來如何に便宜に將た適切に處理すべきかの點である。市内の高速交通路線網の選定に就いては、大阪市は其調査を擧げて權威ある我國鐵道協會及び土木學會に委嘱し、昨今着々その審査を進めつゝあるが、然も未だその報告に接せぬ折柄であるから、今茲りにこれを揣摩することは、却つて一般の誤解を招く虞があり、敢てその多

くを説くと好まぬが、これを歐米の研究に依れば、第一には高速鐵道は必ずや市の中心區貫き、又はこれと近接して市の南より北へ又は東より西へと直通せしむる事、第二には各線相互間に路面電車、近郊電車、遠距離鐵道との連絡を成るべく便宜ならしむる事、又第三には能ふ限り近郊電車と市内高速鐵道との直通運轉を講じて、日夕郊外より市の中心區へ出入する市民に乘替の面倒を免れしむる事、これらが市内高速交通網選定の三大要件であつて、其以外例へば南北線を一線で済ますか、二線に分つか、又は東西線を二線とするか、三線とするか、或は別途に環狀線を設くるか、又は斜線を描いて、特に或地點に達せしむるの必要あるか否かの如き問題は、たゞ實地に市内日常の交通状態を精査して、これを斷するより外なく、更に進むでその何街貫くか、又何川に沿ふべきかの如きは、寧ろ單に地理上並に經濟上の理由によつてこれを決するまでである。

地下線か高架線か

唯此際豫め大に研究すべきは市内高速交通線の型式を、地下とすべきか、高架とすべきかの問題である。然も此問題と雖も、畢竟は其都市の狀態に應じ、又は寧ろ其都市各局部の格段なる事態につれて、夫々適切なる判定の下に取捨さるべきであつて、決して無難作に其一を揚げて

絶對的に他を排去し能ふが如きものではない。高架は眼障りである。不體裁である。多大の地積を犠牲とする上に、街路の採光を遮り、車馬の往來を阻碍し、且騒音の甚だしきを憎むと云つた風な議論で以て、一概に他を排去せんとした處で、然らば高架に比して通常三倍乃至四倍の工費を要する地下をも結構實現し得べき財力があるか。それも千萬圓と四千萬圓とぐらの比較ではなく、少くとも一億圓と三億圓との相違であるべきことをも承知か。更に其他の地質の劣勢と地下水位の高度とによつては、尙更工事の困難、惹て一段の工費の差を生ずべきも覺悟か。我國特有の出水並に地震の及ぼす危険に對しても亦十分の確信あり得るか。殊に地下は高架に比し、空氣の疏通不良なるに加へて、軌條車輪の磨滅より生ずる鐵粉、並に黴菌の飛散により乗客の衛生上幾多寒心すべきものがあり、歐米にても近時深く此點につき憂慮しつゝある事をも何う受入るか。斯く突詰れば結局これは主義主張の問題ではない。寧ろその建設地帯の技術的狀態を究めて、夫々その宜敷に適せしむるより外道があるまい。由來市内高速鐵道で儲かつたためしは無い。然も大きな損を覺悟でもつて先づ莫大な建設費を投じ、更に巨額の營業費を動かすをも辭せざる所以の理由は、只一に市民全體の交通の利便のためのみである。高價なるが上にも高價なるものを望むで何時までもその實現を阻むか。比較的行き易いものに就て逸早く其普及を圖るか。最後の判斷は結局其處に落ちねばならぬ。高速交通の目的を達する上には二者とも何の相違もないのだから。

郊外鐵道との連絡

市内の高速交通機關と郊外鐵道との連絡方法に就ても、亦此際豫め十分の考慮を費されねばならぬ。従來大阪市は郊外電車の市内乗入れに就て入釜しい原則を立て、市營電車の利權を保護する上に於て、慎重なる警戒を怠らなかつたのであるが、高速交通機關との關係に就ては、それを市營とする場合、是非前途の考究を必要とする。郊外線から日夕出入する人々が市の中心地區に達するのに、一々或關門で乗換の厄介を見せねばならぬ如き事では、尠く共高速交通の倍打は半減する。尤も郊外線の或るものは、その軌幅が狹軌の爲に乗換を餘儀なからしむるものもあらうが、理想としては是非各郊外線からする客車が直接自由に市の中心地區にまで乗込むのみならず、更に市を貫通して反對の郊外に達してから、初めて引返すべき程にありたい。尤もこの理想を實現するまでには、各種交通機關を統一して、共同經營となし、區々たる各郊外線の軌道や、車輛、信號、運轉方法等、種々の點に於ての異同を統一し、且各終端驛の設備を一新して、以てその必要に適應せしむるため、随分容易ならざる改良を敢てせねばならぬが、然も全市民の要求が最終の勝利なるを信せば、例へ此が遂行に幾多の障礙困難があつても、結局實現されぬといふ

ことばあるまい。況んや將來新に郊外線を出願するもの、如きは、豫めこれを考慮し、これに順應して、些の矛盾なきを期したい。従つてその經營方法に就ても、最初は乗入れ協定の容易なるを選ぶであらうが、やがて共同經營の利便に依るべきこと、倫敦、紐育の實例が之れを證して餘りある。故に豫めこれ等の事柄に想到してその設計に着手するの用意が肝要である。

交通機關統一の必要

惟ふに市内地表電車に依る交通状態、今日の行詰りは、將來多少の路線の増設又は改良を以て到底これを解くべきではない。況んや我大阪市膨脹の勢ひを以てするをや。高速鐵道網の遂行は其急を要すること既に日一日よりも甚しい。而も其實現は決して營利會社の經營に委して永遠に幾多の弊害を將來遺すべきものではない。殊に都市計畫上全般、施設と密接の關係を有し、且地表電車との利害最も離る可からざる以上、宜敷市自ら立つてその經營に任し以て市の内外に渡る交通機關統一の基調を確立すべきである。近くは民營會社の出願に先鞭を付けられて、今は却て振差ならぬ窮境に苦しみつゝある東京市の事例をこそ深く留意すべきであらう。

第六章 大阪と港灣計畫

大阪築港の由來

大阪市民と築港との因縁は古い。明治五年時、大阪府權知事渡邊昇氏は築港義社を設け、蘭國技師フアン・ドールの計畫を容れて、工費金三百二十萬圓の募集を府民に促し「衆心奮發衆力を合し金あるものは金を出し力あるものは力を出し天工を奪ふの大業を興し祖先代々住慣し住江に子々孫々榮華幸福を受け長く開化の民たれば豈快ならずや又樂からずや」と盛んな宣傳に着手したるを手始めに、建野知事の時、再び之を試みて成らず、西村知事に至つては「大阪築港研究會」を起し、畫策最も努めたるも時機未だ熟さず、山田知事の時、四たび其萌芽を發して着々調査を進め、蘭國技師デレーケの設計を成り、遂に明治三十年内海知事の時に及びて工費二千二百四十九萬圓計畫に對する國庫補助案帝國議會を通過し、大阪市築港事務所を設けて、所長に西村捨三氏を聘し、工學博士沖野忠雄氏を工事長として、茲に漸く築港實現の緒に就き、同年十月十七日神嘗祭の佳辰を卜し、小松宮彰仁親王殿下の親臨を得、全市歡呼の裡に起工式を擧ぐるに至つたのであるが、此間知事を更ゆること五代、年を閱すること二十有五年、市民の之に處する不撓不屈終始一貫孜孜當局を扶けて、宿望を果すに至つた意氣の熱烈さこそ、殊に顧みて畏敬に堪わざるものである。

過去の築港事業

一一八

爾來大正四年まで年を閉するもの十九年、資を投すること二千七百餘萬圓、其の間數次の經濟界の動亂と、豫想外の海底地質の軟弱とに累せられて、幾多支障の續出を免れなかつたが、切々其の難關を打開するに努めた結果、當初豫定の計畫は港内二大泊船渠の工事を餘すのみにして我國無變の大事業たる人工的港灣の雄大なる規模と如實に現出するに至つた。然も大正五年以來大阪市の財政状態は豫定築港工事の續行を許すべく餘りに窮迫せるが爲に、一時其打切りを餘儀なからしめ、政府に請ふて一旦その許可を得たけれども、偶住友、三井、三菱等の富豪より埠頭民營の出願頻出するに會し、打切反對を唱ふる市民の聲また之に和して頗る猛勢であつた爲、大正六年更に議を決し、翌七年より再び竣工遂行の勇圖に出で、現に其の工事中である。工費豫算一千八百萬圓、内三百萬圓は住友への委託工事費である。

歐洲戰亂と築港

時しもあれ、彼の歐洲大戰亂に伴ふ我經濟界の大活躍が初まつたのである。我國商工業の中心として知らる、大阪市の活動が、當時如何に目覺しかつたかは又云ふを俟たぬと同時に、我大阪築港の眞價も亦實にこの機會を得て、初めて全國に認めらるゝに至つたのである。即ち當時若し

天保山沖が舊態依然たる難所であり、若くは築港工事が未完成であつたならば、如何に大阪商人が阪神間を駈廻つて悶々たる處で、内外貿易上の飛躍を能くあれ程まで徹底的に振舞ひ得なかつたであらう。大阪市の富もまた能く一舉にあれまで集積され能はなかつたであらう。寧ろ其の偉大な生産上の機能と實力とを有しながら、運輸の一點に行詰つて、たゞ地團駈を踏むの外なかつたであらう。蓋し明治三十六年八月港灣利用の開始と共に、頗る本市水運上の面目を一新すべく期待されたるにも拘らず、爾來多年その利用は遅々として起らず、折角の大棧橋も徒らに天下一の納涼臺たる奇觀を呈し、港内の船影寂として殆どふるに足らず、百萬坪以上の大埋立地は空しく蘆荻の茂るに委せて、これを顧みるものさへなく、市民多年の苦心と努力も殆ど酬わらるゝに由なきを歎じつゝあつた際に於て、突如この大事業を得て、初めて其の眞價の顯現を見るに至つた次第である。

大阪築港の現状

而して目下内地沿岸、朝鮮及北支那航路の各定期線は殆ど大阪を起點とせざるなく、其の數遠洋航路三線、近海航路二十二線、沿岸航路二十一線を數へ、更に原料品を搭載せる不定期貨物船に至つては、歐米、濠洲、印度等の原産地より直航し來るもの比年其の數を加へ、港内碇泊船數

多きは日に九十隻を算し、平尙六十隻を下らず、港内二千九尺の淺瀬區域八十七萬坪の水而を以てしては既に其の狹隘を訴ふる状態であるが、埋立地の利用亦劇に進み、沿岸地帯には倉庫櫛比し、天保山運河に沿ふては工 連接し「築港」の名に呼ばるゝ一區の居住民既に萬餘を算し、嘗て魚釣臺の名に知られたる大棧橋も、今は人の出入を謝して、専ら貨物の上下にのみ忙しむ。他都市に例なき市民独自の力をもつて、多年惡戦を苦闘を敢てし來つた市民の意氣と執着は、斯くして遂に酬らるゝの時機に會したのである。

大阪築港の將來

今や港勢第二の躍進は、將に數年の内に迫りつゝある。即ち多年の懸案であつた臨港鐵道の敷設及び工事中の緊船突堤の完整とか正しくその時であり、共に遅くも大正十五年度には竣工するのである。然らば現に一年一萬艘四百三十餘萬噸の汽船を入港せしめ、且帆船六萬八千艘四百萬噸と共に入貨七百萬噸十五億圓、出貨三百萬噸十九億圓、合計一千萬噸三十四億圓の大輸送に任じつゝある此港の發展が、其の期に及びて更に如何の度にまで躍進すべきか、市内どの水陸の連絡が又如何に敏活に且多量的に改善せらるべきかは蓋て刮目に値するであらう。築港埋立地の内には、現に一ヶ月半十圓以上で貸付けられた土地さへある。未貸付の數十萬坪の土地の將來

も、亦齊しく注意すべきものであらう。

有望なる築港計畫

然も大阪港經營の將來よんすれば、それとてもまだ不十分なる規模に過ぎず、人は往々にして大阪築港の完成を説け、それは斷じて誤りである。何時如何にして、何處に我大阪港完成の時が來やう。もしそれを豫期するならば、それは併せて我大阪市の商工業の運命にも同時に見極つて仕舞はんとするものである。大阪市が今や大大阪としての陸の發展と目論む以上、尙更海に大阪築港に就ての畫策は益々旺に又愈々多岐であらねばならぬ。一の工事の終るを俟たず、寧ろそれと押並ひて更に他の新事業に着手されねばならぬ。私人でさへも若し許さるゝならば直接その實現に驀進するを辭せざる程な有利な事業がまだいくらでも殘されてゐる。無論またその筈ではないか。折角巨金を投じて斯かる大港の基礎を築いた以上、その餘澤を受けて何處までもこれを補足し、これを助長するの意味から、多々益々勞少くして功多き事業が寧ろ今後こそいくらでも見出さるべき譯柄である。北に於ては正蓮寺川の港内取込工事、南に於ては木津川取込工事の如きは就中その優なるものである。

正蓮寺川木津川の港内取込

北防波堤の一部を切開いて港と正蓮寺川との連絡を付くる。共に一文字に新防波堤を築造して新淀川尻に及ぼすのが正蓮寺川取込工事であつて、同時に市は櫻島堤外に約十四萬坪の新海陸連絡地区を得るのみならず、以て北方尼崎市と水運關係を最も緊密ならしむるを得るのである。又同様に南防波堤の一部を切開いて港と木津川との直接連絡を付くると同時に、木津川連河に架橋して船町方面の發展を策し、且は若干の新埋立地を築成して、これを繞るに若干の新防波堤を以てせんには、其の利は更に南方堺市に及び、その水運關係を又最も有利ならしむるのである。

築港と各種の事業

北に尼崎市を擁し、南に堺市を控へて宛然左右に鶴翼の陣を張らんば、是是非共大阪港將の來發展に伴ふ自然の要求であり、又爾他當然の仕合せであるが、斯かる大事業以外にも市は財力の許す限りに於て、例せば鶴町方面の貿易地帯を如何に開發すべきか、その前面の水の利用を如何に促進すべきか、又はあの古ぼけた埠頭地大棧橋の改造を如何にするか、又は櫻島方面の海陸連絡を如何に有利に擴大すべきか、皆は港内深水面積の擴張に伴ふ浚渫土砂を如何に善用して何處に如何の埋立地を作るか、その他小船溜は如何、帆船溜は如何、大船用繫船岸壁の擴張計畫は如何と續々その考案を纏めて遂行を期すべきものがある。蓋し市は寧ろその爲すべき事業の多きに苦しまんも、然るその凡てが悉く有利であり、必要である以上、その實現に些の躊躇を敢てすべきでない。既にその厄介な基本的經營に偉大なる市民の力を示し且は酬はれたる以上、今後の事業はたゞ興味あり且經濟的なるもののみである。

海上の都市計畫

然も最後には現在の港内水面積の不足を補ふに足るべき第二次築港區域を何處に如何の規模を以て豫定すべきか。而してそれは神戸港との關係上果してどの程度にまで港の水深若しくは設備を擴充するを以て適度とすべきかの大問題にまで到達せねばならぬ。南北二條の防波堤によつて限られたる港内二百七萬坪の水面積は、最早我等の眼には餘りに其の狹隘なるを歎せしむる。殊に一握りの土砂をだも紊りに浚渫せず、無益に處分せざるの覺悟を以て、最も經濟的に着々此港の大成を所期せんには、其茫乎として森漫たる海の表にも新しき大計畫を急がねばならぬ。陸上の都市計畫に對してこれこそ海上の都市計畫と呼べば呼ぶべきではないか。

第七章 大阪水道の將來

既往の水道計畫

都市の膨脹發展に應ずる施設は、一にして足らぬけれども、市民の健康を確保し、財産の安固を企圖し、商工業の發達に資する上に於て、給水機關の完成の如きは、殊に必要なるものと謂はねばならぬ。されば我大阪市の於ても夙に此點に鑑み、明治二十八年に其第一期工事を竣工したのであつたが、當時の計畫は人口四十八萬を計算の基礎に置き、六十一萬人に給水するを以て限度としたものであつた。然るに第一期工事の竣工後僅に二年にして人口は八十二萬に増加したので早くも水道設備の狹隘を訴ふるに至り、其の後人口百五十萬を標準として大いに擴張する所あつたが、其工事の竣工を告げた大正三年末には、市内の人口は百四十二萬となり、接續町村を合算すると百六十餘萬に及び、給水施設の標準とした百五十萬人を超過すること十餘萬人となつた其處で更に其工事の擴張に努めて現に人口百九十五萬に給水し得る設備と能力を持つて居るが、この状態に於ては今日以上人口の増加に堪ゆることは決して出來ない。

現在の水道事業

茲に於て更に大阪市では人口三百十萬を目途とする大擴張計畫を立て、近く其の工を竣へたがこれによると、一日よく二百二十萬石を給水し得る豫定となつて居る。然し此とても未だ以て徹底的の擴張計畫とは云ひ得ない。過去並に現在の趨勢を以て人口の増殖を豫想すれば、大正二十

年には人口三百十萬に達するりであつて、現在の水道擴張工事も亦一時の應急施設に過ぎぬと謂はねばならぬ。夫れ故大大阪市將來の水道設備は、決して今日を以て満足すべきでは莫い。殊に今後都市計畫事業の進展と、上水使用増加の趨勢に鑑みて、水質水量共に大大阪市に相當する水を求め、且給水方法を講ずる事は、今日吾人の最も研究すべき重要事であらうと思ふ。極言すれば水道事業を離れて、都市は成立せず、市民も亦生存せぬ。大阪市將來の水道施設を考究する事は、都市計畫の第一義たるべきものである。

地表水か地下水か

凡そ水道の水源には、地表水と地下水との別がある。前者は河水、湖水溪谷水等に依るものであつて、我國の水道は多く此を採用して居る。後者はまた堀井水、泉水又は坑道に依つて集むる湧水であつて、大陸諸國は概ね此を採用して居るが、地下水には地勢又は地膚によつて湧出量及び水質に不足を生ずる缺點があり、我國にあつては、英國と同様、此種の地下水で成功したものは極めて少い。従つて地表水と地下水の採否は、今後尙幾多の研究を要するものである。而して普通地表水に依る場合と雖も、其の經濟的施設としては、山間の溪流を堰留め、依つて以て集め得た水を唧筒で送水するよりは、自然流下の方法を取るが最良の方法であるが、我大阪市の如

さは、斯の如き水源を、これを近郊に求むることが出来ないのを遺憾とする。

二十年後の大計畫

尤も強て求めやうとすれば琵琶湖がある。琵琶湖の水面は大阪市の地盤に比べると、約二百七十尺の高度にあるから、此より隧道、鐵管、開渠等に依つて、延長十二里の間を大阪北方の高地に導くも、尙百六十尺の水頭を保有せしむることが出来る。故に此琵琶湖の水を以て、市の東部高地の一部に唧筒直送を行ひ、此に加ふるに淀川の源水に依る既設水道の一部を以てすると、將來の大大阪全市に殆ど適當の水壓を以て配水することが出来得ぬではない。然し乍ら此は非常な大計畫であつて、大正三十五年前後に於て、大大阪と大神戸とが互に擴大延長して、市域相連絡し、其の人口合して七百五十萬に達する時期に於て準備するのが、最も機宜に適した措置であると思ふ。

依然淀川の利用

故に前述の大計畫が熟するに至る迄の中間策として、唯今容易に實行さるゝ範圍に於て、此が解決を試みやうとすれば、即ち出來得る限り既設の工作物を利用すると共に、別に淀川の沿岸

に於て、工場の簇出に基因し、水質の汚濁せらるゝ憂ひある區域を避け、其水源、柴島を距る上流數里の地點に選出するを最も適當とせねばならぬ。若此處に水源地を定めて取水する事となるべし、其の一部は既設柴島水源地に送り、其餘は新なる地點で淨化して、北方高地に揚げ、更に自然流下の方法に依り、柴島の直送式と相俟つて配水を爲す事が出来る。而して其源水たる淀川は、最低水位に於て一秒時間三千立方尺であるから、優に日本全人口の半分以上に給水すべき水量を持つて居るのみならず、其水質も比較的よいのであつて、我大阪市民の使用水量に向つて毫も不足する所は莫い。蓋し我大阪の地たる、其の水と土地との地理的按排は全く絶大の天恵であつて、此は大阪の都市計畫に於ける一つの誇りとするに足るのである。

防火用としての水道

大阪市水道の將來に於ける水源地に就ては、上來述べ來つた所で大略理解され得るで、らうが此は唯飲料水としての立場から見ただけのことであつて、別に防火用、撒水用としては自らまた別種の意見がある。即ち將來都市計畫の進行と共に、道路は擴張せられ、高層建築物もまた大いに増加するであらう。其の時に於て尙今日の如く防火用、撒水用、洒掃用として濾過の手續を盡した上水道を使用するが如きは、決して當を得たものとは云へぬ。凡そ普通家事營業用を主眼と

した上水道に於ては、其の用具、管厚、並に經濟上の見地からして、水壓も自ら一定し、従つて現今に於ても此を防火用として利用するも、夫の効果の薄弱なるを免れざるは屢々吾人の經驗する所である。従つて今後の高層建築に此を利用して、効果を奏する能はぬ事も亦云ふも莫い。其れ故防火用としては別途に高度の壓力を有する水道の設置を望まねばならぬ。殊に大阪市の如き水路の四通八達せる都市にあつては、多數の電動唧筒を設けて、非常の際には適宜に此を運轉し、各所に配置せる高壓管から水を吐出せしめ、依つて以て防火の目的を完了せしむる必要がある。而して平常の日に於ては同一配水管に依つて低壓の撒水用、路面洒掃用、又は下水用の洗滌用水を取るに於ては、一舉兩得の利益があるであらう。要するに飲料用水に關する水道、此種に目的に供する水道とに、其の間區別して考究する必要があらう。

第八章 大阪と住宅問題

住宅問題の大勢

住宅の不足は前篇中に於ても述べた如く世界各都市共通の現象であつて、都市の人口集中に伴ふ必然的結果であり、且其の事柄が衣食住中の住に關する問題次に、吾人日常の生活に密接

の關係あること多く説くのを要を見ない。従つて英國を始め歐米各國は何れも住宅の供給を以て、重大なる國家問題と爲し、銳意努力中であるに拘らず、我國に於ては政府も國民も、未だ此問題に就て甚だ熱心の度が足りないのは遺憾千萬である。尤も先年住宅組合法が制定され、政府も住宅建設の爲めに、低利資金を融通する事となり、既に今日までに二千三百萬圓を支出して居るのであるが、未だ斯の如き微温的の政策を以てしては、住宅問題は其の一部分だも解決せらるべきで莫い。内務省社會局の調査報告に依れば、住宅の不足は全國を通じて十二萬戸で、大阪で二萬戸の不足と云ふ事になつて居るが、此は抑も何に基いた計算であるか。家屋の不足、云ふも全く雨露を凌ぐことが出来ない程度のもを指すのか、或は市民の生活に相當する家屋を指すのか。住宅不足の標準が明かでないのみならず、吾人の常識を以て判斷しても、十二萬戸の不足は餘りに尠きに失する嫌ひがある。

住宅の不足と其供給

現に英本國の如き其の人口面積に於て、殆ど我國と伯仲の間にあるが、戦後に於ける其の住宅の不足数は五十萬戸、修繕と要するものを合算すると八十萬戸以上に及ぶ計算である。尤も英國は戦時中概ね住宅の建設を手控へた爲め、斯の如き甚だしき不足を生じた關係もあるが、我國の

如きも戦時中好景氣の時代は、家屋に投資する者は比較稀で、多くは他の營利事業に投資したのであるから、多數の住宅が建設されやう等がない。我大阪に就て見ても、大正五年以來、建物の建築は頗る増加したのであるが、而も其大部分は工場であつて、住宅の増加は實に微々たるものである。今手元にある大阪市の統計に依つて見るに、大正元年より大正九年に至る九年間の住宅の増加は、一萬八千七百五十九戸であつて、一年平均二千八十四戸の増加に過ぎぬ。而も此間に於ける人口の増加は、尠くとも三十萬以上であつて、假に一戸當り五人とするも六萬戸以上の住宅を必要とする。然るに前記の如く住宅増加は僅々二萬戸に過ぎぬとすれば、此十年間に於て大阪で約四萬戸の不足を來した計算である。而して斯の如き現象は、實に我大阪市許りでは莫い。全國都市到る所に見るべき現象と云つてよい。従つて内務省社務局の調査の如きは、全然信を措くに足らないので、全國を通じて住宅の不足が、莫大の數に上る事も想察されるであらう。

大阪の住宅不足

今此を大阪市丈の問題として限局して見るに、過去十年間に於ける大阪市の人口と住宅の割合は、前項の如くであるが、然らば今後の状態はさうであるか。大阪市は今後年々人口十萬を増加するものと見て差支ないのであつて、此を一人當り五人とすると、年々約二萬戸の住宅を必要と

するのである。即ち過去十年間に於て、建設されたる住宅の全部を、一年間に供給せねば、勘定が合はぬ譯であるか、近來諸事業不振の爲め他に適當の投資物なく、住宅に投資する者漸く多きを加へ、市内並に近郊到る所住宅の建設を見つゝありとは云へ、一年間二萬戸の住宅を建設することは中々容易なことでは莫い。従つて我大阪市に於て、住宅問題を解決することは、頗る至難の業とせねばならぬ。勿論此に就ては種々の方法があり、現在實行しつゝあるが如き市營住宅を供給することもその一方方法であり、或ひはまた住宅組合の組織を獎勵して低利資金の融通に努力することも必要であらう。然し乍ら此位のことを以てしては、到底此夥しき住宅の不足を救済することは六ヶし。

結局は國家問題

故に、大阪市の住宅不足の如きも結局は國家問題として、國家自ら此が解決に當らしむることが、最も適當であると信する。著者が是れまで屢々述べた如く日本の政府は、住宅問題に就ては甚だ冷淡である。都市の住宅不足が、その影響する所極めて甚大であり、國家の利害休戚に密接の關係あることを全く了解せざるが如くである。政府にして斯の如き状態であつては、住宅問題の解決は百年河清を俟つが如く、何時になつても埒が明くべき時は無いのである。故に吾人は

此際住宅問題の解決につき、政府當局の反省を促しせめては英國政府の執れる政策の半分なりとも此を採用せしめたいものと思ふ。前篇に於て詳述したる如く、英國政府は、市川村の住宅經營に對して、或ひは住宅組合又は個人の住宅建設に對し、莫大なる補助を爲して居る。此が爲めに英國政府の費す所は、年額數千萬磅に及んで居るといふ有様である。我政府も少しく此點に鑑み少くとも大都市の住宅建設に對しては、夫れが公共團體たるを私人の經營たるを問はず、此に對して相當の物質的援助を爲し、住宅供給を促進せしむることが、最も肝要である。大阪市の當局の如きも、今後大いに政府を鞭達することに努力せずはなるまい。

市營住宅の現況

終りに市營住宅の現況に就て、一言しやう。大阪市の市營住宅は、大正七年夫の米騒動の勃發後、大阪市救濟事業後援會なるものが起り、各方面に向つて資金を募集し、其集め得たる金百餘萬圓を以て、種々の社會事業を計畫した際に於て、簡易食堂、共同宿泊所、職業紹介所、兒童相談所、産院、託兒所等と共に建設に着手したのであつて、其の目的とする所は、勿論社會政策的見地にあり、労働者階級に最も低廉にして、清楚なる住宅を供給して、家賃の暴騰を防ぐと共に住居の安定を與へ、生活の改善と生産能率の増進を圖るが爲めに外ならぬ。而して最初の大正八

年には、築港鶴町並に櫻宮に三百八十戸を建設し、更に低利資金の供給と仰ぎ、大正九年に六百五十二戸、同十年に百九十二戸を建設した。場所は、市川村及び堀川監獄跡である。此市營住宅は住宅拂底の折柄、市民の人氣に投じ、其の借入申込者は住宅戸數の數十倍に及び、抽籤を以て此を定むるの盛況であつた。現に築港鶴町、櫻宮、堀川監獄跡三ヶ所を通じ、千二百三十餘戸の市營住宅は一軒の空家もないのである。これが市營住宅の今日までの状況であつて、今後尙市當局は低利資金の融通がつけば、アパートメント式の市營住宅を經營せんとする模様である。

一般住宅の模範

市營住宅の經營は、前にも述べた如く、住宅難緩和の一方方法であつて、固より獎勵すべきであるが、茲に注意すべき肝要のことは、市營住宅は、其の設計に於て或ひは其の家賃に於て、他の一般住宅の模範とならねばならぬことである。市營住宅の建設には自ら限りがあるのであつて假に今後一千戸や二千戸建設されたからと云つて、住宅不足の全體から見れば、九牛の一毛にも過ぎぬ。唯他の一般住宅の模範として、或ひは住宅改良の魁と爲り、或は家賃の暴騰を抑制するに於て、多大の効果があらるのである。蓋し市營住宅建設の意義も亦茲に存すると思ふ。著者は今後市の當局が此點に思ひを致さんことを望んでやまぬ。

第九章 大阪と都市衛生

都市と疾病

都市の衛生機關を完備して、市民の健康を確保し、其の人生生活の幸福を増進することは、都市計畫の最も大なる目的である。従つて都市計畫の實行に當つては、都市衛生の施設に就き、充分考慮する所、あらねばならぬ。元來都市は多數人間の密集する場所であつて、種々の疾病も、亦都市より發生する場が多。例へば『コレラ』『ペスト』の如き外來傳染病は、概ね其の初發は都市であつて、此が各地方へ傳播する、は、恰も物質の原料が先づ都市に集積し、後製品と化して、地方へ販布せらるゝと同様である。また土着傳染病とも云ふべき『チブス』赤痢其の他の消化器病も、亦概ね都市が、其の發生地である。結核に至つては、全く都市が其の巢窟であつて、今日山間僻地到る所に蔓延して居ても、其の根源は、都市に存すること疑ふ可くも無い。而して此結核は、日本人の死亡の大半を占めて居るのであつて、此が蔓延を防ぐ方法を講ずることは、都市衛生上最も注意すべきこと、云はねばならぬ。乳兒の死亡率も亦都市に於て甚だ多い。殊に大阪市の如きは、一歳未満の乳兒の死亡は生産百に對し、二十五人四分の割合であつて、四

人に一人以上の乳兒は生れて間も無く死ぬる譯である。斯の如く都市の健康状態は、甚だ不良であるが、此れは如何にして、改善すべきものであるか。都市衛生の眼目は此點に存する。

尿尿問題の解決

都市の疾病は大概此を二つに分け、其の一は消化器傳染病として『コレラ』『チブス』赤痢の類。其の二は呼吸器傳染病として結核であるが、此中前者の病菌は王として、尿尿の中に存するのであつて、此尿尿問題を解決することが、消化器傳染病を防ぐ所以であると云つてよい。然らば尿尿問題は、如何にして解決すべきかと云ふに、此は今日に於ては頗る至難の問題である。元來其の理想より云へば、都市の尿尿は、尿尿混流式の下水に依つて、雨水其の他一般汚水と共に放流し、適當なる清浄法を以て處分すべきものである。而も此方法に依らんとすれば、都市の建築物の改造を先づ第一とし、便所の構造を水洗便所に改めねばならぬ。今日の都市の建築物の大部分は日本式の建物であつて、其の便所の如きも、舊來の汲取式に出來て居るのであるから、此を歐米風の水便所とすることは、事實容易なことでない。大阪のみに就て考ふるも、此には恐らく巨億の財を要することであらう。従つて今日の状態に於て、直に此を實行することは、頗る六ケしと思ふ。

然し乍ら大阪市の下水の如きは、將來是非とも、屎尿混流式とすべきものである。而して都市建築物の如きも、亦漸を追つて西洋建築とし、便所も水便所に改むる必要があるは勿論であつて市内全部に此を實行する能はずんば、市の中樞部分丈でも、是非此は實行して貰ひ度い。斯くすることゝ依つて、屎尿問題の大半は解決されるものと思ふ。今や都市計畫中の下水事業も、内務省より地方委員会に諮問される迄に立至つたのであるから、此際此點に就き、深く考慮されんことを當局者に望んで置く。尤も此は前に述べた如く經濟上の關係其他に依り、到底近き將來に於ては、市内全部に實行すること至難であるから、茲には先づ準理想的の案として、大下水道、就中大下水管と終末の清浄設備を完成し、屎尿を便宜此に流し込み、下水と共に處分することを勸奨したい。此方法に依れば、市内各箇の家屋に水便所の設備を爲さずとも、屎尿は市營汲取に依りて、下水管に投入するを得るのであつて、勿論理想的の案ではないが暫時の中間策としては適當ではあるまいかと思ふ。蓋し大阪市の如きも此階段を踏まずして、一氣に屎尿混流式の下水と水便所の設備をなすことは、到底出來難いことであらう。

大阪の煤煙問題

大阪市の如き工業の盛んなる土地にありては、工場煙突の數も非常に多く、従つて大阪の中空は、煤煙を以て埋ひる有様であるが、元來煤煙の如きは、衛生上より見て、左程恐るべきものではない。如何に煤煙を以て空気を汚濁しても、大空と渡る風に依りて此を洗滌して、自然の調節作用を生じ、屋外に於ける都市の空気は、其の化學的並に物理的性質に於ては、田園の空気と大差はない。且煤煙或は塵埃の類も雖も、其の多數は吾人の呼吸作用に對しては殆ど無害であつて此がために吾人の健康が直接影響を受けるものとは、學理上云ひ得ないと思ふ。然し乍ら其の間接の損害に至つては、又容易に見逃す可らざるものがある。例へば我大阪市の如く、到る所煙突林立して黒煙濛々の状を呈する都市に於ては、市民は此に依つて非常の不快を覺れ、其の結果として自然窓障子又は硝子戸を閉鎖するに至り、換氣の極めて不充分なる屋内に生活する事となるので、身體並に精神作用に及ぼす損害は、夥しきものと云つてよい。故に此點から見て、煤煙の防止問題は、大阪の如き工業都市にあつては、當然考慮すべきものである。

煤煙防止の方法

煤煙の防止は中々困難な問題であるが、先づ第一に考慮すべきは、成るだけ各工場で使用する石炭を無煙突の如きものに代へ、此と同時に完全に燃焼させることが必要である。普通の石炭は一

基瓦に就て五瓦乃至十二瓦の煤煙を生ずるのであるが、無煙炭に至つては、其七分の一丈けより発生しない。また煙突の構造に就ても、今一層研究する必要がある。然し此より更に重大なることは、都市計畫の實行に依り、工場地域を制定し、各種の工場を出来る丈け同一箇所を集め住宅地域、商業地域より一定の距離を隔て、此等の地域に對して、多くの場合風下に當る方角に工場を設置せしめざることである。斯くするとき其の工場より吐出する煤煙に依りて、一般市民の迷惑を蒙る度合は、甚だ少くなり、自然煤煙問題も解決されるに至るであらう。

其他の諸問題

尚都市衛生に關しては、結核其他呼吸器病の豫防としては、市内の家屋の改良と空地の活用は、採光、採風、通風、喚氣に充分注意する必要がある。住宅の經營、公園の増設、植樹の栽培等も考慮せねばならぬ。また一方食料供給の方面から見れば、中央市場、公設市場の設置、牛乳の市營販賣の如きも必要である。塵埃の處分に就ても、最も文明的の施設を研究する必要がある。斯の如く都市衛生に關する問題は甚だ廣汎に亘り、容易に説き盡すべきでない。今は唯大阪市に關係ある二三の問題だけを論ずるに止めて置く。

第十章 大阪と中央市場

中央市場の必要

我々日常生活に缺ぐべからざる食料品の價格をなるべく低廉にし、安價にして且營養上有効なる食料品を一般市民に供給する事は、都市行政中また緊要なる事項の一である。近來東京、大阪を始め、各都市に公設市場が設けられ、或はまた中央市場が計畫せられんとするものも、此趣旨に外ならぬ。由來我國の都市に於ては、其の何れにも未だ中央市場を認むべきものは莫い。大阪に於ける天満、木津、難喉場、靱、東京に於ける魚河岸、神田市場の如きは、稍此に近いものである。其の設備、其の組織は、歐米の中央市場市場に比べると、實に霄壤の差がある。此等の我國の市場には、冷蔵庫もなければ、貯蔵庫もない。固より鐵道の引込線等はある筈がない。市建の場所等も、此と有するのは一二ヶ所に止まり、其の極めて不完全である。従つて此に對する監督法もなく、公定相場等も、殆ど判然しないといふ有様である。

歐米の中央市場

歐米の都市に至る所悉く、公營の食料品市場を有し、其の規模は孰れも宏大で、就中巴里の

ハル、セントラル市場、倫敦のスマイス、フヒールド及びピリングスゲート市場、伯林のアレキサンデル市場、紐育のフルトン市場の如きは、何れも首都の中心要部にあつて、設備の完全なことで、驚くべきものがある。此等の市場は何れも場内に数條の引込線があつて、市街の各方面の停車場と聯絡し、蒸汽漁船は其の埠頭に横付けせられ、貯蔵機關も具備し、従つて賣場の便利、使用料の低廉、取引の公平、市場の整理監督等、凡てに於て遺憾なく行はれ、自ら市價の低廉を來す許りでなく、販賣品に對する衛生上の取締りも、また周密に行ふことが出来る。従つて市民は此に依り、常に廉價にして、且純良なる食料品の供給を受ける譯である。蓋し我大阪市の如きも、完全なる公營中央市場、設くるに於ては、一般市民に及ばず利益は豫想の外にあるであらう。

中央市場の位置

されば今回の都市計畫事業中にも、中央市場の設置と豫定されて居るのであるが、然らば大阪市中、如何なる場所に此を設くべきやと云ふに、中央市場の必須條件としては、

第一、物資の集中關係上、水陸兩運の利便を有すること

第二、物資の分配上、可成市の中樞に位置すること

等であつて、尙此外に此を一ヶ所に限るべきか。或は二箇所乃至三ヶ所と爲すべきかも、又重要

なる問題である。一ヶ所とすれば市價の統一的標準を決定する上に於て有利であるが、集中分配の點に於て、多少の不便を忍ばねばならぬ。また總ての食料品を一市場に集中すべきか。其の種類に依り魚類市場、蔬菜市場、肉市場等夫れ々適當の位置に別箇に配置すべきかも、重要な研究題目である。外國市場の例に徴しても、此點の施設は區々であるが、要するに此は其都市箇々の状態に適應すべきものであつて、必ずしも決定的のものではない。

今大阪に於て中央市場として、適當なる地域を考察するに、物資の集中上最も利便なるは、堂島川下流及び安治川上流の北岸地帯、又は西道頓堀南岸地帯並に築港方面等であるが、此等の河川沿岸地帯は鐵道及び水運の利便を兼ね、且市の中樞部分に接近して居る點に於て、最も理想的のものである。唯此中築港方面は、水陸兩運の利便はあるが、市の西端に僻任して居る爲め、分配上の不利は免れまい。更に片町線、西線及び吹田操車場より直接連絡に依り、東海道線との集合地點となつて居る櫻の宮貨物停車場附近も、亦大川に接し一路直に市内に通ずる便を有するを以て、中央市場の候補地として、重要なものである。唯其の位置が少しく東北に偏する嫌ひがあるのは、分配市場としては、多少の缺陷あるを免れない。此點に於て寧ろ此處は集荷及び貯蔵を主とする地方的市場たらしむつて適當と信ずる。

中央市場の實現と其經營方針

大阪市の當局は目下内務省の社會事業調査委員會に於て審議中なる中央市場設置法案の成行を俟つて、大中央市場の企畫を實現する考案の如くであるか、此が施設の完成には少くとも、一千万圓の大資金を必要とするのであつて、今直に此を實行することは、甚だ困難である。故に吾人は寧ろ此に先立つて比較的小資本を以て建設せられ得る前記櫻の宮若は築港方面の局部的市場から着手することを勸奨したい。勿論近き將來に於て大中央市場の設置の要あることは今更多く説くまでもない。唯茲に一言注意して置きたいことは、中央市場の經營方法である。中央市場を市若くは其の他の公共團體で直營することは、或は理想であるかも知れぬが、由來自治體の如き機關は、敏活機敏を主とする商取引の運用には適せぬのであつて、此は既設の私營市場の處分問題の上から見ても、從來市場の營業に多年の經驗を有する當業者をして此に當らしめ、市は唯此を指導監督する方針に出づるがよいと思ふ。此の點は慎重に考慮せぬと、折角の計畫も、或は其の効果を奏せぬ結果に終るであらう。

第十一章 大阪と休養設備

市民生活と休養設備

都市生活は一面に生の幸福であるが、その反面には又深刻な生の苦痛である。屢々衛生學者に依り社會學者により統計學者に依りて、警告せらるゝ如くに、都市衛生の危険は寔に寒心すべきものがある。然も、その息詰る陋居、砂塵湧く街路、無作法な車馬、暗闇なる電車、濛々たる煤煙の巷に日夕營々として勞苦し、力作してその身心を消耗しながら、敢て退いて田園閑雅の境地にその生を衛らうとはせず、倍々市塵の間に割込み強烈なる刺戟を追ふて彷徨ふもの、さても何たる都市文化生活の魅惑の偉大さである。近代人の文化觀念にして夫れ此の如くに熾烈に、その欲求にして然く旺盛たる以上、都市はその利便と幸福とを目的とする百施設に加へて、又必ずや都市生活の苦痛を軽減すべく大いに計畫せねばならぬ。常に消極的に公衆衛生の手段を講ずるのみならず、飽迄積極的に市民の健康増進の爲に最大の考慮を廻さねばならぬ。種々な休養設備の充實が則ちそれであつて、大公園、小公園、運動場、遊戯場、廣場、公園道さては森林公園、河岸公園、臨海公園、耕作用なぞの系統的配置がその手段であり、都市の眞只中に田園と森林を持來らすのが畢竟その目的である。

人には緊張の後に必ず弛緩があり努力の後には必ず倦怠がある。而もこの弛緩と倦怠とあつて

始めてまた新たな緊張と努力が生れるのであるから、能率増進の上からもこの弛緩と倦怠とを慰藉し休養せしむる上に萬善の工風を講じて、市民全般に一段の緊張と清新と努力とを喚起せしめねばならぬ。これ近來各都市を擧げ、怡安休養の設備と方法とが大いに注目され且發達するに至つた所以なるに拘らず、獨り我都市にあつては尙その痛切なる必要に自覺するまでに至らず、往々一種の警澤視してこれを輕んずるの風あるは遺憾である。

歐米都市の公園と我國都市の公園

我都市の公園設備が歐米都市との比較に於て如何に貧弱なるかは今多く説くを俟たぬ。これを人口との割當から見ても、華盛頓の五十人毎に千坪は餘りに潤澤過ぎるが、大抵の都市は百人に千坪位の割合であつて、倫敦巴里紐育などの如き熱鬧の大都會でさへ大凡そ五六百人につき千坪の比例であるが、此に對して我東京では八千人で千坪、大阪の如きは二萬人につき千坪といふ憐れな状態である。加之園内の手入れ、遊戯の種類、並に指導に對する注意に至つては彼我非常の懸隔があると同時に、市民のそれを愛護し利用する状態に於いても亦大きな相違がある。

貧弱なる大阪の公園

尤も東京はまだしもその山の手方面に樹木の鬱茂たるものがあつて一味清爽の意を點するか、獨り我大阪に至つては凡そ見渡す限りが丸裸な殺風景極まる瓦紋の連続であつて、これを遮るの綠影もなく生氣もない無味乾燥の感じは、よくもこんな所に住めば住まへたものだと顧みて我身を諷ふばかりであるが、然も此を以て甘んじ去る我等こそはそれにてよけれ、愛すべき我子々孫々の將來をも擧げて、依然此有るが儘の姿を忍ばしめん程無自覺な無分別な我等であり得るかと思ふ時、覺せず慄然として肌を寒さを禁せざるを得ぬ。

小公園と遊戯場

人は大阪近郊の美を説き、箕面、住吉、大濱、瀧寺等數十萬坪の公園は、市内公園の不足を緩和し得るとするであらうが、實は郊外交通機關の現状にては、容易にその利用を樂み得ず、金と時とに餘裕ある階級以外には到底その實益を分つことは出来ぬ。されば如何に舊都市としてその内部に公園を施設することが困難であるとしても、今に於いて是非共これが解決に盡すに非ずんば、將來益々その遂行の困難と感ずるに至るであらう。就中眞先に施設の急を要するものは、小公園運動場の類であつて、最大多数の市民、わけても兒童の爲にはせめて四分の一哩の半徑毎に小公園若しくは遊戯場、一哩の半徑毎には、運動場若しくは中公園を配置して日夕の休養と保健を

全うせしめねばならぬ。富豪邸園の開放、社寺境内の利用の如きも自他の自覺に俟つて又益々考慮されねばならぬ。

大阪城址の開放

若し夫れ大公園の計畫としては、第一に大阪城の内外を擧げて此に充て、以て市民久渴の希望を満するより急なるはない。米國バルチモア市の市長アレクソンは近頃その手腕によつて遂に舊城砦を政府から下附され、其處に一眸の下に、この市の商工業の活動振を見渡しながら更に廣潤なる入江の眺めを撞にし得べきフォード・マツケンリー・パークを作つた。知らず我大阪市は果して誰の市長によつて能く此例に成効し、市民永遠の感謝に値するであらうか。恰も茶臼山邸園の寄與によつて任友男爵の名が我が市民の頭に深く附付けられたるが如くに。

大阪南郊と連續公園

市の南郊は廣潤なる一圓の臺地を展開して遠く大和川を超へ、將來市民の住宅地域として地勢上最恰適の位置に立てるを以て、その發展の急なる固より想像に餘りあり、即ち今にして田邊村の西、股ヶ池より池田池に亘りて、適當の公園計畫を定め、能ふ可むは更に快適なる公園を以て

之を北に天王寺公園に結び西に住吉公園と連ね、又南に大和河畔の松林に達せしむるならば、恐らく此の間多趣多様の景趣を點綴して一大連續公園の美觀を大成せしむるであらう。

森林公園と臨海公園

北に吹田附近の臺地と溪流とを利用すべき天然公園、新淀川堤防に沿ふて野趣に富む一帶の川沿公園。東には生駒山麓自然の起伏を辿る森林公園。西には淀川尻並に木津川尻を利用して砂濱の清逸を樂むに足るべき臨海公園など、とりぐに趣味ある大公園の工風も亦無論看過し得ざる處である。

大阪市と運動場

最近大阪市は西區八幡屋川に借地して、一萬二千坪の大運動を設置することを決した。現在の市内にあつて然も交通の利便に富める此地に理想的の運動施設を整備せんには、市民は最早鳴尾豊中、寝屋川等の郊外にまで出掛くる面倒から逃れて、頗る手近く無雜作に日常これを利用し得るであらう。市民の運動熱は即ちこれによつて益々加はり、勢ひ意外に早く各區に適度のグラウンドを要求せずんば止まざる機運を助成するであらう。大大阪建設の理想も詮する處は、市民の

保健が其の目的の最始であり且最終ではないか。由來體格の劣悪を以て知らるゝ我等の子孫をして速にその汚名から逃れしむべく、我等の努力は特に此點に向つて注がねばならぬ。

第十二章 大阪市民に訴ふ

都市計畫の前途

著者は以上三篇に亘つて、都市計畫並に都市計畫事業の大體の解説、大阪市と都市計畫の關係及び其の今日までに至る經過、將來大大阪の建設に對する各方面の觀察等を説いた。讀者若し順次に此を通讀されたならば、著者の意の存する所は、よく領得さるゝ事と思ふ。今や都市計畫事業は、我大阪市に於ても、漸く其の實行期に入り、今後着々其の進行を見んとするは、著者の市民と共に、欣快に堪わざる所である。而も翻つて其の前途を望観すれば、幾多の峻嶺は、蜿蜒として其の行程を遮り、山徑崎嶇にして羊腸、此を踏越つて、茫漠たる平野に出で、一路坦々領域に至るは、容易なことでは無い。茲に於て乎、著者は、此際大阪市民に訴へ、其の奮奮と自覺を促さざるを得ぬ。

市民の諒解が第一

著者の見解に依れば、都市計畫事業の如きは、政府に公共團體の施設もさる事乍ら、先づ第一に其の都市に居住する市民の諒解を得ずしては、到底其目的を達すること不可能と思ふ。元來都市計畫事業は一般市民の利害に影響する所極めて甚大なるのみならず、此が遂行に當りては、多大の犠牲も拂はねばならぬ。即ち都市全體の利益の爲めには、一部市民を犠牲とする場合も往々これ無しとせぬ。且事業の遂行には、頗る多額の經費を要する。而して其經費なるものは、其一部分は國庫の補助に依るとは云へ、其大部分は、市民の負擔に屬するものである。

市民の負擔重大

今夫大阪市の都市計畫第一事業に就て見るも、道路の新設擴張路面補裝等に要する費目一億四千萬圓に及んで居るのであるが、而も道路の新設擴張の如きは、都市計畫の全體から見れば、交通政策の一部に過ぎぬのであつて、此以外都市計畫として施設すべきことは、甚だ澤山ある。従つて其全部を云はず、大半を遂行する丈でも、數億の巨財を要する譯である。而して此經費は悉く市民の負擔に係るのであるから、都市計畫に對する市民負擔も亦重大と謂はねばならぬ。

事業の繰延は不可

故に都市計畫の遂行は、その財源の一點より見るも、先づ第一に市民の諒解を得、此が賛成を求めねばならぬ。都市計畫の遂行が、今日我國の都市の最大急務たることは、著者が從來屢々説明した如くである。若し大阪市にして都市計畫の實行が、一日遅延すれば、一日大阪市の損失たることは最早明かなる事實である。大阪市民はよく此理を諒解して、都市計畫遂行の爲めに、其努力を惜んではならぬ。世間往々財政上或はその他の理由に依り、都市計畫事業を繰延又は縮小せんとする論者があるが、此は前にも述べた如く、思はざるの甚だしきものである。都市計畫事業の實行を躊躇したるため、他日悔を噛むの悔を貽したることは、東京市區改正が、此を證明して居るでは莫いか。何れの都市と雖も、今日は經費多端に苦しむぬはない。若し財源の點に就て、事業を繰延べんとするならば、今後永久に都市計畫に着手する時期はないであらう。

富豪資産家の發奮

殊に著者は都市計畫の實行に付き、大阪市内の富豪、資産家階級の發奮を望むこと切なるものがある。蓋し彼等富豪資産家等は、從來大阪市の發展膨脹により、非常の利益を得た者である。彼等の富の大部分は、大阪市の發展に依る賜と云つてよい。假に彼等の所有する土地に就て見よ。過去數十年間に於て、其地價は數十倍の昂騰を來したでは莫いか。而も此は豈土地許りでは

ない。彼等が諸種の營業に依る利益と雖も亦大阪なる近代的大都市を背景として、享受したるものなることに於て、一點疑ふの餘地は莫い。果して然りとすれば、彼等富豪資産家が、都市計畫實行の爲めに、何等かの方法を以て、相當の物資的援助を爲すは、寧ろ當然である。著者は此意味に於て、都市計畫の財源として、土地増價税、間地税等を課すること、並に特別税として地租又は營業税の附加税を課することは、毫も間然する所莫いと思ふ。然るに富豪資産家階級が、兎角都市計畫の財源を出し瀝るの傾向あるは、如何なるものであるか。前にも述べた如く商業會議所の如きは、營業税附加税の課税に反對せんとするが如くであるが、斯の如きは前記の事由を辨へざるものであつて、吾人の與する能はざる所である。

一部の犠牲者

一方また都市計畫事業の遂行に依り、家屋の一部を切取られ、或は其立退きと餘儀なくされ甚だしきに至つては、先祖以來の營業を失ふに至る者もあるであらう。斯の如き人々の境遇に至つては、誠に同情に堪へぬのである。然し此も都市計畫事業遂行の爲めには避く可からざる事であつて、此等人々に對しては、自己の居住する市の爲めに其犠牲を甘受して貰はねばならぬ。勿論事業執行の責任者が此に對して、出來得る丈の補償を爲し、其犠牲の度を少くする事に努むべ

ものは、*Practical*なることである。

都市計畫の宣傳

次に著者が大阪市民に對して切望する所は、よく都市計畫事業の性質と理解せられんことである。従來大阪市民中都市計畫の遂行につき反對せんとする者あるは、未だ都市計畫の何物なるかを、理解せざるの結果に依るのである。若大阪市民にして、都市計畫の何物たるかを理解し、其實行の一日も忽にすべからざる所以を領得したならば、將必其事業進行上、非常の効果ある事と思ふ。著者の不敏を以てして、自ら編らす此小冊子を著はしたる所以も、亦大阪市民に都市計畫の智識を普及し、都市計畫の實行上、幾分たりとも裨補すの所あらんとするに外ならぬ。勿論此に就ては、市當局も今後、都市計畫の講演會を開くなり、或ひは活動寫眞を映寫するなり、又は都市計畫宣傳のポスターと作製するなり、種々雑多の方法を講じて、都市計畫其物をよく市民の頭に徹底せしむることに努むべきである。

市民の自覺と決心

此を要するに都市計畫は市民自ら此を自己の頭上の問題として、熱心に盡力するにあらざれば

如何に政府並に公共團體が、此が劃策に努むると雖も、決して好結果を奏するものではない。都市計畫事業の成否は一に繫かつて、市民の發奮と自覺にあるのである。庶幾くば大阪市民が、將來都市計畫の實行に就て、出來得る丈の贊助努力を吝まざらんことを。著者は此小冊子の筆を擲くに臨み、滿腔の赤誠を捧げて、此を祈る次第である。

附錄、都市計畫關係法規(目次)

一、都市計畫法	一頁
二、都市計畫法施行令	六頁
三、都市計畫法施行期日ノ件	十頁
四、都市計畫法ニ依ル土地區劃整理ニ關スル登記ノ件	十頁
五、土地區劃整理區内ノ土地及其上ニ存スル建物ノ登記ニ關スル件	十一頁
六、土地區劃整理地區内及其上ニ有スル建物ノ登記ニ關スル件	十一頁
七、都市計畫法施行令第九條ニヨル受益者指定ノ件	十一頁
八、都市計畫委員會官制	十二頁
九、市街地建築物法	十六頁
十、市街地建築物法適用區域	二十頁
十一、市街地建築物法施行令	二十頁

都市計畫關係法規

都市計畫法(大正八年四月四日法律第三十六號)

- 第一條 本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通、衛生、保安、經濟等ニ關シ永久コ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重、施設ノ計畫ニシテ市ノ區域内ニ於テ又ハ區域外ニ互リ施行スベキモノヲ謂フ
- 第二條 前條ニ規定スル市ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス其ノ市ノ都市計畫區域ハ關係市町村及都市計畫委員ノ意見ヲ聞キ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三條 都市計畫、都市計畫事業及毎年度執行スベキ都市計畫事業ハ都市計畫委員官ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クベシ
- 第四條 都市計畫委員會ノ組織、權限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 都市計畫事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス
- 主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非ザル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得
- 第六條 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公、團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非ザル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

主務大臣必要ト認ムトキハ勅令ノ定ムル都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲマテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共團體ノ負擔スベキ毎年度ノ金額ノ最高限度ヲ定ムルコトヲ得

第八條 公共團體ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル爲左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得但府縣設テ市ニ分賦スル場合ニ於テ市ガ營業稅 雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其稅率ヲ定ムベシ

一 地租割 地租百分ノ十二中以内

二 國稅營業稅割 國稅營業稅百分ノ十七以内

三 營業稅 雜種稅又ハ家屋稅 各府縣稅百分ノ四以内

四 其ノ外勅令ヲ以テ定ムルモノ

公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第九條 都市計畫區域ニ存スル國有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ第六條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルコトヲ得

第十條 都市計畫區域ニ於テ市街地建築切法ニ依ル地域又ハ地區ノ指定、變更又ハ廢止ヲ爲ストキハ都市計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スベシ

都市計畫區域内ニ於テハ市街地建築切法ニ依ル區域及地區ノ外土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ爲特ニ 區ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 第十六條第一項ノ土地ノ域内又ハ前條第二項ノ規定ニ依リテ指定スル地區内ニ於ケル建築物、土

地ニ關スル工事又ハ權利ニ關スル制限ニシテ都市計畫ニ必要ナルモノハ勅令ヲ以テ此ヲ定ム

第十二條 都市計畫區域ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ土地トシテノ利用ヲ增進スル爲土地區劃整理ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ土地區劃整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クハ耕種整理法ヲ準用ス

第十三條 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ハ認可後一年內ニ其ノ施行ニ着手スル者ナキ場合ニ於テハ公共團體ヲシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム

前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ雖キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規ヲ設ケルコトヲ得

第十四條 地方長官土地區劃整理ノ設計ニ關スル認可ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第十五條 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ地價ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

第十六條 道路、廣道、河川、港灣、公園其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニシテハ閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ收用スル使用スルコトヲ得

前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地ニ成ニ必キナルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收用スルコトヲ得

第十七條 土地區劃整理ノ爲又ハ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ依リ建築物ノ整理ノ爲必要アルトキハ建築物其ノ内ノ工作物ヲ用スルコトヲ得

第十八條 前二條ノ規定ニ依リ收用スル使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依ル土地收用法ノ適用ニ付テハ前條ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス

第十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ付テハ第三條規定ニ依ル都市計畫認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業認可ト看做ス

第二十條 土地收用法第二十二條第一項ノ協議調ハザル場合又ハ其協議ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テハ事業執行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ス
前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セス

第二十一條 第九條ノ規定ニヨリ下付ヲ受ケタル土地及第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ處分及管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 都市計畫事業ニ依リ生シタル警造物ノ管理ニ付特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管理者ヲ定ム

第二十三條 行政執行法第五條及第六條ノ規定並之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ行政廳カ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政廳國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取全權ノ順位並ニ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ命令ニ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附 則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年十一月二十七日勅令第四百八十一號ヲ以テ大正九年一月一日ヨリ施行)

第二十八條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建築處分規則及大正七年法律第二十八號並之ニ基キテ發シタル命令ハ之ヲ廢ル

第二十九條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建築物處分規則ノ適用又ハ準用ヲ受ケル市ハ第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

第三十條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第十六條ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル都市計畫又ハ都市計畫事業ト看做ス

第三十一條 東京市區改正條例 東京市區改正土地建築處分規則及大正七年法律第三十六號又ハ之ニ基キテ發シタル命令ニ依リ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ抵觸セザル限り本法ニ依リ爲シタル處分ト看做ス

第三十二條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第二十二號 正七年勅令第一八十四號ニ依リ付テ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下付ヲ受ケタルノ所有ニ屬スル 地租ヲ免除ス但シ、ノ市ノ都市計畫事業ノ終リ

タルトキハ此ノ限ニ在ラス
 前項ノ河岸地ヨリ收入スル金額ハ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得ス
 第一項ノ河岸地ノ下付ヲ受ケタル市ハ之ヲ貸却讓ハスルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ都市計畫
 委員會ノ議決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

都市計畫法施行令(大正八年十一月二十七日勅令第四百八十二號)

- 第一條 都市計畫事業ハ都市計畫法第二條ニ依リ規定スル市ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行ス
- 第二條 前條ノ市ノ區域外ニ於テ又ハ區域外ニ互リ都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テ內務大臣ニ區域ニ
於ケル事業カ主トシテ區域外ノ公共團體ノ利害ニ關スト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラスハノ公共團體ヲ
統轄スル行政廳ヲシテ區域外ニ於ケル事業ヲ執行セシムルコトヲ得
- 第三條 內務大臣都市計畫事業カ分割シテ之ヲ執行スルコト困難又ハ不利認ムルトキ其ノ他特別事情アリ
ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス事業ヲ執行スヘキ行政廳ヲ指定スルコトヲ得
- 第四條 前三條ノ規定ハ行政官廳都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ之ヲ適用セス
- 第五條 行政廳ニ非サル者ヲシテ執行セシムルコトヲ得ル都市計畫事業ノ種類及範圍ハ關係行政廳ノ意見ヲ
聞キ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ內務大臣之ヲ定ム
- 第六條 行政廳ニ非サル者都市計畫事業ヲ執行セシムルトキハ內務大臣ニ特許ヲ申請スヘシ
- 第七條 內務大臣ハ前條ノ特許ニ都市計畫事業ノ其ノ他公益上必ズト認ムル條件ヲ附スルコトヲ得
- 第八條 第六條ノ特許ヲ受ケタル者事業ヲ實施セムトスルトキハ設計書ヲ添附シ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ非サレハ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ事業ノ執行
ニ要スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ス

- 一 行政官廳ノ執行スル事業ニ因リ公共團體カ著シク利益ヲ受ケルトキ
 - 二 事業地ノ公共團體以外ノ公共團體ヲ又ハ上級公共團體ヲ統轄スル行政官廳ニ於テ執行スル事業ニ因リ事業
地ノ公共團體カ著シク利益ヲ受ケルトキ
 - 三 事業ニ因リ生ジタル營造物カ他ノ工作物ト兼ヌルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ又ハ其
ノ營造物ヲ利用スルニ因リ著シク利益ヲ受ケルトキ
 - 四 前各號ノ外都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クルハニシテ內務大臣ヨリ指定セラレタルモノアルトキ
- 第十條 都市計畫法第一條第二項ノ規定ニ依リ負擔セシムル費用ノ金額及其ノ負擔方法ニ付テハ關係市町村
長ノ意見ヲ聞キ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ內務大臣之ヲ定ム
- 第十一條 都市計畫法第一條第一項ノ土地ノ境域内ニ於テ工作物ヲ新築改築者ハ除却シ、土地ノ形質ヲ變
更シ又ハ地方長官ノ指定シタル竹木土石ノ類ヲ採取セムトル者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ但シ命令ヲ以
テ許可ヲ要セスト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十二條 地方官長ハ前條ノ許可ニ都市計畫事業ノ執行上必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得
- 第十條 風致維持ノ指定スル地内ニ於ケル工作物ノ新築改築者ハ除却シ、土地ノ形質ノ變更、竹木土
石ノ類ノ採取其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ボス虞アル行爲ハ地方長官內務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ之ヲ
禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
- 第十四條 地方長官ハ第十一條ノ規定ニ、前條ノ命令ニ又ハ第十二條ノ條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復

ヲ命スルコトヲ得

第十條 都市計畫法第十三條第一項ノ規定ニ依ル公共團體ノ土地區劃整理ノ施行ハ内務大臣之ヲ命ス

第十六條 前條ノ土地區劃整理ノ施行ニ要スル費用ハ整理地區内ノ土地所有者又ハ關係人ノ負擔トス

第十七條 公共團體第十五條ニ依リ土地區劃整理ノ施行ヲ命セラレタトキハ設計書、費用負擔方法及耕地整理法第三十條第二項ノ規約ニ代ルヘキ處分方法ヲ定メテ之ヲ告示シ十日間土地所有者及關係人ノ縦覽ニ供シタル後地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

土地所有者又ハ關係人前項ノ設計書、費用負擔方法又ハ處分ニ關シ異議アルトキハ前ニ掲クル期間内ニ地方長官ニ之ヲ申出ツルコトヲ得

前項規定ニ依ル異議ヲ申出アリタルトキハ地方長官、都市計畫委員ヲ議決ニ付スヘシ

地方長官ハ前項ノ議決ヲ設計書、費用負擔方法又ハ處分方法ノ變更ヲ必要トスルトキハ公共團體ニ其ノ變更ヲ命ズベシ公共團體ガ變更ヲ爲シタルトキハ其ノ變更シタル部分ニ付第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條 前二條ノ土地所有者及關係人ノ意義に關シテハ耕地整理法ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 第十五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ付テノ耕地整理法ノ準用ニ關シテハ同法第四十二條ノ二、第四

十七條及第四十八條ノ組合ハ土地區劃整理ヲ施行スル公共團體トシ同法第四十三條第一項及第四十四條ノ耕地整理組合ノ地區ハ土地區劃整理ノ地區トス

第二十條 土地區劃整理施行シ土地ノ地位ニ關シテハ耕地整理法第十二條第十三條第十四條、二項乃至第五項及第一條ノ二乃至第十六條ノ規定ヲ準用ス

土地區劃整理ヲ施行スルニ當リ開墾又ハ地目變換ヲ爲シタル場合ニ於テハ工事完了ノトキ開墾ハ變換シタ

ル土地ニシテ從ノ地域ニ依リ其ノ地目ヲ修正シ修正地價ヲ以テ耕地整理法第十三條第一項ノ地價トス價前項ノ規定ハ第一項ノ合ニ於テテ耕地整理法第十四條第二項、第三項及第四項並第十五條ノ規、中同法第十四條第一項ノ規定ノ規定ト看做ス

第二十一條 鐵道、軌道、運河、水道、下水道、耕地整理、運河場、一團地ノ住宅經營、市場、屠場、墓地

火葬場及塵埃焼却場ハ都市計畫法第十條第一項ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス

第二十二條 都市計畫法十六條第一項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用ハ土地區劃整理ヲ施シスル必要アル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ收用シタル土地ハ土地區劃整理ノ工事完了後ニ非ザレハ之ヲ賣却シ又ハ貸付スルコトヲ得

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル土地ノ賣却又ハ貸付ハ左ニ掲クル者ニ對シテ毎半競争入札ニ依リテ之ヲ行フ

一 其ノ土地ノ附近地カ都市計畫法十六條第一項ノ規定ニ依リ收用セラレタル場合ニ於テ其ノ收用セラレタル附近地ノ全部又ハ一部ノ收用ノ際所有シタル者又ハ其ノ相續人

二 前號ノ附近地ニ存シタル家屋ヲ其ノ附近地收用ノ際所有シタル者

三 其ノ土地ノ全部又ハ一部ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル者

四 其ノ土地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル者

前項ニ掲クル者一人ナルトキハ其ノ者ニ對シテ同意契約ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得

第二十六條 一宅地ヲ爲スニ足ラサル殘地ハ隣地所有者ニ對シ隨宜契約ニ依リ賣却又ハ貸付スルニ付得
 第二十七條 都市計畫事業ニ要スル國有地ハ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體ヲシテ無償ニテ之
 ナ供用セシメ其ノ地ニ存スル國有ノ建築物ハ無償ニテ其ノ公共團體ニ之ヲ交付ス
 第二十八條 都市計畫法第九條ノ規定ニ依リ下付テ受ケタル土地ハ都市計畫事業ノ財源ト爲ス爲基本財産ト
 シテ管理スベシ但シ特別ノ事由ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラズ
 第二十九條 公共團體ハ第二十三條ノ土地ノ賣却若ハ貸付ニ付又ハ都市計畫法第十六條第二項ノ規定ニ依リ
 敷用シタル土地若ハ第二條ノ土地ノ管理方法ニ付必要ナル規定ヲ定メ地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ認可ヲ
 受ケベシ
 第三十條 内務大臣必要ト認ムルトキハ都市計畫事業ニ依リ生シタル營建物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得

附 則

本令ハ都市計畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

都市計畫法施行期日ノ件(大正八年十一月二十七日勅令第四百八十一號)

都市計畫法ハ大正九年一月一日ヨリ此ヲ施行ス

都市計畫法ニ依ル土地區劃整理ニ關スル登記ノ件(大正八年十一月二十七日勅令第四百八十八號)

耕地整理登記令ハ都市計畫法ニ依ル土地區劃整理ノ地區内ノ土地其ノ上ニ存スル建物ノ登記ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ都市計畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

土地區劃整理地區内ノ土地及其上ニ存スル建物ノ登記ニ關スル件

(大正八年十一月二十八日司法省令第十八號)

明治四十二年司法省令第二十一號耕地整理登記令施行細則ハ土地區劃内ノ土地及其ノ上ニ存スル建物ノ登記
 ニ之ヲ準用ス
 本令ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

都市計畫法施行令第九條ニ依ル受益者指定ノ件(大正九年一月六日)

(内務省令第二十八號)

都市計畫法施行令第九條第四號ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ但シ第一號ノ期間ニ付テハ事業着手ノ時
 ヨリ之ヲ起算ス
 一 都市計畫事業トシテ道路若ハ廣場ノ新設 擴張又ハ路面ノ改良ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ道路若ハ廣場
 ノ兩側ニ於テ内務大臣ノ定ムル區劃内ニ在ル有租地ノ所ニ者但シ賃權ノ目的タル土地ニ付テハ賃權者、十
 年ヨリ長キ期日ノ定アル地上權 永小作權及賃借權ノ目的タル土地ニ付テハ地 權者 永小作人及賃借人
 一 前號ノ區劃内ニ在ル無租地ニシテ公用又ハ公共ノ用ニ供セラレザルモノニ付テハ地權者 永小作人及
 賃借人

都市計畫委員會官制(大正八年十一月勅令第四八三號制定)

(大正十一年五月勅令第二七二號改正)

第一條 都市計畫委員會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項其ノ他都市計畫ニ必要ナル事項ヲ調査審議ス

第二條 都市計畫委員會ハ都市計畫ニ關スル事項ニ付關係各大臣ノ諮問ニ應ジ又ハ關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 都市計畫委員ハ都市計畫中央委員會及都市計畫地方委員會トス

第四條 都市計畫 中央委員會ハ内務省ニ之ヲ設ク都市計畫地方委員會ハ都市計畫法第二條ノ規定ニ依リ指定スル市ヲ抱括スル府縣毎ニ之ヲ置キ府縣ノ名ヲ冠ス但シ東京地方委員會ハ内務省ニ之ヲ置ク

第五條 都市計畫委員官ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ專ラ一地方ニ關スルモノニ付テハ其ノ地ノ委員官ノ議決ヲ 但シ地方委員會ノ議決ヲ經タル事項ニシテ内務大臣ハ之ヲ審議ノ必要アリト認ムルモノニ付テハ之ヲ中央委員會ノ議ニ付シ其議決ヲ以テ都市計畫委員會ノ議ト看做ス

第六條 中央委員會及地方委員會ハ、長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七條 中央委員會ノ會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

地方委員官ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ但シ東京地方委員會ノ會長ハ内務次官ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 中央委員官ノ委員ハ左ノ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 關係各廳高等官 十六人以上
- 二 學識經驗アル者 十二人以上
- 三 地方委員會ノ委員ハ左ノ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ
 - 一 都市計畫法第二條ノ規定ニ依リ指定スル市ノ市長
 - 二 關係各廳高等官 十人以上
 - 三 第一號ノ市ノ市會議員 市會議員定數ノ六分ノ一以内
 - 四 關係府縣會議員 府縣會議員定數ノ十分ノ一以内
 - 五 市長以外ノ第一號ノ市吏員二人以内
 - 六 學識經驗アル者 十人以上
 - 七 東京地方委員會ニ在リテハ警視總監及東京府知事

同一府縣内ニ於テ都市計畫法第二條ノ規定ニ依ル二以上ノ市ノ指定アリタルトキハ前項第一號第三號及第五號ニ掲クル者ハ其ノ市ニ關セサル事項ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ市長ニ於テ必要ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一項及第二項ノ掲クル者ノ外臨時ノ必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ命ジ議事ニ參與シ決議ノ數ニ加ハラシムルコトヲ得

第三項第一號及第一號第二號第七號ニ掲クル者事故アル時ハ其ノ職務ヲ代理スル者議事ニ參與シ決議ノ數

ニ加ハル事ヲ得

市會及府縣會ハ第二項第三號及第四號ノ規定ニ依ル委員タルヘキ者ヲ選舉スベシ

第十條 委員及臨時委員ハ前第二項第一號及第七號ニ掲クル者ヲ除クノ外内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第十一條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央委員會ニ在リテハ内務大臣ノ東京地、委員會ニ在リテハ内務次官ノ其ノ地方委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第十二條 委員會ハ都市計畫ニ關シ必要アル期間ヲ指定シ關係府縣都市町村ヲシテ特定ノ事項ニ付調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル圖書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十三條 委員會ハ又ハ臨時委員ヲ派遣シタ都市計畫事業執行ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第十四條 會長ハ委員會開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ招集及會議ノ事項ヲ委員官開會ノ日ヨリ少クトモ三日迄に招集及委員ノ事項ヲ委員及臨時委員ニ通知スベシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 委員會委員ハ及臨時委員ノ半數以上出席スルニ非サレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第十六條 會長ハ會議ノ議長ト爲ル

委員官ノ議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十七條 會長ハ委員十人以上以内ヲ以テ常務委員會ヲ組織セシムルコトヲ得

委員會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ニシテ輕易ナルモノヲ常務委員會ニ委任スルコトヲ得

第十八條 會長ハ常務委員會ヲシテ委員會ノ會議事項ヲ豫メ審査セシムルコトヲ得

第十九條 常務委員ハ委員官ヨリ委任シタル事項ヲ處理スルコトヲ得

第二十條 委員會ニ幹事若干ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第二十一條 地方委員會ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

事務官 奏任 專任八人以上以内

技師 奏任 專任三十人以上以内

書記 奏任 專任四十八人以上以内

技手 奏任 專任六十人以上以内

事務官ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

書記及技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ從事ス

第二十二條 委員又ハ臨時委員官務ニ依リ旅行スルトキハ旅費ヲ給ス

前項旅費ノ支給ニ關シテハ明治四十四年勅令第六十一號第一條及第三條ノ規定ヲ準用ス(大正十年一月二十九日勅令第十三號ヲ以テ旅費規則改正)

附 則

本令ハ都市計畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

都市計畫調査會官制ハ之ヲ廢止ス

地方。員會ニ要スル費用ハ當分ノ内府縣ノ負擔トス。東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ノ市區改訂委員會ノ委員ニシテ東京市區改正委員會組織權限規程第一條第二項第五號ノ規定ハ大正七年勅令第百八十三號第二條第四號ノ規定ニ依リ任命セラレタル者ハ第八條ノ規定ニ依リ任命セラレタル委員ト看做ス

附 則(勅令二百七十二號ノ分)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前ノ都市計畫地方委員會ハ本令ニ依ル都市計畫第方委員會ト看做ス。本令施行ノ際現ニ臨時委員ノ職ニ在ル者ニシテ別ニ命令書ヲ交付セラレサルモノハ之ヲ本令ニ依ル臨時委員ト看做ス

市街地建築物法(大正八年四月四日法律第三十七號)

- 第一條 主務大臣ハ、法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業區域又ハ工業區域ヲ指定スルコトヲ得
- 第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第三條 建築物ニシテ商業ノ利益ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業區域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業區域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業區域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得
- 第五條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ變更又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スノトキハ其ノ用

途ニ供スル第一ノ建築物スルモノト看做ス

第七條 道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八條 建築物ノ敷地ハ建築線ニ接セシムルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタトキハ此ノ限リニ在ラス

第九條 建築物ハ建物線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス但シ建築線カ道路幅ノ境界線ヨリ後退シテ指定セラレタルモノナルトスハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ前面突出部又ハ基礎ハ道路幅ノ境界線ヲ超エサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ之ヲ突出セシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ市街ノ體裁上必要ト認ムルトキハ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ、又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要アル規定ヲ設ケルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

防火地區内ニ於テハ建築物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ境界線ニ接シ之ヲ設ケルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

第十五條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備、又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其他ノ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

一 保安上危險ト認ムルトキ

二 衛生上有害ト認ムルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存生スル建築物ガ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スベキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲グル必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命ズルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受ケベキ者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ金額決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 前條ノ規定ハ前條ニ掲グル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ

營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條ニ掲グル者ハ其ノ代理人、月主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

前條ニ掲グル者ハ法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二號ヲ準用ス

第二十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ズ

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利利益ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 本法適用ノ區域ハ勅令ヲ以テ指定スル市區其ノ他ノ市街地トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ市街地ノ外ニ亘リ本法適用ノ區域ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ著キセザルモ設備アル建築物又ハ建築地ニ非ザル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセザル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 本法ニ於テ道幅ト稱スルハ幅員九尺以テモノヲ謂フ

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム（大正九年十一月十七日勅令第五百三十九號ヲ以テ大正九年十二月一日ヨリ施行）

市街地建築物法適用區域（大正九年十一月十七日勅令第五百四十號）

市街地建築物法ハ東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市ニ之ヲ適用ス
内務大臣ハ前項ニ掲グル市ノ外ニ互ル區域ニシテ都市計畫ノ區域タルモノノ全部又ハ一部ノ區域ニ市街地建築物法ヲ適用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ市街地建築物法ニ適用スル區域ハ内務大臣之ヲ告示ス

附 則

本令ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

市街地建築物法施行令（大正九年九月二十九日勅令第四百三十八號）

第一條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ
一 當時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場、常時使用スル原動機馬力數ノ合計ニテ超過スル工場又ハ汽鐘ヲ使用スル工場但シ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムル

ノハ此ノ限ニ在ラズ

- 二 五層以上ノ自動車ヲ常時收容スル車庫
 - 三 劇場、活動寫眞館、寄席又ハ興物場
 - 四 待合又ハ貸座敷
 - 五 倉庫業ヲ營ム倉庫
 - 六 火葬場
 - 七 屠場
 - 八 塵埃焼却場
 - 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ
- 第二條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ
- 一 當時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計ニテ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所及行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
 - 二 前條第六號乃至第八號ニ該當スルモノ
 - 三 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ
- 第三條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建台スルヲ得ズ
- 一 當時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計ニテ超過スル工場但シ第一條第一號但書又ハ前條第一號但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二 左ニ掲グル事業ヲ盡シ工場但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

イ 銃砲火薬類取締法ノ火薬類ノ製造

ロ 酸素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、ピクリン「酸」、ピクリン「酸鹽類」、黃燐、赤燐、磷化磷「カリウム」ナトリウム「マクネシウム」過酸化水素、過酸化「カリウム」過酸化「ナトリウム」過酸化「バリウム」硫化炭素「エーテル」コロザウム「アルコホル」木精「アセトン」ベンゾール「キシロール」トルオール「テレピン」油硝化纖維素「セルロイド」石油類其ノ他之ニ類ス引火性又ハ發火性物品ノ製造

ハ 「硫黄、沃度」「ブローム」四鹽化炭素、鹽化硫黄、鹽酸、硝酸、磷酸、磷化水素、醋酸、無水醋酸、石炭酸、安息香酸、苛性加里、苛性曹達「アンモニア」水、炭酸加里、無酸曹達「クロール」石炭、次硝酸、酸若鉛「チア」化合物、此系化合物「バリウム」化合物、水銀化合物、鉛化合物、銅化合物、亞硫酸鹽類「フォルマリン」クロロホルム「イヒチオール」「ブルフォナール」「グリセリン」「アンチフェブリン」「アスピリン」「クレンオ」ソート「クアヤコール」等其ノ製造ニ際シ有害又ハ有害ノ瓦斯又ハ製廢液ヲ生ズル物品ノ製造

ニ 水銀ヲ用井ル計ノ製造

ホ 樽寸ノ製造

ハ 金屬ノ熔融又ハ精煉

ト 乾燥油又ハ溶劑ヲ用井ル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

チ 肥料ノ製造

リ 動物質原料ノ化製

オ 製革又ハ毛皮ノ精製

ル 骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨

チ 製油 又ハ製蠟

ロ 染料、顔料 又ハ塗料ノ製造

カ 煉瓦又ハ坩堝ノ製造

コ 「アスファルト」ノ製造

タ 「セメント」石膏、石灰、燧製、灰、炭化石灰ハ石灰望素ノ製造

レ 古綿又ハ襪類ノ精製

ソ 礦類、鉛、硝、煉瓦、陶磁器等ノ粉碎

ツ 石炭互 又ハ壓縮瓦斯ノ製造

ネ 「コークス」ノ製造

ナ 石炭「タール」木「タール」石油蒸餾産物又ハ其ノ殘滓ヲ原料トスル製造

ラ 石鹼ノ製造

ム 製紙

ウ 溶劑ヲ用井ル護詣製 又ハ製造

フ 鋼釘又ハ鋼球ノ製造

ノ 瀝靨ノ製造

オ 金屬ノ壓 又ハ伸線